

令和4年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和4年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (11月30日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○議員の辞職許可報告	7
○常任委員会委員長等の互選結果報告	8
○議会運営委員会委員の選任について	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案第56号～議案第73号の一括上程、説明	9
○散会の宣告	13

第 2 号 (12月5日)

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	15
○議会事務局職員	15
○開議の宣告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17

1 番 原 田 陽 子 君

防犯対策について	18
----------	----

サイバーセキュリティ対策について……………	2 3
5 番 石 川 義 光 君	
民生委員の担い手不足解消について……………	2 8
1 6 番 君 嶋 寿 男 君	
企業誘致について……………	3 4
静峰ふるさと公園について……………	3 8
那珂市の P R 活動について……………	4 0
8 番 富 山 豪 君	
人口減少と後期基本計画について……………	4 5
9 番 花 島 進 君	
人権問題への相談体制について……………	5 3
那珂市の周辺地域の活性化策について……………	5 6
額田地区の道路整備について……………	5 8
自転車通行区分の矢羽根標示について……………	5 9
国民健康保険税について……………	6 1
1 3 番 勝 村 晃 夫 君	
東海スマートインターチェンジについて……………	6 3
○散会の宣告……………	6 7

第 3 号 (12月6日)

○議事日程……………	6 9
○本日の会議に付した事件……………	6 9
○出席議員……………	7 0
○欠席議員……………	7 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	7 0
○議会事務局職員……………	7 0
○開議の宣告……………	7 1
○諸般の報告……………	7 1
○一般質問……………	7 1
3 番 小 池 正 夫 君	
農業の収益力向上について……………	7 2
施設の維持管理について……………	7 7
6 番 關 守 君	
那珂西リバーサイドパークの利用について……………	8 2
1 1 番 木 野 広 宣 君	

子育てトータルプランについて……………	9 0
子供の弱視について……………	9 8
ゴミ焼却時の資源採取について……………	1 0 0
1 2 番 古 川 洋 一 君	
迷惑行為の対応について……………	1 0 2
独り暮らしの高齢者を守る事業について……………	1 0 6
教育問題について……………	1 1 5
○議案等の質疑……………	1 2 1
○議案等の委員会付託……………	1 2 2
○散会の宣告……………	1 2 2

第 4 号 (1 2 月 1 9 日)

○議事日程……………	1 2 3
○本日の会議に付した事件……………	1 2 3
○出席議員……………	1 2 4
○欠席議員……………	1 2 4
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 2 4
○議会事務局職員……………	1 2 4
○開議の宣告……………	1 2 5
○諸般の報告……………	1 2 5
○議案第 5 6 号～議案第 7 3 号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決……………	1 2 5
○議員派遣について……………	1 2 9
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	1 3 0
○閉会の宣告……………	1 3 0
○署名議員……………	1 3 3

那珂市告示第 1 5 2 号

令和 4 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 4 年 1 1 月 3 0 日（水）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和4年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期28日間)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 日	1 1 月 3 0 日	水	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第 2 日	1 2 月 1 日	木		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第 3 日	1 2 月 2 日	金		休 会	(議案調査)
第 4 日	1 2 月 3 日	土		休 会	
第 5 日	1 2 月 4 日	日		休 会	
第 6 日	1 2 月 5 日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、石川、君嶋、 富山、花島、勝村)
第 7 日	1 2 月 6 日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問(小池、關、木野、古川) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第 8 日	1 2 月 7 日	水		休 会	(議事整理)
第 9 日	1 2 月 8 日	木	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	1 2 月 9 日	金	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	1 2 月10日	土		休 会	
第12日	1 2 月11日	日		休 会	
第13日	1 2 月12日	月		休 会	(議事整理)
第14日	1 2 月13日	火	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第15日	1 2 月14日	水	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第16日	1 2 月15日	木		休 会	(議事整理)
第17日	1 2 月16日	金	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)
第18日	1 2 月17日	土		休 会	
第19日	1 2 月18日	日		休 会	

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 2 0 日	1 2 月 1 9 日	月		本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決
第 2 1 日～ 第 2 7 日	1 2 月 2 0 日～ 1 2 月 2 6 日			休 会	(議事整理)
第 2 8 日	1 2 月 2 7 日	火	午前 1 0 時	本会議	1. 閉会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、会期を通常よりも長く取り、12月27日までとしています。ただし、12月19日に採決まで終了した場合には、同日に閉会する予定です。

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	原 田 陽 子 君	3 番	小 池 正 夫 君
4 番	萩 谷 俊 行 君	5 番	石 川 義 光 君
6 番	關 守 君	7 番	大和田 和 男 君
8 番	富 山 豪 君	9 番	花 島 進 君
1 0 番	寺 門 厚 君	1 1 番	木 野 広 宣 君
1 2 番	古 川 洋 一 君	1 3 番	勝 村 晃 夫 君
1 4 番	武 藤 博 光 君	1 5 番	笹 島 猛 君
1 6 番	君 嶋 寿 男 君	1 7 番	福 田 耕四郎 君

不応招議員（なし）

令和4年第4回定例会

那珂市議会会議録

第1号（11月30日）

令和４年第４回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第１号）

令和４年１１月３０日（水曜日）

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 議案等の上程説明

議案第５６号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第５７号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第５８号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第５９号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第６０号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第６１号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第６２号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第６３号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第６４号 那珂市情報公開条例

議案第６５号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第６６号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第６７号 令和４年度那珂市一般会計補正予算（第６号）

議案第６８号 令和４年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

議案第６９号 令和４年度那珂市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７０号 令和４年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７１号 建設工事請負契約の締結について

議案第７２号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第７３号 公の施設の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	原 田 陽 子 君	３番	小 池 正 夫 君
４番	萩 谷 俊 行 君	５番	石 川 義 光 君
６番	關 守 君	７番	大和田 和 男 君
８番	富 山 豪 君	９番	花 島 進 君
１０番	寺 門 厚 君	１１番	木 野 広 宣 君
１２番	古 川 洋 一 君	１３番	勝 村 晃 夫 君
１４番	武 藤 博 光 君	１５番	笹 島 猛 君
１６番	君 嶋 寿 男 君	１７番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	渡 邊 莊 一 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしています。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしています。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いします。

また、感染症予防対策のため、マスク着用及び手指の消毒にご協力いただきますとともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいたします。

以上、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、別紙のとおりお手元に配付をしています。

また、当市議会では、会議のペーパーレス化を実施しています。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告及び令和5年度予算編成方針、監査委員から提出がありました令和4年9月から11月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載をしていますので、タブレット端末でご参照ください。

◎議員の辞職許可報告

○議長（萩谷俊行君） 次に、閉会中の議員辞職許可を報告いたします。

さる11月2日、小泉周司君より、一身上の都合により議員を辞職したいとの願いが出されましたので、地方自治法第126条の規定により、11月2日付で議員の辞職を許可いたしましたのでご報告いたします。

◎常任委員会委員長等の互選結果報告

○議長（萩谷俊行君）　ここで、欠員となりました総務生活常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、富山　豪議員、同じく副委員長に、關　　守議員が互選されました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（萩谷俊行君）　なお、同じく欠員となりました議会運営委員につきましては、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、富山　豪議員を議長において選任しましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番、福田耕四郎議員、1番、原田陽子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君）　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期の定例会の会期は、本日から12月27日までの28日間にしたいと思います。これは、会期最終日に過半数の議員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり本会議を開けない場合に、会期延長の決を採ることができず、議案等が審議未了・廃案となることを避けるための便宜上の措置として、会期を通常より延長するものです。

ただし、12月19日に委員長報告から議案採決までの全ての議事が終了した場合には、会期を短縮する議決を行い、そこで議会を閉会といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月27日までの28日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程については、議会運営委員会、古川洋一委員長から同委員会の

決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎議案第56号～議案第73号の一括上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案第56号から議案第73号まで、以上18件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） おはようございます。

令和4年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、10月に入ってから県内においても再び増加傾向に転じております。今年1月の第6波のピークを超える感染者数が報告されており、県医師会からは第8波に入ったとの認識が示されました。これから年末年始を迎えるに当たり、気温の低下や人の移動の活発化などが予想され、季節性インフルエンザとの同時流行による医療体制の逼迫も懸念される中、県では、より多くの方に適切な医療を提供するため、発熱外来の拡充、そして臨時の医療施設の設置を進めていくとしております。

社会経済活動と感染の抑制をどのように両立させていくか、難しい課題ではございますが、いずれにしましても、まずは市民の健康を第一とし、オミクロン株対応のワクチン接種体制の確保など基本的な感染症対策を徹底するとともに、引き続き緊張感を持って各種施策を進めてまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、令和4年第4回那珂市議会定例会の開会に当たりまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました事案のうち、条例の一部改正が7件、条例の新規制定が4件、令和4年度各種会計補正予算が4件、その他が3件の計18件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明申し上げます。

議案第56号をお開き願います。

議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

る条例。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している本条例の一部を改正するものでございます。

また、市が独自に個人番号を利用できる事務について、本条例の別表に規定していますが、現在は個人番号を利用していないものがあるため、これを削除するとともに、条文の規定方法、引用法令等について必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第57号をお開き願います。

議案第57号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

令和4年人事院勧告に伴い、給料の一部増額の遡及改定を行うとともに、勤勉手当の支給月数を、再任用を除く一般職について0.1月、再任用について0.05月それぞれ増するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第58号をお開き願います。

議案第58号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

令和4年人事院勧告に伴い、任期付職員の給料の一部増額の遡及改定を行うとともに、期末手当の支給月数を0.05月増するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第59号をお開き願います。

議案第59号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

令和4年人事院勧告に合わせて、特別職の職員の給与に関する法律について、人事院勧告の特別給の支給月数の増に合わせる趣旨の改正法が国会において可決されたため、国の取扱いに合わせて特別職の期末手当の支給月数を0.05月増するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第60号をお開き願います。

議案第60号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容としては、職員の定年を令和5年度から段階的に65歳まで引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制度等について定めるものでございます。

続いて、議案第61号をお開き願います。

議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、定年引上げに関連する条例を整備する条例を制定するものでございます。

主な内容としては、再任用職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改めるほか、役職定年による降任・降給、勤務時間、休暇等について規定するものでございます。続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

指定管理者の指定に伴い、指定管理者が行う業務の範囲について整理する必要があるため、総合保健福祉センター内の施設名称及び業務についての文言を修正するなど、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第63号をお開き願います。

議案第63号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、国の行政機関等だけでなく地方公共団体も適用対象となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第64号をお開き願います。

議案第64号 那珂市情報公開条例。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、これまで那珂市個人情報保護条例に基づき実施してきた個人情報開示制度が同法に基づき実施されることに伴い、個人情報開示制度と行政文書開示制度の整合を図る必要があることから、那珂市公文書の開示等に関する条例の全部を改正するものでございます。

続いて、議案第65号をお開き願います。

議案第65号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例。

那珂市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に基づき行う行政文書及び個人情報の開示決定等に対する審査請求について、実施機関からの諮問に応じ調査審議を行う機関として、那珂市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものでございます。

続いて、議案第66号をお開き願います。

議案第66号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例。

地方公務員の段階的な定年の引上げを行うことに伴い、増加する高齢層職員の多様な働き方を担保するため、業務と並行して地域貢献活動等に参画する55歳以上の職員が高齢者部分休業を取得できるよう、条例を制定するものでございます。

続いて、議案第67号をお開き願います。

議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第6号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,084万6,000円を追加し、236億3,263万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、人事院勧告等に伴い人件費を増額するとともに、電気料金の高騰に伴い、各施設の管理事業等において光熱水費を増額するものでございます。

このほか、総務費については、総務事務費において、人事給与システムの改修に係る委託料を、ふるさと寄附金ふるさとの便り事業において、寄附金の見込額の増に伴う謝礼品等に係る経費をそれぞれ増額するものでございます。

民生費につきましては、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付費の見込額の増に伴う扶助費等を増額するものでございます。

衛生費については、未熟児養育医療給付事業において、養育医療給付費の見込額の増に伴う扶助費等を増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、電柱移設補償料の見込額の増に伴う補償金を増額するものでございます。

教育費については、中学校の就学奨励事業において、準要保護認定者数等の見込み増に伴う就学奨励費に係る扶助費を増額するものでございます。

公債費については、利率の変動に伴い、起債償還利子を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、事業区分の変更により市債を増額し、その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入を増額するものでございます。

続いて、議案第68号をお開き願います。

議案第68号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ480万7,000円を追加し、53億5,697万円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については人事院勧告等に伴う人件費を、保険給付費については一般被保険者療養費の見込額の増に伴う負担金を、諸支出金については前年度の精算による国県負担金等返納金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰入金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第69号をお開き願います。

議案第69号 令和4年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）。

令和5年度の水道事業運営に要する契約について、令和4年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第70号をお開き願います。

議案第70号 令和4年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和5年度の下水道事業運営に要する契約について、令和4年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、議案第71号をお開き願います。

議案第71号 建設工事請負契約の締結について。

(仮称)四中学区コミュニティセンター新築工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第72号をお開き願います。

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について。

那珂聖苑の指定管理について、現在の指定期間が令和5年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第73号をお開き願います。

議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和5年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時22分

令和4年第4回定例会

那珂市議会会議録

第2号（12月5日）

令和4年第4回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和4年12月5日（月曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	原 田 陽 子 君	3 番	小 池 正 夫 君
4 番	萩 谷 俊 行 君	5 番	石 川 義 光 君
6 番	關 守 君	7 番	大和田 和 男 君
8 番	富 山 豪 君	9 番	花 島 進 君
10 番	寺 門 厚 君	11 番	木 野 広 宣 君
12 番	古 川 洋 一 君	13 番	勝 村 晃 夫 君
14 番	武 藤 博 光 君	15 番	笹 島 猛 君
16 番	君 嶋 寿 男 君	17 番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	渡 邊 莊 一 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局 長 会 沢 義 範 君 次 長 補 佐 三田寺 裕 臣 君
書 記 田 村 栄 里 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から10番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、原田陽子議員。

質問事項 1. 防犯対策について。2. サイバーセキュリティ対策について。

原田陽子議員、登壇願います。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） おはようございます。

議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問を行います。

本日から目の前にモニターがあるということで、少々目のやり場に困っているところでございますが、順に質問を進めさせていただきます。

今回は、防犯対策とサイバーセキュリティ対策に関する質問を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、防犯対策についての質問から行ってまいります。

防犯対策とは、犯罪を未然に防止することとありますが、それらの犯罪は、殺人、強盗、放火などの凶悪犯、暴行、傷害などの粗暴犯から窃盗犯、知能犯など多種多様な犯罪があります。そのような犯罪を防止するため様々な活動がありますが、その全てを警察が担当することは人員も時間も不足しているため、自治体などの公共団体、または個人で自主防犯活動を行うことが必要であるという認識も高まってきております。

警察庁長官官房の令和3年の犯罪情勢によりますと、我が国の犯罪情勢を図る指標のうち、刑法犯認知件数の総数については、平成15年以降一貫して減少しており、令和3年は前年に引き続き、戦後最少を更新した。前年比では7.5%減少し、認知件数減少の内訳を見ると、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及、その他様々な社会情勢の変化を背景に、平成15年以降、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪が一貫して減少してきているとのことです。

それに続きまして、犯罪発生件数の増減には様々な要因が考えられるものの、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染防止のための外出自粛も、この間の街頭犯罪の減少の一因となっているものと考えられるという見解が示されています。新型コロナ感染防止のために外出を控える行動から、町なかで犯罪に巻き込まれる機会が減り、また、在宅率が上がったということで空き巣や押し込み強盗なども減ったと考えられています。

警察庁の統計からも、全国の侵入窃盗の認知件数は年々減少していることが確認できます。しかし、茨城県内では特に住宅侵入窃盗や自動車盗難が多く発生しており、令和3年の犯罪率を見ると、自動車盗難は全国ワースト1位、また、空き巣、居空き、忍び込みを含む住宅侵入窃盗はワースト2位ということでした。

自動車盗難全国ワースト1位の数値は、全国平均値の約5倍となっているのが茨城県内の状況でありますけれども、ここ那珂市内での犯罪の状況はどのようなになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えをいたします。

那珂警察署管内における刑法上の犯罪、いわゆる刑法犯の認知件数につきましては、年々減少をしており、4年前の平成29年では461件でしたが、令和3年は210件となり、ほぼ半減している状況です。

なお、令和3年の刑法犯の主なものといたしましては、空き巣が14件、自動車や自転車など乗り物の窃盗が18件となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市内の刑法犯の認知状況は年々減少しており、平成29年と比べ、令和3年にはほぼ半減したというのはよい傾向だと思いますが、犯罪発生件数の増減には様々な要因が考えられること、そして認知件数の推移からは必ずしも捉えられない情勢があることや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う社会の変化の影響なども踏まえると、決して安心できる状況にはないことは明らかなだと思います。

先ほど述べました犯罪情勢の中でも、犯罪認知件数の減少の背景に、犯罪対策の推進や防犯機器の普及が挙げられております。また、警察でも具体的な防犯対策の一つとして、防犯カメラやセンサーライト、音や光を発する盗難防止装置等を設置することを推奨しております。そのようなことから、次の質問から防犯対策の現状として防犯カメラと防犯灯の設置の状況などをお聞きしたいと思っております。

まず、防犯カメラについてですが、市が管理する防犯カメラの設置状況はどのようなになっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市が管理する防犯カメラといたしましては、学校や庁舎などの公共施設を管理する上で設置するものと、JR水郡線の駅付近などに防犯上設置しているものがあります。

JR水郡線の駅付近などに設置をしている屋外の防犯カメラは、駐輪場を含め21台あり、今年度は南酒出駅付近と国道349号バイパス中台東交差点に設置する予定となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市が管理する防犯カメラは、公共施設の建物管理のためのものと、水郡線の駅付近の防犯のために設置されているものという二通りということですね。

今年度は、南酒出駅付近と国道349号の交差点に設置するということですが、そのほかに

今後の設置予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯カメラにつきましては、現在、南酒出駅付近への設置を進めており、これにより、市内の駅付近への設置が完了いたします。

今後は、市内を通る国道など幹線道路の行政界付近に防犯カメラを設置し、市内に入る車両へ防犯カメラに撮られていることを意識させることで犯罪の抑止に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 駅付近の設置は完了ということで、今後の予定は市内の犯罪防止のために幹線道路に設置していくということで分かりました。

それでは、次は街路灯と防犯灯の設置状況についてお聞きしたいと思います。

まず、街路灯と防犯灯はそれぞれどのような目的で設置されているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

街路灯につきましては、主に夜間において、道路上の通行者や障害物の有無などを確認し、交通の安全が確保できるよう設置されております。

防犯灯につきましては、夜間の犯罪防止と通行の安全を図るために設置されております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 街路灯は交通安全を確保するため、また、防犯灯は主に夜間の犯罪防止というそれぞれの目的に沿って設置されているということなのだと思いますが、街路灯及び防犯灯の管理はどこが行うのでしょうか。また、それぞれの設置数はいくつになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

街路灯につきましては、道路に設置することから、道路管理者である国、県、市が管理をしております。市内の設置数は824基で、うち市が管理しているのは386基になります。

防犯灯につきましては、各自治会において防犯上必要な場所に設置しており、設置した自治会が管理をしております。なお、設置数につきましては、令和4年4月1日現在で3,528灯になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 街路灯は、道路交通の安全性と快適性を向上させるため道路上に設置されているものということですが、それでは防犯対策として設置されている防犯灯の設置の

今後についてはどのようにされていくのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯の設置につきましては、必要とする場所を地元自治会に選定していただき、設置をする際には、予算の範囲内で補助金を交付し、これまでと同様の支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 防犯灯はこれまで同様の支援ということですが、防犯灯が設置されてよかったというご意見とともに、もっと早く設置してほしかった。または、既に成人したお子さんがいらっしゃるご家庭で、お子さんが学生の頃に防犯灯をここに欲しかったなどというご意見を聞くことがあります。この防犯事業について、まだ何か浸透されていないのか、自治会の動きがどうなのか、いろいろ課題があるとは思いますので、設置台数も含め支援の運用が進んでいるかなど、事業の見直しをお願いしたいと思っているところです。

それでは、今後の課題と取組について、質問内容の3のほうに移らせていただきます。

まず、防犯カメラを設置することの今後の課題や取組についてどう考えておられるのか伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在、本市での刑法犯は減少傾向にあります。全国的には多種多様な犯罪が増えてきていることから、防犯カメラについては設置の必要性を感じているところです。

これまでは市内への出入口となるJR水郡線の駅付近に設置をしてきましたが、今後は自動車などの市内への出入口となる国道など幹線道路の行政界付近に防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 駅付近の防犯カメラは完了ということで、今後国道と幹線道路に設置するということで、他市からの犯罪の流入を未然に防ぎ、犯罪の起こりにくい防犯環境を整えていく上で効果的な取組であるとは思いますが。

最近では、事件が起こりますと、防犯カメラの解析によって犯人逮捕につながるよう、防犯カメラは映像を見ること、録画することによる証拠撮影だけでなく、カメラの存在を知らせることで被害を未然に防ぐ効果が期待でき、犯罪抑止という役割も果たしております。さらに防犯カメラを設置したことにより犯罪抑止効果が上がり、安心できる環境をつくり出すことで住民は安心感を得られます。

犯罪抑止の事例としまして、愛知県刈谷市では犯罪抑止効果を目的に、交差点や公園などあらゆる場所に防犯カメラを設置したことで、2003年には4,300件だった犯罪件数は、2017

年1,200件と3分の1以下にまで減少したことが確認されております。

また、北海道札幌市では、2015年に不審者が頻出したため、通学路に防犯カメラを設置した結果、1年間に約10件上がっていた痴漢や声かけなどの報告が、2018年には1件にまで減少するという防犯カメラによる犯罪抑止効果が見られました。

那珂市内におきましても、6月には登下校中の子供を誘拐する脅迫メールが送られてきたこともありました。また不審者の情報、そして高齢者の徘徊による行方不明の情報も流れてきております。子供の安心・安全のため、また行方不明になってしまった高齢者の早期発見にも効果が見込まれる防犯カメラの設置を、やはり通学路や公園などにも範囲を広げていただきたいと、私、この場でお願いをさせていただきます。

次に、防犯灯のほうですけれども、防犯灯設置に対する今後の課題や取組についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

防犯灯につきましては、現在、各自治会の防犯灯のLED化を推進しているところです。今後も継続して自治会とともに、防犯灯のLED化を進めてまいります。

また、新規の設置につきましても、自治会からの要望を聞きながら、安心・安全なまちづくりに寄与できるよう支援を継続してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 防犯灯についてはLED化が課題であり、自治会からの要望をよく聞いていただき、設置を進めていただきたいと思います。

路上で発生する犯罪は、夜間に発生することが多いため、明るさを確保し暗闇をなくすことが防犯対策上有効と言われております。防犯灯の増設はもちろん当然のことだと思っておりますが、私は個人でできる自主防犯対策も重要と考えております。自宅にソーラーライトなどを設置するのもその一つの手段ではないかと思っております。ほかの自治体のそういった取組を調べてみました。

住まいの防犯対策のため、区内の販売店や設備業者を利用して防犯対策品の購入・設置をした場合、費用の一部を補助する防犯対策補助金交付制度を設けている自治体がありました。ほかには、住居の犯罪防止が期待できる屋上に設置したセンサーライトの購入費及び工事費に対する補助制度がある自治体もありました。

繁華街などであれば店舗の照明や看板によって明るさが確保されているということを考えておりますと、住宅街においては防犯灯だけではなく、住宅の庭先のソーラーライトや玄関のセンサーライトなどが町の明るさを確保するのではないのでしょうか。ソーラーライトであれば電源の必要もありませんし、センサーライトなどを取り付けている住宅が多い地区というのは、その地区は防犯意識が高いと受け取られます。

私の自宅は駅から近く、通勤・通学で歩く人をよく見かけますが、やはり夜は暗いので、駅からの帰りを歩く若い女性が、スマートフォンのライトを照らしながら歩いています。防犯灯は設置されておりますが、やはり空き家とか家のお庭がそういうライトがないようなお家の前はやはり暗闇になっております。また、仕事を終えて暗くなってからでないと犬の散歩ができないという女性にお会いしまして、そうした女性は、やはり街灯をもっと増やしてほしいとおっしゃっております。

女性であれば夜間の一人歩きは不安なものでして、私も年を重ねておりますが、一人で夜間歩きは不安を覚えるところがございます。男性には分からないかもしれませんが、夜道に後ろから足音が聞こえてきて、またその歩いているところに空き家などがあるとちょっと不安を覚えるのはそれは現状でございます。そうした中にありまして、女性であればもっと街灯が欲しいというご意見はもっともなことだと思っております。安心・安全で明るいまちづくりと、市民の自主防犯への意識を高めることにもつながりますし、そうした補助制度なども一度ご検討お願いいたしたいと思っております。

それでは、そうしたお願いをいたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問、サイバーセキュリティ対策についての質問となります。

D X推進により、各種手続のオンライン利用の本格化や情報システムの高度化など、自治体のデジタル化、ネットワーク化が進んでいくことで、よりサイバー攻撃の脅威にさらされやすくなり、近年全ての組織にとってサイバー攻撃による脅威が大きな問題となっております。

最近、共同通信の記事によりますと、企業の行政機関からマイナンバー情報の紛失や漏えいしたとの報告が2017年度から2021年度までの5年間で、少なくとも約3万5,000人分になること、そして、それにはデータが入ったU S Bをなくしてしまったり、不正アクセスの被害に遭ったりしていたとあります。

また、身代金要求型のコンピュータウイルス、ランサムウェアによるサイバー攻撃では、医療機関が被害を受けるケースが相次いでいることを受け、厚生労働省はサイバーセキュリティ対策について医療機関等へ注意喚起をしました。

地方自治体は、住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を多数保有しているとともに、ほかに代替することができない行政サービスを提供していることから、情報システムの停止等が発生した場合、広範囲の業務が継続できなくなり、住民生活や地域の経済、そして地域の社会活動に重大な支障を生じさせます。

そのため、自治体として住民生活や地域の社会経済活動を保護するためでも、全ての地方公共団体においてサイバーセキュリティ対策をより強化し、住民情報を守り、業務を継続することが必要となっております。

国内外で様々なサイバー犯罪、サイバー攻撃が発生していることも踏まえ、サイバ

一空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いています。

それでは、本市ではサイバーセキュリティ対策についてどのような認識でおられるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、インターネットを活用しましたデジタル技術を活用するに当たっては、個人情報を取り扱う事務が多くあります。セキュリティ対策については、より厳重に行う必要があるというふうに認識しております。正確な情報を管理し、また情報漏えいを起こさない、システムを停止させないということから、サイバーセキュリティ対策は必要不可欠でございます。

主なセキュリティ対策でございますが、国において、平成27年に起きた日本年金機構の情報漏えい事件を受けまして、総務省から自治体に対しましてセキュリティ対策の指示が发出されております。

これによりまして、各自治体におきましては、業務で利用するネットワークを一般のインターネット回線と切り離して分離しております。特に住民基本台帳や税情報などを扱うマイナンバー利用事務系、また、地方自治体の職員、私たちが利用している回線があるんですけども、これL G W A N接続系といいまして、セキュリティ対策を実施しております。

それから、一般のインターネットの接続系ですけれども、こちら職員が利用している部分はありますが、これにつきましては、いばらき情報セキュリティクラウドに加入しておりまして、インターネットへのアクセスを県内の加入者全体で集約しまして、監視やログの分析など、高度なセキュリティ対策を実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） サイバーセキュリティ対策はより厳重に行うという認識の下、業務のネットワークと一般のインターネットと分離されており、またシステムクラウドに加入しているなどセキュリティ対策を実施しているとのことでございますけれども、これまで本市ではサイバー攻撃などの脅威が発生したことはありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

本市においては、業務と関係のない不審なメール等を受信しております。しかしながら、そのシステムへの不正アクセス、そういうところまでは、そういう事故までは発生していないところでございます。そういうことで、サイバー攻撃の被害ということは、現在までないという状況でございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 現在、サイバー攻撃の被害がないということですが、不審なメールを受信しているとのことですが、そうした不審メールを受信した場合の対処の仕方はどうなの

でしょうか。どのように対処されたのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、外部からの不審なメール等につきましては、先ほど言いましたいばらき情報セキュリティクラウドというのがありまして、そちらのセキュリティ対策において隔離をしているところでございます。

また、那珂市へのメールにつきましては、添付ファイルが削除された状態で届くことになっております。これも先ほどのいばらき情報セキュリティクラウドのほうで処理をしております。メールの本文だけが職員のパソコンのほうに通知されることになります。

それから、その添付ファイルを見なければならない場合があるんですけれども、そういう場合には、いばらき情報セキュリティクラウドのシステムにおいて、差出人や添付ファイルの安全性を確認した上で通常のインターネット回線から職員の利用しているL G W A N回線のほうのパソコンに取り込むシステムというふうになっております。

また、県単位で行っているそのセキュリティ対策をすり抜けて不審メールが届いた場合でございますけれども、こういう場合にも庁内において職員に情報を共有いたしまして、速やかに削除の対応などを行っているというところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） システムクラウドを利用して、一応、何重かに分けてきちんと対策をされているという認識を持ちました。

情報通信研究機構の調査によりますと、サイバー攻撃に関連する通信がこの10年間で66倍も増加していることが分かり、それだけ高度化してきたサイバー攻撃は、ハッカーによる愉快犯であったり、金銭目的の犯罪や政治的行為の達成のための手段、またあるいはウクライナ情勢を見ましても、国家による攻撃、いわゆるサイバー戦争としても利用されるようになっております。

そのため、サイバー攻撃の傾向を把握し、サイバー攻撃の可能性を予測するためにも、サイバー攻撃のない状態であっても、安心することなく、ほかの自治体との情報共有などが必要だと思われまます。そうしたほかの自治体との情報共有は行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

市の情報システムに対して不正アクセス、またはそのコンピュータウイルスの感染など、設備の故障など重大な事態に発展し得るような事故が発生した場合を、ネットワークの業界でインシデントというふうに呼んでおります。そのような場合には、那珂市の場合もそうなんですけれども、総務省及び内閣府のサイバーセキュリティセンター、N I S Cというので

すけれども、あとは、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところ、あとは茨城県に対して、不審なメールが来た場合とか事故があった場合は、情報提供して共有をしているところでございます。

その情報につきましては、各自治体のインシデントの情報につきましては、先ほど言ったJ-LISのほうからまとめて定期的にセキュリティに関するメールというのが配信されております。各自治体で発生した個人情報の流出の事件、あとはサイバー攻撃に関する事案等の情報につきましては、そちらのそのメールから配信されておりますので、それらを全職員に配信いたしまして、安全確認のほうを行っているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） きちんと国・県からいただいた情報を、また職員にも広げて情報共有されているということで安心いたしております。常に変化に対応するためにも、そうした共有した情報を基に、必要であれば対策の見直しも率先して行っていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、サイバーセキュリティ対策をする上で認識している課題とは何なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、デジタルによるサービスの利用が日常化しております。サイバー攻撃も日々巧妙化・複雑化しているところでございます。デジタルによる利便性の向上や情報の安全性を損なわないように、システムのセキュリティの強化につきまして、日々実施していくことが重要な課題というふうに考えております。

それから、また、たとえ外部からウイルスメールをシステム上、隔離・分離できたとしても、職員の誤った操作や認識不足などによりまして、ウイルス感染やシステムの障害を引き起こす可能性もあります。このようなヒューマンエラーを防ぐためにも、職員のセキュリティ研修などが重要な課題となっております。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 確かに、医療機関等でサイバー攻撃を受けたところでは、やはりシステムのセキュリティの問題もプラスありますけれども、職員のそうした意識の認識不足なども挙げられておられました。

そのようなシステムセキュリティの対策強化や、ヒューマンエラーなどの課題を認識した上で、本市としてはサイバーセキュリティ対策を強化していくため、今後どのように取組をしていかれるのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、サイバーセキュリティの基本というのは、情報の機密性、完全性、可用性という3点が挙げられております。

情報の機密性というのは、ある情報へのアクセスを認められた人だけがその情報にアクセスできる状態を確保すること。それから、完全性というのは、情報が破壊、改ざんまたは消去されない状態を確保すること。また、可用性というのは、情報へのアクセスを認められた人が必要なときに中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保することということです。

このような状態を常に確保しておくために、インターネット関連システムの日常の監視、適切なシステムのセキュリティ対策を実施してまいりたいと思います。それから、利用する側の職員のセキュリティの意識の向上のためにも、ネットラーニングなどを始めまして、全職員を対象といたしました研修などを実施してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 情報の機密性、完全性、可用性を保つため、システムの管理と職員のセキュリティ意識の向上に取り組むということで、たとえすばらしいセキュリティシステムがあったとしても、職員個人が意識を高めないことには大変な脅威にさらされてしまうということを踏まえまして、重要な取組であると思います。

総務省が公開しております我が国のサイバーセキュリティ人材の現状については、日本国内におけるセキュリティ人材の現状についてのその調査結果によりますと、情報セキュリティ人材は2016年時点で13.2万人不足、2020年には不足数が19.3万人に増加すると推計を出されていました。サイバー攻撃が巧妙化・複雑化している一方で、国内で見てもサイバーセキュリティ人材は質的にも量的にも不足しており、日本は深刻なセキュリティ人材不足に陥っているのが現状でございます。

そのことから、ヒューマンエラーの防止とともに、人材育成にも取り組む課題であるということは認識はされているとは思いますが、そこは民間の外部研修なども活用しながら、人材育成のスピードアップを図ることにより、多くのメリットが得られるのではないかと考えております。

また、自治体自らの情報セキュリティを確保するとともに、地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するために、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携、協力等に積極的に本市が貢献していくことは、それもメリットが生まれるのではないかと考えております。

例えば、住民等への広報による啓発、IT講習などによる住民などへ情報セキュリティに関する研修の実施、業務面で関係する団体、それらの団体に対する情報セキュリティポリシーの策定の働きかけなどの取組も行うことが必要であると考えられております。

セキュリティ対策がほか業種に比較して脆弱であるということが、サイバー攻撃の標的になる理由の一つとして挙げられております。今後も引き続き本市としてセキュリティ対策のため、予算確保なども大変な問題もあるとは思いますが、引き続き、住民の情報を守るため、地域の社会活動を守るためにも、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組をお

願いいたします。

それでは、以上をもちまして私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、原田陽子議員の質問を終わりにいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 石 川 義 光 君

○議長（萩谷俊行君） 通告2番、石川義光議員。

質問事項 1. 民生委員の担い手不足解消について。
石川義光議員、登壇願います。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、民生委員児童委員の担い手不足解消についてお伺いをいたします。

近年、ニュースや新聞紙上で取り上げられております地域住民が抱える課題を見ますと、経済的な困窮者や高齢者介護の問題だけでなく、子供への虐待、ひきこもりの青年・壮年、ホームレス、孤独死、認知症介護や子供の困窮など、新たな課題が顕在化しております。また、例えば80歳代の親の年金などに依存し生活をしている無職の50代の息子・娘の問題を8050問題と呼んでおりますが、そのような新たな家族としての生活課題も浮上しております。そのほか、アルコールや薬物などの依存症問題にも注目をしなければなりません。

私たちが生活をしていく上で、困難な状況に巡り会った際、支援のための様々な制度がありますが、それらの制度、サービスが不十分である場合、あるいはまだ制度化されていない場合には一体どうすればよいのでしょうか。

私たちの周りには、SOS、つまり助けてほしいという状況を伝えられない人がいます。どこに、誰に訴えればよいのか、その方法すら分からないのです。困っていることに気づかない人もいます。人権に侵害があることや、不条理な中での暮らしを強いられていることさえ気づかないのです。さらに、地域における災害時の要配慮者への接近と支援のことも考えねばなりません。

近隣社会における、日常の支え合う力がどれだけ重要か、私たちは悲惨な災害のたびに心を痛め、反省をしてきました。この点では対策や支援のありようを巡って、多くの課題を残しています。こうした地域における暮らしの場で、身近な相談相手として依存するのが民生委員児童委員です。

民生委員は非常勤の地方公務員として、高齢者の見守りや地域住民の相談に応じ、行政とのパイプ役を担っていただいております。委員の改選は3年ごとに全国一斉に実施され、この12月が改選月に当たります。県は民生委員の定数見直しについて、地域の実情の変化に合わせた定数の適正化を図ることを目的として、従来の3年ごとから1年ごとに短縮をする方針を固めました。高齢化社会の進展に伴い、民生委員の仕事量が増加をしております。このため、地域の適正化を図り、負担軽減につなげたい考えです。今後とも、民生委員が地域福祉推進の担い手としての役割を果たしていくために、民生委員の適正な確保と活動しやすい環境整備を進めていくことが極めて重要であります。

民生委員の担い手不足が大きな問題となっている現状を踏まえ、那珂市の財産とも言える民生委員制度を維持発展をさせていくために質問をいたします。

まず、民生委員の現状についてお伺いをいたします。

本市における現在の民生委員の充足率を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

まず、先ほど議員のほうから説明ありましたとおり、民生委員児童委員の全国一斉改選の年に本年はなりました。今月1日から、厚生労働大臣から新たに委嘱を受けた民生委員児童委員が、これから3年間の任期の活動を開始したところです。

さて、本市における民生委員児童委員の定数ですけれども、県の条例において105名と定められています。一斉改選前は欠員はなく、105名の委員が委嘱され、充足率は100%でした。一斉改選後は3名の欠員が生じ、102名の方が委嘱を受けました。現在の充足率は97.1%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今回の改選では、105名に対して102名の方が委嘱を受け、3名の欠員が発生をしてしまいました。この傾向は今後も続くのではないかと大変危惧しております。委員の担い手不足の理由の一つとして、膨大な業務量があると思います。

そこでお伺いをいたします。民生委員のふだんの職務内容やその業務量について教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

まず、民生委員児童委員の職務内容についてですが、民生委員法第1条に、「社会福祉の

精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と定められております。

本市におきましても、地域と行政との重要な橋渡し役として、援助を必要とする方への助言や支援、単身高齢者世帯などへの訪問や見守り・声掛け、生活困窮や子供の養育に係る相談を行っています。

このほかに、地元小学校への行事参加、自治会の役員を民生委員児童委員の方が兼任されるなど、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らすために、様々な住民の福祉の増進を図るための活動を実施しているところです。

業務量については、居住する地域によって差はあるものの、地域のつながりが希薄となった近年、見守りが必要な方が増加しています。それに伴う福祉制度の変更などもあり、かなり増加をしているものと認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 民生委員を取り巻く環境は、近年の家庭環境の変化により、福祉制度の変更への対応、各種会議への参加、地域福祉活動など、その職務は多岐にわたり、とても煩雑化をしております。このような状況下で、特に福祉制度の変更も民生委員にとってかなり負担が大きいと考えますが、実際にはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、近年の福祉における課題ですが、老老介護や老障介護、ヤングケアラー、育児と介護を同時に行うダブルケアなど、複雑、多様化しております。

このような状況に対応するため、国は社会福祉法や生活困窮者自立支援法をはじめとする、法制度の改正がありました。

また、新型コロナウイルスが蔓延する中で、支援を必要とする方と民生委員児童委員の関わり方も変化し、民生委員児童委員に寄せられる相談内容の困難度も高くなっていると考えております。

高齢化に伴い、独り暮らしの高齢者が増加する中で、民生委員児童委員がふだん実施している見守り活動において、歳末助け合い資金の中で給付する義援金の申請書の配布・受け取り・給付などを新たに自ら始めるなど、福祉の最前線で活動されている民生委員児童委員の皆様の身体的な負担はもちろん、精神的な負担も大きくなっていると感じております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今回、新たに委員による義援金の給付活動を始められたとのこと、委員の身体的精神的負担も増大しているのではないかと思います。民生委員の負担軽減のために、無理なく活動が続けられる環境づくりをしていくことが大事なことはないかと思います。

す。

お伺いをいたします。

民生委員を下支えするために、本市ではどのような取組をしているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市におきましては、福祉制度の変更等に対応するために、民生委員協議会内に設置した4つの委員会、生活保護、障がい者、高齢者、児童・母子において、各制度の理解を深めるための研修会を実施するなど、民生委員児童委員が安心して活動に従事していただけるようサポートしております。

また、市の各担当部署などからの民生委員児童委員へ依頼されることが、本来の民生委員児童委員活動に過度な負担を及ぼすことがないよう、事務局である社会福祉課において依頼の内容を点検しております。

民生委員児童委員の現状を確認するため、民生委員児童委員が主催する各種の会議に参加し、個々の民生委員児童委員との連絡調整を密にして、適切な助言やフォローを心がけているところです。

民生委員児童委員の負担が増えている状況について、国へ要望をつなげるために、昨年12月、茨城県内の福祉事務所で組織する福祉事務所長会において、民生委員児童委員の負担軽減や処遇改善などの提案を行っているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今回の民生委員児童委員の一斉改選では、3名の欠員が発生してしまいました。問題点を解明し、3名の委員の速やかな選任、そして、次の改選時に向けての候補者の決定が必要です。民生委員の後任者決定のためには、各地域における人材把握等が重要だと考えますが、本市においてはどのような対応を行っているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、民生委員児童委員の委嘱については、民生委員法第5条に基づいて、市に設置した民生委員推薦会に諮って県へ推薦します。

県では、社会福祉審議会の意見を聞いた上で厚生労働大臣に推薦し、最終的に厚生労働大臣が委嘱するという仕組みになっております。

期限までに候補者の人選に苦慮している地区に対しては、その地区を支援するため本市の推薦委員とともに、市も積極的に各地域のまちづくり委員会や自治会などと直接連携して、候補者の把握に努めています。

そういった情報に基づいて、地区の方と市の職員が一緒に候補者の元に足を運び、民生委員児童委員の活動の重要性などを説明して、ご理解をいただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 本市においても、民生委員児童委員の担い手不足解消に努めていることは理解をいたしました。しかしながら、今までの状態では今回の一斉改選で示されたとおり、その解消にはつながっていないと感じます。担い手不足解消のために、新たな施策、制度の導入が必要ではないでしょうか。昨年度、第4回定例会におきまして、民生委員の活動をサポートする民生委員協力員制度の創設をお願いいたしました。

民生委員児童委員は、常に市民の立場に立って地域社会を担ってきました。しかし、近年、少子高齢化の進行や人間関係の希薄化などを背景に、地域の住民や家族関係が大きく変化をしております。それに伴って支援すべき対象者が増えるなど、民生委員の負担が増大をしております。民生委員1人で担当することが困難な場合、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い、支え合い、委員の負担感の軽減を図るための方策の一つとして、民生委員協力員制度の創設が必要です。協力委員は、民生委員の負担軽減を図ることを目的として設置するものであり、その活動は民生委員の一部を補佐、そして協力を行います。

また、民生委員の後継者育成の手段として、民生委員活動を理解し、地域福祉への意識を高め、将来的に民生委員として就任をしていただくことにより、担い手不足の解消を図られることも期待できます。

そして、欠員地区の見守りや訪問等の、民生委員だけでは対応が難しい活動へのサポートを依頼することも可能です。また、委員の活動記録、集計入力者は、現在、各地区2名の民生委員が担当をしておりますが、いざというとき、協力員の方にお手伝いをお願いすることも可能です。

ここで一つ提案なんですけれども、委員の皆さんにタブレット端末を配布し、業務のオンライン化を図ってはどうか。現在は、記録入力のために民生委員が役所へ出向いて入力作業を行っておりますが、タブレットを利用することでかなりの時間を短縮することができ、委員の負担軽減につながるのではないかと思います。

今後、様々な行政手続がオンライン化されると思います。業務のオンライン化、見守り活動のオンライン化が進めば、負担軽減や活動のしやすさにつながり、仕事を持ちながら活動していただける可能性も広がるのではないかと思います。とにかく、民生委員児童委員の負担を軽減し、担い手不足解消に向けて、民生委員協力員制度が必要です。民生委員制度についてどのように考えておられるのか伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員の説明と重複する部分がございますが、まず、この協力員制度ですけれども、この民生委員児童委員の担い手不足解消に向けた取組の一つにこの制度がございます。年々負担が増える民生委員児童委員の負担軽減と、新たな地域福祉の担い手を増やすことを目的とした

ものでございます。これは、県や市が協力員を配置する制度を創設して、サポートを必要とする民生委員児童委員に対して、補佐役として協力員を配置する制度となります。

これまで、秋田県横手市への視察研修の際に、この制度に類似する福祉協力員制度の概要などについて情報の収集を行っております。

本市としても、この民生委員協力員制度については、担い手不足解消の一つの手法と捉えております。今後、民生委員児童委員の意見を聴取しながら、早期の導入に向けて本格的な調査を実施し、担い手の確保の取組に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 制度の早期導入に向け、本格的に取り組むとのこと、次を見据えて一刻も早い制度の制定をお願いします。民生委員児童委員に対して、組織として委員を支援していく体制、何より自治体としての基盤の充実が望まれています。住民として仲間としての民生委員を応援し、安心して住みやすい地域社会ができればと切に願っております。

これで質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告2番、石川義光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○副議長（大和田和男君） 通告3番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 企業誘致について。 2. 静峰ふるさと公園について。 3. 那珂市のPR活動について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔16番 君嶋寿男君 登壇〕

○16番（君嶋寿男君） 16番、君嶋寿男でございます。

通告に従いまして、一般質問をまいります。

初めに、企業誘致についてお伺いをいたします。

昨年、第4回定例議会一般質問において、那珂西部工業団地や工業専用地域への誘致対応・対策として、県の関係部署や金融機関、不動産事業者等との連携を図り、立地に関する情報の提供・収集に努め、民間企業のスピード感に速やかに対応できるよう、庁内連絡体制を強化しているところであるという答弁をいただきましたが、この1年間でどのような情報が得られましたか、まず金融機関からお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

昨年度から今年度の現在までの状況を申し上げます。

対面のほか、電話等での問合せを含めると、金融機関とは2社、5回程度、こちらから動向を確認したり、相手方から問合せを受けたりということがございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） その金融機関2社については、県内、県外どちらの金融機関なのか、また、どんな問合せだったのか、内容についてお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

2社とも県内の金融機関になりますが、問合せ内容につきましては、社会経済状況による各分野の企業の動向等についての情報をいただいたり、土地の相談などがございました。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 続きまして、不動産事業者等についてはどのようなだったのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

不動産関連事業者とは約10社、併せて民間事業者とも約10社、それぞれ1回から複数回、意見交換等により情報の収集を行ってまいりました。収集できた情報としましては、近年の物流需要について、まとまった土地を必要としていることや、業種業態を起因とする立地場所と商圈の考え方などの情報をいただきました。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 不動産事業者の感触としてはいかがだったのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市においては、直接紹介できる公有地がなかったり、希望に沿った土地とのマッチングが図れなかったりするなど、実現に至らない場合もありますが、近年

は、産業振興の重要性から事業者と意見交換をする機会は増加しており、意欲のある事業者が多いという印象を受けております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、県の関係部署との対応はいかがだったのかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 県の関係部署とは、那珂西部工業団地の進出意欲のある企業の情報があり次第、その都度連絡を取り合っております。

昨年度からでは、県の東京事務所の企業立地チームとの会議や那珂西部工業団地を担当している県の立地推進部立地整備課と、おおむね5回程度の意見交換を行いました。

数年前と比較しますと、県への相談件数は増加傾向にあると聞いておりますが、熟度が高まるには時間を要することもあり、実現に至っておりませんが、工業用地へのマッチングを図り、支援制度等をPRしながら那珂市への企業誘致を進めているところでございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 県の東京事務所の企業立地チームとの会議や、立地整備課との意見交換など、おおむね5件程度を行ってきたという答弁ですが、これからももっと積極的に情報交換などをしていただければと思います。

次に、昨年、企業誘致支援サービス事業を活用し、アンケート調査や企業立地ガイドを作成した結果は。また、企業への直接的なアプローチ等の実施した結果についてどうでしたか、お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 昨年度実施いたしました、一般財団法人電源地域振興センターの企業誘致支援サービス事業を活用したアンケート調査は、製造業を中心に全国約1万3,000社を対象に、工場等の新增設の意向や対象地等も伺うもので、回収件数は1,999件、回収率15.4%でございました。

また、この事業の中で作成しました「全国企業立地ガイド」につきましては、全国の電源地域の工業団地等をまとめたもので、アンケート調査を実施した全国約1万3,000社に送付をしております。

前段のアンケート調査において回答のあった1,999件のうち、那珂市への立地意向があった企業は138社ございました。これらの企業に対して、電話や訪問による意向の詳細を確認するヒアリングを行っていただいたところ、12社が那珂市への立地意向があると確認できましたが、具体的な事業用地等の提供依頼があったのは1社のみでございました。その1社に対しましては、市から要件などを確認した上で、関係機関などにも確認し、話を進めてまいりましたが、実現には至りませんでした。

そのほかの11社に対しては、今後も継続的に意向を確認するために、那珂市の事業用地や優遇制度等に関する資料を送付するなどの対応をしてまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 那珂市の事業用地や優遇制度等に関する資料を送付するなどいろいろと努力をしていることは分かりますが、資料等を送付するだけではなく、機会を見て直接企業へ足を運びPR活動も必要ではないでしょうか。

ここで、まず市長にお伺いをいたします。

那珂市のトップセールスマンとして、企業誘致に対して、直接足を運ばれたことがありますでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。

現在のコロナ禍においては、訪問による誘致活動は、先方の都合もあつたりして控えざるを得ない状況というふうに考えております。できる手段として、電話、あるいは過去のいろんな古い人脈なんかも引っ張り出しまして、お手紙を書いてみたりとか、いろんなことをやらさせていただいております。そういったことによって具体的に進出について検討していただいた事例もございます。その中では、進出するに当たってまとまった適地が見つからず保留になっている案件のほか、現在進行形で調整を進めている案件などもございます。

今、議員指摘のように、市長は市のトップセールスマン、そういう、私は立場もあると思います。ただ、民間の営業マンみたいに1日100件飛び込みの営業をするなんていうことは残念ながら時間の関係上、あるいは日常的に抱えている業務の関係上できません。案件の熟度によって、中押し、あるいは駄目押しの営業は積極的にやっていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ぜひ積極的に活動、よろしくお願いいたします。

次に、昨年実施した全国区の植物工場に対してのアンケート調査の結果は。また、回答の結果を見ての対策はどのように考えているかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市では、電源立地地域ならではの特別な電気料金の補助である原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金、通称F補助金を活用できる優位性を生かすべく、多くの電気を必要とする業種の一つである植物工場に着目し、固定資産税の課税免除制度や雇用奨励補助金というメニューと併せて立地を推進しているところです。その結果として、現在2社3工場が操業し、検討中の事業者も1社ございます。

昨年度、全国の植物工場138社を対象として、市独自に植物工場立地意向に関するアンケ

ート調査を実施しました。

アンケートの結果としましては、回収件数は34件、回収率24%で、「那珂市を立地候補先として検討するか」の問いに対しては、「検討の対象とならない」が61%と最も多かったものの、「条件により可能性がある」と選択した事業者もありました。

今後も、これらの結果を踏まえ、可能性のある事業者に対し、再度アプローチをするなど引き続き立地を推進してまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） アンケートの結果、「検討の対象とならない」が61%と多いですが、何が魅力が薄いのか、また、何が足りないのか、検証してみましたか、お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

「検討の対象とならない」と答えた61%の事業者は20件となります。そのうち17件が植物工場の新設または移転の意向について、「現時点では全く考えていない」と回答していることから、現段階においては那珂市に限らず新設や増設は検討されていないというのがこの回答結果に結びついていると考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、次に那珂西部工業団地の進出状況は。現在残っている5ヘクタールの分譲地の動きについてお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 那珂西部工業団地については、高度産業技術集積地域の一翼を担う工業団地に位置づけられており、最先端技術を用いた電気、電子部品などを製造する企業が、現在5社立地しております。

今年度においても、現在分譲中の1区画5ヘクタールに対しては、数社より、県及び市に対して問合せがある状況ですが、市への問合せについては、その都度、担当窓口である県立地推進部立地整備課を案内している状況でございます。

那珂西部工業団地における現在分譲中の1区画5ヘクタールにつきましては、平成30年2月に分譲価格が1平米当たり2万600円から1万3,000円に引き下げられ、圏央道の開通などにより、以前より企業の動きが活発化している中、企業などから引き合いの相談が寄せられている状況ではありますが、いまだ実現には至っていないというのが実情であります。

新型コロナウイルス感染症や、ウクライナ情勢などによる原油価格、物価高騰などの経済状況の変化も少なからず影響を受けているものと考えられます。

那珂西部工業団地におきましては、今後も茨城県との連携を強化し、積極的に企業誘致を推進していくとともに、アンテナを高くして情報収集に努め、企業誘致に結びつけていきたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、現在残っている5ヘクタールの広大な敷地であるため、必要に応じて面積を分けて分譲してはという検討はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

県では、当該画地を分割することで、一方の画地が奥まってしまうなど、企業の立地意欲の減退につながるような状況が考えられるため、5ヘクタールの画地を一括で分譲することとしておりますが、企業からの分割の相談があった場合には、内容に応じて検討することは可能かと思われます。

その場合においては、進入路や上下水道インフラ整備に係る費用が新たに生じることとなるため、それらを含め県と相談してまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 私のところにもこの5ヘクタールの分譲地やはり1区画ではどうしても高額な金額になってしまう、できれば関連企業2社として分けてそこに進出したいというような声を聞く場合もあります。ですから、そういう希望の企業が出た場合には、県と連携を取って、そのように進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、静峰ふるさと公園についてお伺いをいたします。

静峰ふるさと公園については、整備から57年を迎え、半世紀以上が経過し、那珂市民や、近隣市町村の住民の方々の憩いの場として親しまれてきました。これまでもグランドゴルフ場やノルディックウォーキングコース、子供の広場の遊具、バーベキュー施設などを整備し、静峰ふるさと公園の魅力向上に努めてきたと思いますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、来園者数は減少傾向にあると思われます。

ここで、ここ数年の静峰ふるさと公園の来園者数はどれくらいかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

過去3年間の数字となりますけれども、令和元年度が8万5,600人、令和2年度が4万3,200人、令和3年度が8万9,200人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、一時減少いたしました。感染症対策をしっかりと行った上でイベントなどを開催しており、来園者数は回復傾向にあります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） コロナ禍にあっても、市や地域おこし協力隊が感染症対策をしっかり行い、小規模ながらもイベントなどを開催し、来園者数が回復傾向にあることは大変喜ばしいことだと思います。

今年は3年ぶりに八重桜まつりも開催され、大勢の方々に来園いただきました。今後もさ

らなる静峰ふるさと公園の魅力向上に向けて努力していただきたいと思います。魅力向上のためには、イベント以外にも様々な取組が必要だと考えられます。特に、静峰ふるさと公園は、日本桜名所100選にも選ばれるほどの桜の名所となっておりますので、桜の維持管理については重要であると思っております。

しかし、近年においては、老木化した桜も多く、市においても老木化した桜の更新を行っているようですが、その概要についてお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

桜の更新につきましては、平成30年度から今年度にかけて、老木化した桜を中心として、計画的に3回の更新を実施しております。内訳といたしましては、平成30年度が120本、令和2年度が165本で、合計285本が完了しております。最終年度となります今年度におきましては、175本を実施する予定で、合計460本の更新が実施される予定です。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 合計で460本の桜の更新が完了する予定であるとのことですが、桜の更新費用もそれなりにかかってくるものだと思います。そこで、少しでも更新費用や維持管理費用を抑制するとともに、静峰ふるさと公園の魅力を発信するためにも、ぜひ桜の木のオーナー制度を活用してみてはいかがかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

桜の木のオーナー制度につきましては、既存の桜の木にオーナーを募るのではなく、一般的には更新の際におきまして一定額以上の寄附とともに桜の木のオーナーになっていただくものと認識しております。

また、今後の静峰ふるさと公園における桜の木の更新に関しましては、更新した桜の木の生育状況や、園内全体の桜の見栄えなどを考慮しながら、次の更新の計画を検討することになると考えております。

その際には、議員ご提案のオーナー制度の活用を視野に入れながら、事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 確かに産業部長の答弁にありましたとおり、計画的に更新していかないと場合によっては桜の見ごろを迎えても、公園全体の桜が育っていないなどの支障が生じることがあるかと思えます。しかし、桜のオーナー制度については、子供の誕生や、何か記念日などに合わせたオーナーになっていただければ静峰ふるさと公園に愛着を持っていただくことにより、さらなる魅力向上にもつながると考えられます。

オーナーになられた方には、桜の木の成長の様子をLINEなどで写真を送ったり、桜まつりの期間には駐車券などを送って、ぜひ公園に足を運んでいただくのも一つだと思います。今後桜の更新を行う際にも、ぜひ桜の木のオーナー制度の活用を検討していただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、静峰ふるさと公園については、半世紀以上もたくさんの方に親しまれてきた歴史ある公園です。私も18歳のときから商工会青年部の部員の1人として桜まつりのイベントにも関わってきた思いの強い公園であります。今後も、この公園を存続させていくためにも、桜の維持管理のほか、施設の改善や、来園者数の確保など、課題も多いかと思いますが、場合によっては、民間を活用したにぎわいづくりを検討するなど、様々な創意工夫が必要であると考えておりますので、市におかれましては、引き続き静峰ふるさと公園のさらなる魅力向上をお願いいたしまして、この項目の質問を終わりにいたします。

最後に、那珂市のPR活動についてお伺いをいたします。

初めに、那珂大使についてお伺いをいたします。

現在、市が委嘱している那珂大使の状況・人数・大使としての内容、役割についてお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

那珂ふるさと大使については、本市の魅力やよさを全国に普及、広報し、市のイメージアップを図っていただくほか、市政への有益な助言を得るために、現在16名の方に委嘱しております。

主な活動としては、大使がお住まいの地域や職場など、身近なところで那珂ふるさと大使の名刺やパンフレット、市特産品等を活用しながら、市のPR活動に貢献いただいております。

また、コロナ禍により各種イベントが中止や縮小となっておりますが、音楽の分野でご活躍の一部の大使には、ひまわりフェスティバルや八重桜まつり、月見の会での演奏のほか、賀詞交歓会における司会進行など、それぞれの特性を生かした活動をお願いしているところでございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 現在16名の方が委嘱を受け、那珂市のPR活動に貢献をいただいているとの答弁ですが、音楽の分野で活躍いただいている大使の方はイベント等にでもよく見かけます。ほかの大使の方については影が薄く感じますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 那珂ふるさと大使については、芸術や経済、教育など、幅広い分野の方に委嘱をさせていただいております。議員ご指摘のように、経済や教育等の分野の大

使と比べますと、芸術の分野、特に音楽の分野で活躍している大使の活動につきましては、市民の皆様に広く知られているところと存じます。

しかしながら、先ほどもご答弁で申し上げましたが、各大使におかれましては、お住まいの地域や職場など、それぞれの分野で活動いただいていることから、市民の目には届きにくいということが現状かもしれません。

また、大使を広く市民に知ってもらう取組の一つとして、広報なか11月25日号から、定期的に大使を紹介するコーナーを設けて周知を図っているところでございます。第1回目としましては、大学院教授であり、水墨画を中心に活躍されている青木芳昭氏をご紹介させていただいたところでございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 広く市民に知ってもらうことが必要だと思いますので、今後引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、観光大使を募集してはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 観光大使につきましては、現在大使という名前ではございませんが、「いい那珂暮らし」の魅力発信の中で、今月8月から「いい那珂宣伝部」という一般の市民から募集した那珂市のいいところをInstagramで発信する部員が活動しております。部員は、市内のいいところはもとより、近隣市で開催される市のイベント取材などにも出かけ、那珂市を発信してもらっています。

議員ご提案の大使の募集につきましては、まずは近隣自治体の状況を調査研究するなどしてまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） まずは、近隣自治体の状況を調査するなど答弁ですが、近隣自治体ではもう既に水戸大使をはじめ、常陸大宮市、ひたちなか市、笠間市、大洗町、日立市、城里町、大子町、ほかにも県内各地で観光大使を任命している自治体はたくさんあります。那珂市においてもぜひ観光大使を募集してはいかがでしょうか、再度お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、近隣自治体におきましては、多くの近隣自治体が様々な名称での大使が任命され、活躍されていることは承知しております。

繰り返しにはなりますけれども、近隣自治体でこういった名称の大使がいて、こういった募集をしていて、こういった活動をしているのかということを含めて、具体的な調査・研究をしていくことから始めさせていただきたいと思っております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 先日、ちょうど11月3日ですけれども、袋田の滝を見学に行つたと

きに、太子町のPR活動をしていた観光大使の方とお会いしました。話をすると、その大使の方は、那珂市出身で、なぜ太子町への観光大使に応募したのかと聞いたら、那珂市でそういう募集がないということで、太子の観光大使に応募して、現在太子町のPRをさせていただいているという話を伺いました。

ぜひ今後、検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、次に市としての情報発信は現在どのように行っているか。また、ホームページのアクセス件数はどれくらいかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市の情報発信は、主としてホームページによる情報発信、広報紙の発行、メールマガジンの配信、LINE、Twitter、インスタグラムなど、SNSを活用した配信を行っています。

令和3年度のホームページへのアクセス件数につきましては、年間約514万3,000件、月平均約42万8,000件となっており、1日当たりにしますと約1万4,000件となっております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） では、高齢者や目の不自由な方への対応はどのように行っているか、お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） ホームページにつきましては、高齢者や障がい者を含めた誰もがホームページを支障なく利用できるようにウェブアクセシビリティの対応を総務省から要請されています。

当市においては、文字サイズの拡大機能、音声読み上げ機能、画面の色変更機能を設定し、ホームページをより多くの方に見てもらえるように配慮しております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 高齢者の方がホームページを見られる方ばかりではありません。情報が取りやすい方法はほかにありませんか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） ホームページ以外の情報取得の方法としては広報紙がございます。広報紙につきましては、令和3年4月からフルカラーで月2回発行するリニューアルを行っております。今後もさらに、文字の形が分かりやすい、文章が読みやすい、読み間違えにくいと言われるユニバーサルデザインフォントを採用するほか、見やすい色調にも配慮してまいりたいと考えております。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 最近、市内ではよく停電が起きております。そのときの情報提供はどのように行っているかお伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 議員がおっしゃるとおり、最近市内において停電が数回起きております。停電の際には、東京電力ホームページに発生状況及び復旧予定時間等の情報が掲載されておりますが、状況に応じて防災行政無線等での情報の提供も行っているところでございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） 今後、道の駅の建設が進んでいく際には、那珂市や県北の情報を発信する方法として、また防災、災害等の状況を市民に伝えるためにもFM局を開設してはいかがでしょうか。近辺では大子町や高萩市、鹿嶋市、つくば市なども、市内の情報や議会の一般質問等についてもFM放送をしているところがあります。

今後検討をお願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 現在那珂市では、L u c k y FM茨城放送で、県内及び首都圏に対してラジオCMという形で市の魅力を発信しております。議員ご提案の自前のFMラジオ局の開設は、将来的に道の駅などへの誘客の促進や、市民への情報発信の媒体となり得るとは考えているところでございます。

しかし、現行のL u c k y FM茨城放送を活用した情報発信は今年度開始したばかりということで、その効果や次の展開などを見極めるにはしばらくの時間を要することから、まずはこれを継続しながら、県内の既存のFMラジオ局の状況を調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） ぜひ、FM放送局もやはり私も高萩で食事として入ったお店では、議会の一般質問を流していたり、また、その高萩局が日立の市内ギリギリまでは電波が届くということで、これから那珂市もこの道の駅建設のときには、この県北全体の情報発信できるようなそういう局があってもよろしいかと思っておりますので、ぜひ検討のほどよろしくお願いをいたします。

では、最後に、BMXコースの誘致について質問をいたします。

BMXコース、これレースはジャンプセクションやコーナーが設置されている約400メートルの普通の舗装されていないコースを走り、順位を競う競技であります。コース競技は5歳からカテゴリーがあり、日本では50歳オーバークラス、本場アメリカでは90歳のライダーがレースに参加するなど、年齢層の幅の広いスポーツでもあります。

2008年北京オリンピックから正式種目になり、競技者も増加傾向を示しております。自転車の競技ができるコースは現在全国でも7コースしかありません。茨城県ではひたちなか海浜公園にありますが、ぜひBMXコースの誘致を、そして現在ひたちなかでは年間5,000人が利用していますが、今後那珂市に誘致することによって、全国大会も開催することがで

きるし、那珂市の活性化のPRの一つとしてぜひBMXコースを誘致してはと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○副議長（大和田和男君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

BMXレースというのはどういったものかですとか、2008年北京オリンピックから正式種目になった、また、全国で7か所ある、さらに近隣では国営ひたち海浜公園にあること等々につきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。そういったことも含めまして、那珂市においては、このBMXレースのコース云々以前に、こういったレースについてをどうしていこうとか、コースが必要だとかということを検討したことが全くございませんので、これから、国内、県内の設置状況を調査をしてまいるところから始めさせていただきたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 君嶋議員。

○16番（君嶋寿男君） なかなかBMXといってもぴんとこないですからね。県内では、BMX協会に登録をしている方が約200名前後、その中に40名くらいが全日本にも登録をしており、プロクラスの方が5名、県の未登録者は協会登録者の2、3倍ですから、600名近い方が県内でも競技者がいるということです。

今、市内の小学生の方が日本ランキング2位として全国で頑張っている選手もおります。将来オリンピックのメダリストがこの那珂市から誕生するかもしれません。ぜひ、那珂市としても誘致活動をしていただき、那珂市では今現在も自転車サイクリング等についての町おこしも力を入れておりますので、ぜひ一緒にBMXコースを誘致することによって、那珂市を自転車競技の聖地となるよう、市を挙げて取り組んでいただけるよう私からも強く要望をいたしまして、質問を終わりにいたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告3番、君嶋寿男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告４番、富山 豪議員。

質問事項 １．人口減少と後期基本計画について。

富山 豪議員、登壇願います。

〔８番 富山 豪君 登壇〕

○８番（富山 豪君） 議席番号８番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

今回は、人口減少と本市の総合計画につきまして、短めの質問となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

人口減少の危惧するところは、本市のみならず日本全国で起きている大変に深刻な問題ではありますが、つくば市や守谷市など、人口増に転じている自治体もあるという現実を踏まえまして、計画や施策がどのように人口増減に関わっているのかを伺っていきたいと思います。

まずは、本市の人口のピーク時からと合併時からの推移を、地区別の状況も踏まえまして詳しく伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

まず、本市の人口の推移につきましては、国勢調査の数値を用いてお答えします。

平成12年の５万5,069人をピークに減少傾向にあり、直近の令和２年10月の国勢調査では、５万3,502人となっております。

続いて、地区別の人口の推移につきましては、住民基本台帳による数字をお答えいたします。

合併時に一番近い平成17年２月１日時点と、直近であります令和４年11月１日時点との比較で申し上げます。

神崎地区が5,577人から、5,084人の493人の減、額田地区が4,170人から、3,420人の750人の減、菅谷地区が１万9,273人から、２万1,890人の2,617人の増、五台地区が8,534人から、7,927人の607人の減、戸多地区が2,178人から、1,487人の691人の減、芳野地区が5,146人から、4,464人の682人の減、木崎地区が2,753人から、2,125人の628人の減、瓜連地区が9,107人から、7,572人の1,532人の減となっています。

菅谷地区では13.5%の増加があったものの、減少幅が最大の戸多地区では31.7%の減となっており、瓜連地区では16.8%の減となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○８番（富山 豪君） 平成12年の５万5,069人をピークに年々減少傾向にあり、令和２年には５万3,502人となり、合併時からの増減割合は、菅谷地区では13.5%の増、それ以外の全ての地区で減少傾向にあり、減少幅が特に大きい地区が戸多地区の31.7%減であり、また、

菅谷地区と同じ、市街化区域にある瓜連地区では16.8%の減である答弁と理解いたします。

また、もう一方の考えとしては、もともとの地区人口の数には、様々な状況下であり、当然ながら各地区には大きな開きがあると言えますが、実数で見てもみますと、分かるとおり、瓜連地区の1,535人の減少がなおも大きいと感じております。それと同時にこの減少幅は、合併時からの年数と合わせますと、各年で変化はあると思いますが、おおむね年100人弱の減少が続いている状況にあると言えます。

そこで、人口減少を高齢化の対応として、居住と都市機能の誘導を図る計画として、本年3月に策定されました立地適正化計画がございます。その計画を見てもみますと、人口減少の中でもエリア内の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として、市街化区域である菅谷地区と瓜連地区が位置づけられております。

その市街化区域における人口の状況はどのようなになっているのか、こちら合併時からの推移を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 合併時と現在の大字単位での人口の比較になりますが、まず菅谷地区になります。

菅谷及び竹ノ内を合わせまして1万7,808人が2万567人となり、2,759人の増、あと、瓜連地区につきまして、瓜連と平野を合わせて5,323人が4,482人となり、841人の減となっているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 市街化区域である菅谷地区、竹ノ内地区では2,759人の増、同区域の瓜連、平野地区では841人の減、皆様方もご存じのとおり菅谷地区は本市の中心核となります地域でありますので、一概に菅谷地区と瓜連地区を比べて判断するところではありませんが、そこに見えるものとして、素直に判断いたしますと、大変に大きな差が出ていることは事実であると感じております。

ここで少し視点は変わりますが、皆様方もご存じのとおり、人口の変動には死亡率と出生率の差による自然増減と、転入転出の差によります社会増減の2つの側面があると言われております。

そこで、自然増減に深く関係いたします、本市の過去5年間の出生数を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

出生者数の推移は、平成29年が391人、平成30年が363人、令和元年が340人、令和2年が301人、令和3年が305人となっております。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 平成29年には391人おりました出生者の数が年々減少となり、一昨年

と昨年では、ほぼ横ばいの300人程度まで出生者数の減少にあると理解いたします。

5年間という短い期間ではありますが、平成29年を基準に換算いたしますと、100人弱の減少ということになります。

このように、改めて数字で突きつけられますと、本市においても少子高齢化の波が物すごいスピードでやってきていると強い危機感を覚えるのは私だけではないと感じております。

ここでもう1点、後の質問につなげるため、来年度の小学校の入学者数を伺っておきます。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

来年度の市内小中学校への入学者数は、約400人を見込んでおります。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 来年度の入学者は約400人ということですが、先ほど伺いました平成29年より1つ上の世代入学となりますから、400人という数字はしかるべき数であると理解いたします。ここまでは本市における人口の変化を伺ってまいりましたが、菅谷地区以外は全ての地区で人口の減少にあり、自然増減の出生者数も減少傾向にあるということが理解できました。

そこで、もう一方の考えとして、菅谷地区においては、人口増加の傾向が挙げられます。それは誰もが分かりのとおりで、生活環境の利便性が高い地域であることが大きな理由であると考えられます。ただ、本市の総合計画を含めました各種計画を見てみますと、中心核の菅谷地区の市街化区域と、北西部地域の副次核とした瓜連地区の市街化区域にコンパクトに対応した2つの生活拠点に、緩やかに人口誘導を行うとされております。

ですが、現状を見てみますと、菅谷地区は人口増加にあり、十分な各種計画、施策の効果が見える一方、瓜連地区においては、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、施策がうまくはまっていないと強く感じるところであります。

この状況の分析は、本市においても当然ながらなされていると思われませんが、なぜ人口誘導区域である瓜連地区市街化区域の人口減少に歯止めがかからないのか、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

那珂市に限らず人口減少が進んでいることはご承知のとおりですが、瓜連地区内の人口の推移につきましては、先ほど答弁しましたとおり、合併時点との比較で16.8%の減となっており、市街化区域を多く持つ瓜連と平野に限定すると15.7%の減となっております。この数字は、市街化区域を有する菅谷地区を除く他の地区と比較しても減少幅は小さく、その一因としては住宅を求めることが容易な市街化区域を有していることが寄与しているものと考えられます。

一方、同じく市街化区域を有する菅谷地区では、民間の住宅開発におけるベッドタウンと

しての水戸市やひたちなか市などの商工業圏への通勤等の利便性、地理的優位性などにより、菅谷地区人口は増の傾向にあるということで判断しているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに、戸多地区や額田地区の減少と比べると減少率では小さいかもしれませんが、そこには先ほど申し上げましたが、そこに住まわれている方の人数に大きな開きがあり、実数では一番大きなものとなっております。

また、市街化区域である菅谷地区の人口増加の要因となっているものは、水戸市、ひたちなか市などへの商工業圏への通勤の利便性、地理的優位性などによるものであるもので、瓜連地区の市街化区域での人口減少は、本市各地で起きている人口減少と同じように起きていることであるという答弁と理解いたします。果たして瓜連地区の市街化区域の人口減少の理由として、本当にそれだけの原因で起きているのか、私の考えではありますが、それだけではないと感じております。

そこで、菅谷地区、瓜連地区の市街化区域内における商業施設の推移を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

商業施設の推移につきましては、敷地面積1,000平米以上の大型商業施設については、平成23年が10店舗、令和2年が12店舗となっております。

瓜連地区につきましては、どちらの数字も1店舗という状況でございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 平成23年が10店舗、令和2年には12店舗となり、瓜連地区ではその中の各1店舗ずつ、2店舗があるということですが、大規模商業施設に限った答弁と理解いたします。

本市の中心核をなす菅谷地区でありますので、このぐらいの差はあってもしかりと考えるところではありますが、小さな店舗や飲食店や衣料店などを見ても、菅谷地区と瓜連地区では皆様方もご存じのとおり大きな差が生じている現状があります。

つまり生活拠点の位置づけにありながら、買物や飲食店の利便性が不足しているため、転入人口を増やせない、居住地として選ばれない要因と理由がそこにあると強く感じております。

第1次総合計画後期基本計画では、菅谷地区、瓜連地区では商業業務ゾーンという位置づけで構想がなされておりました。しかし、第2次総合計画前期基本計画では、その構想に触れることなく、生活拠点としての位置づけとされました。その理由について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

平成30年3月に策定した第2次那珂市総合計画の土地利用構想において、市街化区域を住居系、複合系、産業系の3分類で位置づけ、住居系としては菅谷地区を水戸市やひたちなか

市への通勤圏として、良好な居住環境を創出するとともに、国道349号沿線では、周辺からの集客力を有する商業機能の集積を促進し、水戸北部域での拠点機能を高める地区として位置づけ、瓜連地区を周辺の自然環境と調和に配慮した環境づくりを進め、瓜連駅周辺については、医療、福祉などの機能充実を図るとともに、平野地区については、生活環境の維持保全を図る地区として位置づけております。

なお、複合系としては寄居地区を、産業系としては那珂西部地区と向山地区を位置づけています。

第1次総合計画では、市街化区域内の住宅地については居住ゾーンとして位置づけつつ、菅谷と瓜連地区を商業・業務地ゾーンとして位置づけていました。

これらを現状に合わせて見直し、第2次総合計画では、菅谷地区を都市拠点と生活拠点に、瓜連地区を生活拠点と位置づけたものでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 第2次総合計画前期基本計画では、瓜連地区を周辺の自然環境との調和に配慮した環境づくりを進め、瓜連駅周辺については、医療、福祉などの機能充実を図るとともに、平野地区については、生活環境の維持、保全を図る地区と位置づけるという計画であると理解いたします。

解釈の違いに個人差はあるにせよ、この文言を読み解きますと、現状維持を図ることが最大の目的であるという活力の不足を感じます。消極的な計画に見えてしまうのは私だけではないと思っております。

また、現状に合わせて見直し、菅谷地区を都市拠点と生活拠点に、瓜連地区を生活拠点と位置づけたというただいまの答弁でありましたが、ここで市が考えます都市拠点、生活拠点の意味するところを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

都市計画マスタープランによりますと、都市拠点は、市の中心的な役割を担い、日常生活に必要なサービスを提供する機能を有するもの。生活拠点は、買物や金融、医療、福祉等、日常的な生活に必要なサービスを提供する機能を有するものというふうになってございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 都市拠点は、日常生活に必要なサービスを提供する機能を有するものであり、生活拠点は、買物や金融、医療、福祉等、日常的な生活に必要なサービスを提供する機能を有するものであるとの答弁と理解いたします。

であるのなら、生活拠点の考えと、現状を照らし合わせてみますと、瓜連地区においての買物等ができる機能に脆弱な部分があることを認識し、それを補う計画や施策が必要であると考えます。

さらに具体的に付け加えますと、瓜連地区においては、国道118号線沿線地域に4車線化

を生かした集客施設等の誘導を促進するという構想が必要であると考えているところでありますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 国道118号の4車線化につきましては、総合計画後期基本計画の計画策定の考え方で挙げた地域活性化につながる土地利用として、118号の4車線化を地域活性化の契機と捉え、土地利用の在り方や、民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指していくと、こういうふうに明記をさせていただいたところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在策定中である第2次総合計画後期基本計画では、地域活性化につながる土地利用として、国道118号線の4車線化等を地域活性化の契機と捉え、長期的な視点に基づいた土地利用のあり方や、民間活力の活用などを検討し、段階的に整備していくことを目指すという答弁であります。先ほど私が言いました4車線化を生かした集客施設等の誘導を促進するというニュアンスも含みつつの文言であるとも理解はできますが、誘導を促進するという積極的な文言と比べますと、店舗の立地の動きがあれば、対応するという少し受け身的な思いを感じるところであります。

先月11月30日に、那珂市北西部地域の大動脈となる国道118号線の4車線化事業が下大賀方面から中里入り口まで終了し、1日1万台と言われます交通量があるこの大動脈を活用したまちづくりが今後の課題であり、鍵とも言えます。瓜連地区の旧商店街はかつて相当数ありました店舗の数は様々な理由により現状では数店舗を残すのみとなり、また、その数店舗さえも後継者の問題に苦しんでいる状況となっております。

そして、市が策定いたしました立地適正化計画では、誘導区域の設定として、いまだに商業系用途地域としての整合としての明記がされております。

ですが、現状といいますと、商業系用途地域とはほど遠い居住地域となっております。

旧商店街の居住者の方々に移転をしていただきまして、ここに新たな商業業務ゾーンを形成することは非現実的であり、全くもって無理な話であることは誰もが簡単に理解できるところであります。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時27分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

富山議員。

○8番（富山 豪君） また、先ほど来質問させていただきましたが、来年度の小学校の入学

者数を伺いましたが、既にご承知と存じますが、瓜連小学校では現状1クラスとなると伺っており、このような状況も危惧する一因となっております。

そこで、那珂市北西部地域ににぎわいを活力をつくり出すため、また、人口減少を食い止め、将来に向けて持続可能な地域とするためには、幾度も申し上げているとおり、国道118号線と平野杉本線交差点周辺を新たな商業誘導ゾーンとして設定をし、これを踏まえた施策を展開すべきと考えます。

本市では現在、先崎市長の就任から初となります総合計画後期基本計画の策定を行っておりますが、瓜連地区、また那珂市北西部地域の現状と課題を踏まえ、後期基本計画の策定をお願いしたいと思います、市長の所見を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 富山議員の質問にお答えをいたします。

ご質問にいただきました総合計画、これは市全体として目指す将来像を定めておりまして、その将来像を実現するためのまちづくりの基本理念や、施策を体系的に示すものでございます。

総合計画後期基本計画では、おっしゃるように国道118号の4車線化、そして県の施設でありますけれども、茨城県植物園のリニューアル計画、あるいは北部幹線道路の、そして水戸外環状道路の整備、非常に地域の活性化のための様々な条件が整ってまいりました。これらのことを踏まえて、道の駅の整備はもとより、土地利用の在り方や、民間活力の活用などを検討するということを後期計画の中に明記をさせていただきました。

那珂市のまちづくりを進めていく上では、議員おっしゃるように、瓜連地区、そして那珂市の北西部をどうするか、かねてより高速道路の西側、北側は大分遅れたぞ、そういう話を伺っております。私が就任してからも、そのエリアをどうにかしなければいけない、先ほどの質問の中で、戸多地区、芳野地区、木崎地区の人口減少についてもご指摘がありました。そういったものも含めて、どうにぎわいをつくっていくか、人が集まる拠点をつくっていくかというのは、市政遂行上では大変重要な課題であります。そのことは、私も議員と認識を共有するところであります。

瓜連地区の現在の状況、この衰退については、様々な要因があると思います。高齢化、少子化、いろいろなものを他の地区にあるような要因も出ていますし、それ以外のものもあるかもしれません。

ただ、時代はどんどん変わっています。今大きな契機としてこの118号が4車線化、まだ道半ばです。これを農免道路の飯田入り口まで両車線化でつなぐ、さらに交通の利便性をよくする。これは大きな行政課題であります。そういったものをやりながら、そういった契機を捉えて瓜連地区にどういった拠点をつくっていくか、立地適正化計画あるいは都市計画マスタープランでも、いろんな計画を出しています。そして今回の後期計画の中でも、そのことを具体的な場所名は記述してありませんけれども、明確に打ち出させていただきました。

担当部局でも、これから調査活動をさらに活発化させていく市内のどこにそういったポテンシャルがあって、こういった可能性があるのか、そういった調査もこれからも力強く進めてさせていただきます。

瓜連地区については、そういった動きがあるというのを既に我々も共有をさせていただいています。ぜひとも事が前に進むように頑張っていきたい。それが回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

私は、那珂市を将来に向け、持続可能な都市として発展させていくためには、国道349号線沿いの菅谷地区を中心とした商業業務都市核と、北西部に位置する国道118号の4車線化を生かした商業核の形成がなおも重要な鍵であると考えております。

また、これらは、民間資本の誘導でもあり、雇用や人口の増加をもたらし、さらには税収増加など、市財政に貢献するグランドデザインであるとも確信しております。

周辺自治体には、地理的な条件などにより、中心部への一極集中によるまちづくりを進めることもやむを得ない状況下にあるという自治体もございます。

しかし本市は、菅谷地区の中心都市核に加えて、副次核である瓜連地区に国道118号線の4車線化の交通インフラを活用した商業核を形成することによって、市全体の均衡ある発展を推し進めることが決して夢物語ではなく、実現可能な都市づくりであると強く信じております。

現に、先ほど市長からもありましたように、平野杉本線交差点周辺に、さらに複数店舗の進出の動きが出ている状況にあります。また、第2次総合計画前期基本計画では、コンパクトシティの名の下、第1次総合計画後期基本計画では明記されておりました瓜連地区の商業業務ゾーンの記載が見直されたことは、那珂市北西部の発展エネルギーにブレーキをかけてしまうのではと強く懸念をするところであり、このことが瓜連地区、那珂市北西部地区への具体的な活性化対策、人口減少対策が取られなかった要因とも考えられます。

また、地域の土地利用の方針は、地域の人たちの考えを尊重することが基本であり、重要であります。なぜなら、地域を将来に向けて守り、存続させる責任は、地域の住民にあるからです。ただいま策定中の第2次総合基本計画後期基本計画では、先崎市長が就任後初となります基本計画であります。

市民の皆様、地域住民の皆様に実現可能な夢を与えるグランドデザインとしていただき、本市全体はもとより、那珂市北西部地域への商業核形成に向けた、積極的なビジョン、そして、施策展開を心よりお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告4番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時45分といたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時46分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告5番、花島 進議員。

質問事項 1. 人権問題への相談体制について。2. 那珂市の周辺地域の活性化策について。3. 額田地区の道路整備について。4. 自転車通行区分の矢羽根標示について。5. 国民健康保険税について。

花島 進議員、登壇願います。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速、質問に移らせていただきます。

まず初めに、人権問題への相談体制について伺います。

私は、職場の人権問題に関する訴訟に関わっています。その問題では、労働組合が取り上げ、使用者に是正を求めたのですが、使用者が誠実に対応しなかったので、今、水戸地方裁判所で争っています。

この例では、労働組合から要求し、そこで解決しなかったので、裁判提訴へと、場合によっては労働委員会提訴というのものもあるんですが、当事者に問題対処への一定の道筋が理解されていました。

ですが、人権侵害を受けた人の全てがそのような道筋が見えているわけではなく、どこに働きかけたらよいのかさえ迷う人がいるのが現実ではないかと考えています。

そこで、最近ようやく人権擁護委員というシステムがあることを思い起こし、それがどのように機能するのか関心を持ったのが本質問の動機です。

質問です。人権擁護にはいろいろな手段がありますが、那珂市内での人権相談はどのようなものがあり、どれくらいの相談があるのか、また、その内容はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

人権擁護委員による特設人権相談は、市役所や総合福祉センターひだまりで年4回ほど開

催をしてございます。この3年間の間は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した回もございすけれども、おおむね1回の開催につき平均1回程度の相談を受けております。なお、相談内容につきましては、個人情報に当たるため、市への報告はありませんので、細かい点は把握してはございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） おおむね1回に1件というのはなんか少なくて、問題が少なくてそうならいいんですが、ちょっと残念な気がします。

人権擁護委員から市への報告がないとのことでした。それでは、市は市で市民相談室があると思います。そこにはどのような相談がありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市民相談室では様々な相談が寄せられておりますけれども、人権に関することと思われるものにつきましては、近所の人からの嫌がらせ、家族間での暴言、近所で独り暮らしをしている高齢者の生活状況などの相談が人権に関連するものと思われます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

実は私も小さい頃は結構大変でした。細かいことは抜きますが、だけれども相談せず何とかやり過ごしてきています。

次の質問です。

先ほど人権擁護委員の特設人権相談があるとのことでした。私もネットで相談日などを調べて、やっているんだなと思ったんですが、その活動はどのようなものでしょうか。ご説明ください。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアになります。主な活動としましては、面談、電話、インターネット、手紙などによる人権に関する相談への対応や、人権教室、街頭啓発などの啓発活動も行っております。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） はい。啓発活動も行っていることだそうです。

特設人権相談は、実際にはどのように運営されていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 先ほどの答弁どおり、年4回ほど開催しておりますが、人権擁護委員3名が出席して相談を受けております。

また、年4回のうち2回は行政相談委員による行政相談と併せて開催もしてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 人権問題というのは幅が広くて、どこまで人権問題というかなかなか難しいところがあると思うんですが、それで行政相談も併せて行うというのは、何か幅が広がっていいかなと思います。

その今、説明いただいた行政相談員による行政相談はどのような形でしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、市町村長が推薦し、総務大臣が委嘱する民間のボランティアで、地域住民から行政に関する相談を聞き、関係機関へ通知、連絡を行い、その改善を促す活動をしている、そういう役目があります。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 行政相談委員について全然知りませんでした。今後、頭に入れておきます。

人権擁護委員に戻りますが、人権擁護委員と市との連携というんですか、それはどのような形でなされているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市が推薦した人権擁護委員により、那珂市人権擁護委員会というのが組織されております。こちら、市民相談室が事務局となって、その活動を支援しております。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 那珂市の人権擁護委員会は、また相談以外にやっている活動があるかということかと思いますが、どんな活動をしていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 年4回の特設人権相談のほか、市内の幼稚園・小学校・中学校での人権教室、なかひまわりフェスティバルでの啓発活動などを行っております。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） たしか、なかひまわりフェスティバルにありましたね。そういえば。思い出しました。

それで、人権に関する相談をする機会というのは、そのほかですね、年4回の特設人権相談以外で、人権を相談する機会というのは、どのようなものがありますか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） こちら法務局の話になりますけれども、法務局では電話やインターネットによる人権相談を実施しており、相談の内容によっては、法務局や人権擁護委員による調査や救済措置が実施されます。

なお、水戸地方法務局での人権相談に当たっては、那珂市の人権擁護委員も回り番で対応

しているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 人権擁護委員のお仕事は基本的には法務局管轄だと思います。ですが、一方で那珂市には市民相談室がありますので、市民相談室では、人権に関する相談にどのように対応しますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 市民相談室にお見えになり、その内容が人権に関する内容だった場合、まずはお話をお伺いし、市役所内で対応が可能な問題であれば、対応してまいります。市では対応できない内容の場合は、法務局による人権相談をはじめとした各種専門の相談の部署等々をご案内しておるところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろお伺いしました。

人権というのは人によっても社会の状況によっても幅が違うので、対応が難しいときもあるかと思いますが、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

那珂市の周辺地域の活性化策について、質問します。

那珂市の人口は、ほぼ横ばいですが、市内の周辺地域の人口減少は、将来、地域のコミュニティの存続が懸念される状態です。その対応として、周辺の市街化調整区域に外から転入する人を増やすことが必要と考えています。

かつては、親と同じ地域で同じ職業で暮らす人が多かったのですが、近年、人々は多様な能力を身につけて生まれ育った場所以外に職を得て移動するようになっていきます。

また、農業だけをなりわいとしてやっていける人が減っていることもその傾向に拍車をかけています。その点で、都市計画法は見直すべきところがあると考えます。

とはいえ、現在の法の枠組みの中でもできることがあると考えています。

まず、那珂市は、市街化調整区域内でも一定の条件によって設定された地域に、外来者でも住宅を建設できる区域指定制度を導入しています。また、区域指定制度のほかにもできることがあるはずです。

それは、市内で問題になっている空き家対策にもつながると考えています。

そこで、質問です。

空き家バンクの状況はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市の空き家バンク制度につきましては、平成30年1月に市街化区域と区域指定の区域を対象に運用を開始いたしました。さらに令和2年度からは、対象区域を市街化調整区域全域に拡大しまして、利用促進に取り組んでおります。

これまでの実績としましては、物件登録数が5件、利用者登録が24名ございまして、うち3件が成約しております。

本年10月末現在の状況ですが、物件登録数が2件、利用者登録数は13名となっております。

また、空き家の利活用を促進するために、空き家バンクの登録物件に対しまして、市のリフォーム補助金の制度を設けておりまして、2件の活用実績がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 状況は分かりました。

利用状態は多いとは言えないんですが、ひところほとんどなかったのに比べて、前進しているかなと思っています。

今後も少ないからやめちゃおうということではなくて、広げていく努力をお願いしたいと思います。

次の質問です。

世の中の多くの人が思っているよりも外部の人が、市街化調整区域内に家を購入し、定住できる方策があります。市街化区域内に現存の家屋を購入し、居住できるための要件はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

区域指定で開発等の許可を受けた住宅につきましては、出身者の要件を問わずに誰でも既存の住宅を購入して居住することができます。

また、区域指定以外の要件で、許可を受けた住宅につきましても、居住者が亡くなられるなど、やむを得ない事情により空き家となった住宅を、出身者以外の方でも取得して定住することを条件に許可することができる基準がございます。

このように一定の要件を満たす場合には、出身者要件を問わない許可基準制度の活用ができることから、空き家の利活用促進、ひいては、地域の活力維持に寄与するものであると考えております。

これらのことから、空き家バンクの相談等があった際には、空き家対策の担当と開発許可担当が連携しまして、制度の周知や利活用の啓発を行い対応しているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 空き家対策と開発許可を連携するのはまさに望んでいることです。転入できる条件をより分かりやすく整理しておくこと、また啓発に力を入れていただきたいと思います。

次ですが、空き家の持ち主に売却することを積極的に考えてもらう活動も大切と考えてい

ます。現状はどのようにしていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

昨年度、空き家の所有者を対象にしまして、利活用等の意向調査を実施いたしました。空き家のままとなっている状況や原因について分析したところでございます。その結果、未相続の問題のほか、所有していても最低限の管理をするだけで利活用や売却などの行動にまで踏み込めない傾向が見られました。

空き家を利活用していくことは、議員ご指摘のとおり、地域の環境やコミュニティを維持していく上で重要な鍵となるものだと考えております。

引き続き、市ホームページや広報紙を通じまして、空き家バンク制度の紹介をはじめとした空き家の利活用について広く周知、啓発をしてみたいと思っております。

また、今回の意向調査を踏まえまして、空き家の所有者に対し、個人の財産であるため踏み込んだ取組は難しい面もございますが、空き家相談会等の実施など空き家に関する相談や助言等を働きかけ、さらに空き家の利活用を促進してみたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 空き家の持ち主の方々には、地域の活性化にもつながるんだということも訴えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、額田地区の道路整備について伺います。

現在、額田地区における道路整備はどのようになっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在、額田地区におきまして、事業に着手している市道は3路線ございます。

1つ目は、額田北郷地内の国道349号バイパスから額田森戸交差点から森戸地区に入る新道天神小屋線でございます。整備延長311メートル、幅員が6メートル両側側溝の道路で、令和3年度から用地買収を進めておりまして、今年度は、10月に森戸交差点から延長140メートルの道路改良舗装工事を発注いたしました。

2つ目は、額田東郷と本米崎を結ぶ額田東郷新地後坂下線でございます。整備延長600メートル、幅員9メートルから12メートルの片側歩道付き両側側溝の道路でございまして、令和3年度に排水路の整備が一部完了いたしました。令和4年度につきましては、9月から本米崎側より、歩道設置を含む工事延長173メートルの道路改良舗装工事に着手しております。

3つ目は、額田北郷の塙地区・大杉本地区の額田北郷塙・大杉本線でございます。整備延長540メートル、幅員4メートルの片側側溝の道路でございまして、令和3年度に用地測量、設計、補償調査が完了しまして、今年度は、用地買収を進めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 3路線の今後の予定はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

新道天神小屋線につきましては、引き続き西側に向けて道路改良舗装工事を進め、令和6年度に完成する予定でございます。

また、額田東郷新地後坂下線につきましては、令和5年度も道路改良舗装工事を実施しまして、整備の完了は、令和6年度を予定しております。

額田北郷塙・大杉本線につきましては、今年度の用地買収が完了しましたら、道路改良舗装工事は令和5年度から6年度の2か年を予定しております。

今後とも関連する皆様のご理解とご協力を得ながら地元自治会と連携し、早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 令和6年度に3つの路線がおおむねできるというふうに伺いました。

新道天神小屋線については、私が額田に移り住む前、もう30年くらい前から懸案と聞いていました。それがようやく動き出したということで、地元では歓迎しています。

また、そのほかの道も救急車が遠回りしなければならない道の改修も急いでいただきたいと思います。円滑に整備が進むことを望みます。

次の質問に移ります。

自転車通行区分、矢羽根表示についてです。

国、県、そして那珂市は、自転車利用を振興しようとしています。私もスポーツバイクに乗るようになり、自転車振興には賛成ですが、現実では考えるべき課題が多くあります。いろいろ調べてみますと、自転車の交通規則は複雑で、結構難しいです。

また、自転車の交通違反の取締りが厳しくなるという動きもあるようで、義務として守らなければならないことと、推奨の事柄について理解をしていく必要があると考えています。

そこで、道路に増えている矢羽根表示について聞きます。質問です。

矢羽根表示は、自動車運転者にも自転車が走ることもあることの認識を誘導することもあり、歓迎します。ですが、通常の一時的停止などの表示は公安委員会が設定しており、法的な強制力がありますが、矢羽根表示はどのようなのでしょうか。また、矢羽根表示はどのような機関がつけているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

自転車は、道路交通法第2条第11項の規定により、軽車両と位置づけられているため、車道と歩道の区別があるところは、車道通行が原則となります。

矢羽根型路面表示は、自転車の通行位置と方向を明示して、自転車の安全な通行を促すもので、自転車利用者だけではなく、自動車ドライバーに対しても、車道上の自転車通行位置を知らせる法定外の路面表示となります。

法定外路面表示とは、法令には定められていませんが、交通事故防止上有効であるなどの理由で設置されている表示で、道路標識などの効果を明確にしたり、運転者の注意を喚起したりすることに用いられます。

自動車等で走行中、矢羽根型路面表示を踏むことは交通違反にはなりませんが、自転車の走行位置を示す道路表示のため、走行車線の中で自転車の走行空間を保ちながら安全運転に努めていただくものです。

法定外路面表示につきましては、警察庁交通局より「法定外表示等の設置指針について」が出されており、普通自転車専用通行帯以外の自転車通行空間路面表示等について、必要に応じて自転車のピクトグラム、矢羽根型路面表示及びカラー舗装を用いることと記載されています。様式や色についてもそこで明記されているところでございます。

そして、市での整備ということですが、現在、那珂市における矢羽根型の路面表示の整備は市において実施しています。

令和2年9月に策定しました那珂市自転車活用推進計画において選定した、自転車ネットワーク路線のうち、市道の整備延長62.5キロメートルを、令和11年度までの整備目標値として設定し、自転車が安全で快適に通行できる環境を整備するため、令和3年度より道路管理者関係機関と連携を図りながら、計画的に整備を進めております。

令和3年度は7路線で12.2キロメートル、令和4年度は11路線で13.3キロメートルを整備する予定で進めているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 道路通行上の強制力はないけれども、安全のために誘導するためにつくられていて、市内においては那珂市がつくっているということかと思います。

次の質問です。

自転車振興の政策の中で、道路整備と矢羽根表示設置の位置づけはどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 先ほど申し上げました自転車活用推進計画において、整備形態の前提条件として、3つほど掲げております。

1つ目が自転車ネットワーク路線は、国道、県道、市道を問わず対象とする。

2点目、このうち、自転車ネットワーク路線として設定した国道及び県道については、道路管理者との協議により、整備を進める。

3つ目は、自転車道または自転車専用通行帯の整備の可能性を最大限検討しますが、それらに必要な空間の確保が困難である区間は車道混在の整備形態を基本とするという3つでござ

ざいます。

矢羽根の整備に当たっての基本的な考え方は、安全な走行環境の確保を最優先としつつ、より早期に整備が可能となる形態を採用するものとし、今後整備予定の道路については、自動車と自転車が安全な走行環境で共存できるよう路肩または停車帯の幅員を十分に確保した整備を推進します。

また、既存道路についても、今後、改修等が予定されている道路については、可能な限り路肩または停車帯の幅員を確保した整備を進めることとします。

なお、矢羽根の整備の実施に当たっては、各道路管理者や各関係機関と協議の上、具体的な検討を進めるものとしてまとめております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。

この項目の質問の最後に当たり、一言、意見を言っておきます。

自転車専用通行帯の整備ができるのはよいんですけども、それには当然のことながら道路敷地の幅が必要ですね。そして、お金もかかります。自転車の通行量というのは現時点ではそれほど多くないというのがあります。そこで、立派な自動車道を造るのは投資効率がよくない、それでもやる価値がある場所はあると思いますが、通常の道路でも道の端、軽車両等の通る場所の路面を整えることができれば、実質的な幅が広がるということになると思っています。

前の質問で言いましたように、道路の端が乱れているところが非常に多いです。国道も含めてですが。その辺を考えてぜひ進めていただきたいと思います。

例えば額田北郷の349号上では、太田方面へ自転車通学する学生がそんなに多くはないんですがいるんですね。ですけども、ほとんど歩道を走っています。本当はいけないんですよ。だけれども、国道の端を走るのは危ないというのは分かります、路面が割れているということと交通量が多いということで。そういうこともありますので、確かに専用の道があるのは安全度が高いですが、現実を考えて、先ほど言いました投資効率を考えたら、そこまでやらなくても既存の道の整備の仕方では改善できると思いますので、ぜひ今後の計画の中で考えていっていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税についてお伺いします。

国民健康保険の加入者は所得が比較的少ない人が多く、その上、被保険者の負担割合が大きいのので、相対的な負担は大きくなっています。

私は、国民健康保険税を下げることを目指したいのですが、国の政策や県の会計見通しの悪さなどで、考えを乱されています。

そこで、質問です。那珂市の国民健康保険特別会計の今年度の収支の見込みはいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

国民健康保険特別会計の今年度の収支見通しにつきましては、現時点、収入である県からの交付金や保険税、また、支出である医療費が確定はしていませんが、当初の歳入の範囲内で収まる見込みです。

内訳です。歳入は本年4月に、国民健康保険税の税率改正を行いました。加入者数の減少に伴って、当初の予算から1,000万円程度下回る見込みであります。

一方、歳出は、市から県に納める事業費納付金は、当初予算で予定した14億7,232万6,000円から7,944万円程度下回りました。このため、当初予算で想定していた資金不足に対応するための国民健康保険支払準備基金からの繰入れは不要になるものと見込んでいます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） お金が足りているというのは、喜んでいいのか悲しんでいいのか分からないですね。被保険者からすれば、保険税を払った分ですので、ここでも県の見通しの悪さというのは、問題になっていると思います。

次の質問です。

来年度の国保税の税率改正の見通しについて、県に納める事業費納付金や県の決算剰余金の状況を踏まえ、お答えいただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

来年度の国保税の税率改正が必要となるかについては、予算編成に際して県に納める事業費納付金が国保税や交付金などの収入見込額で支払うことができるかどうか、これを踏まえて判断することとしています。

令和5年度分の事業費納付金は、仮算定ではございますが、令和4年度と比較して県全体で8.49%の伸びが見込まれており、本市の事業費納付金は、約1億1,300万円の増加が見込まれています。これは、国保の加入者数が、令和4年度と比べ、2.73%減少する一方で、1人当たりの医療費は、令和4年度の実績を踏まえると5.59%増加することが見込まれます。

また、後期高齢者医療制度の加入者数の増加に伴い、後期高齢者支援金は令和4年度と比べ、11.22%増加することが想定されています。これらが伸びの要因となっております。

加えて、令和2年度から行われてきた茨城県国民健康保険特別会計の過去の決算剰余金を活用した年度間調整による納付金の減額については、令和5年度は行われたい見込みです。

このため、当市の来年度の見通しは、現行の国保税の税率では不足することが見込まれていますが、この不足分は国民健康保険支払準備基金を取り崩して充てることとし、国保税の税率については今年度のままでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今年度と同じ税率でという、今のところは、考えとお伺いしました。

県の推算の1人当たりの医療費が来年度は5.59%増える見込みというのは、正直疑問に思っています。ですが、これはなかなか難しいところで、結果で見るしかないと思っています。

ただ、これまで県の試算は大幅に外れていることばかりのような印象です。試算の精度を上げることも県に求めてほしいと思います。

繰り返しになりますが、確定ではないとしても、来年度国保税の税率を上げないことには歓迎いたします。ですが、より積極的に市民負担を下げることを今後検討していただきたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告5番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 東海スマートインターチェンジについて。

勝村晃夫議員、登壇願います。

〔13番 勝村晃夫君 登壇〕

○13番（勝村晃夫君） 議席番号13番、勝村晃夫でございます。

本日最後の質問になりますので、お疲れのところですが、しばらくお付き合いをお願いいたします。

まず、11月20日に原子力災害対策の避難訓練が行われました。市民生活部、そして防災課の皆様はじめ、初めての訓練ということで、大変だったかと思いますが。その検証とか、課題の洗い出しについては、まだ、日がたっていないのでできないかと思いますが、ただ1点だけ確認しておきたいことがありますので、市民生活部長にちょっと質問させていただきます。

まず、この訓練において、参加者は本米崎地区の方、いわゆる5キロ圏、PAZの方、こ

の方を対象に避難訓練をしたということですが、この広域避難訓練を行ったときの移動手段をどのようにしたのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

11月20日に実施をしました原子力防災訓練では、本米崎地区住民の筑西市への実動訓練を避難用バスと自家用車により行いました。

大型バス2台には60人が分乗し、那珂インターチェンジから、また乗用車5台には14人が分乗し、東海スマートインターチェンジから常磐自動車道に乗り、避難所となる筑西市の関城西小学校に向かいました。

移動時間につきましては、大型バスが約1時間40分、乗用車が1時間20分となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 勝村議員。

○13番（勝村晃夫君） 大型バスに60人、乗用車に5台で14人、合計74名の方が参加なされたということで、大型バスは那珂インターチェンジから、乗用車は東海スマートインターチェンジからということですが、東海スマートインターチェンジは、大型は通行できないということです。入り口に中型車、大型車、特大車は通行できませんと表示がされております。中型車というのは、普通車以上で乗車定員が11人から29人までのマイクロバス、そして大型車が30人以上の乗車定員、特大車というのが通常の30名以上の観光バスとか、そういったものを特大車というわけですが、東海スマートインターチェンジがバスが使えないということで那珂インターまで来る。そうすると、用意ドンで出発をしたんだと思いますが、まず20分間の誤差が出てきます。

やはり、もし実際の避難になったら、皆さん1分1秒でも早く避難をしたいということなことかと思えます。

東海村のほうでも、避難訓練をしたときに、どうするんだと。この東海インターチェンジが使えない、そして恐らく大混雑になって、とてもとてもこんな時間は余裕はないんじゃないかというような話も出ておりました。

そこで、この東海スマートインターチェンジが、これができた経緯について、東海スマートインターチェンジに関するこれまでの経緯を企画部長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

東海スマートインターチェンジにつきましては、平成21年3月に供用を開始しております。この建設場所が那珂市の行政界付近であったことなどから、建設構想の段階時の平成17年に東海村から当市に対して、共同で検討していきたい旨の打診がありました。

このことを受けて検討した結果、東海のスマートインターチェンジに接続する那珂市側の

道路は狭隘で、狭隘部分の拡幅には地形の関係により、多額の費用がかかることが予想されること。また将来、常陸那珂地区から延びる高規格道路が常磐自動車道と接続した場合のインターチェンジとしての関係がどのようになるのかが明確でないこと。さらには既に市のほぼ中央部に那珂インターチェンジがあるということから、回答としましては、市としては東海村のスマートインターチェンジを設置することに異議はありませんが、構想に加わることは辞退させてもらいますと言った経緯がございます。これらの経緯を経て、現在の形態の東海スマートインターチェンジになったものと思われます。

○議長（萩谷俊行君） 勝村議員。

○13番（勝村晃夫君） 平成17年から打診があつて、共同で検討したいということだったそうですが、確かにあそこのところは那珂市側の道路は大変狭い、そして常磐自動車道のほうは左側、那珂市側の田んぼというか、地区を見るとかなり段差があると、そういったことで大変な費用と時間も要するんじゃないかというふうに考えますが、またそこへ、那珂市には那珂インターチェンジがあるんだということで、辞退をしたというふうに受け取っております。また、先ほど答弁ありました高規格道路が常磐自動車道と接続する可能性もあると、そのインターチェンジの関係がどのようになるのかが明確でないということですが、この高規格道路については、インターチェンジの設置、そういったものについて、国や県には要望をしているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 現在、先崎市長が会長を務める茨城県北部幹線道路水戸外環状道路建設促進協議会が、国及び県に対し、常磐自動車道への新設インターチェンジも含めた水戸外環状道路の早期事業化等を要望しております。

○議長（萩谷俊行君） 勝村議員。

○13番（勝村晃夫君） 茨城県北部幹線道路、これは常陸那珂地区から大子方面へというような、そして水戸外環状道路建設促進協議会があるというようですが、これはまだ構想段階でありまして、実現するにはまだまだ遠いかと思います。その前にこの原子力避難訓練やったわけですが、そういったものを待っていてもいいのかどうなのかということも考えなくてはいいけません。

皆さん、タブレットでご覧いただきますと、地図のほう見ていただきますと、常陸那珂港山方線から常磐自動車道に入ります。そうすると、入ってすぐのところに先ほど言いましたように中型、大型、特大車は通行できませんよということを越えて行くと、これが狭いんですね。この常磐自動車道の上を通る道が。そしてまた、やっとな普通車でぐるっと回ってスマートインターチェンジのほうに入っていくということです。またこれが、ほとんどが境界線、那珂市と東海村との境界線です。ほんのちょっと、下り線のこのカーブのところがほんのちょっと那珂市側に入っているかなということでありまして、これは普通車ですからこれで回れるわけですが、大型になるともうこれの3倍から4倍ぐらいの広さがないと通って

いけないと、カーブが切れないというような状況です。

こういったところからいっても確かに、ここにフルインターチェンジにするというのはかなり難しいのではないかなと思っております。私もそれは確かにそうじゃないのかなと思います。しかし、利便性、こういったものを考えた場合にはフルインターチェンジにしなければ、これからの大型バス、トラック、これが通れるようになれば、物や人の交流が那珂市ももっと交流拠点とするものができてくるんじゃないか、そのような思いで今回質問させていただいております。

この平成21年に供用開始となった東海スマートインターチェンジですが、これについて、フルインター化にするような旨の東海村との協議とか、そういったものは検討をしたことはありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

平成26年当時となりますが、東海村におきまして、災害時の大型車の通行について、NEXCO東日本に働きかけを行っていると同ったことがございます。東海村では、NEXCOのほうから回答があり次第、那珂市に相談させていただきたいということでお話がありましたけれども、その後打診がないまま現在に至っているというのが現在の状況でございます。

○議長（萩谷俊行君） 勝村議員。

○13番（勝村晃夫君） 平成26年というのは震災後、やっぱり東海村のほうでも震災のときの、それから、当然平成17年、21年のころは原子力災害については想定もしていなかったと思います。その後、平成23年に東日本大震災があり、その後、原子力災害避難、広域避難というようなことが出てまいりました。そういったことを踏まえたもので平成26年に協議をしたいというような、相談をしたいというようなことだったんであるかと思いますが、東海村のほうでもそうですね、NEXCO東日本の回答があり次第相談しますよと言っていながら、そのまま現在に至っていると。もう6年、7年になるわけですか。これはどうすればいいのか、私としては、東海村のスマートインターチェンジの近くの方、そして神崎地区、あの辺の方のお話をよく聞くんですが、目の前に高速道路インターがあつて、これは利用できない。普通車は当然利用できますが、中型、大型、特大車が利用できないのは何となく不便だよと。不便さがもっと募ってしまうというようなことをよく言われます。

そういった中で、この辺の事情は大体薄々私も感じてはいたんですが、市民の皆さんが、特に今回、原子力災害対応の訓練をするということで、どうなんだよということを言われました。特に本米崎地区の方は、これが避難のときにどうするんだと、平常時でも常に大型車が通れるような道路にしてくれないか、そういったものを要望、陳情してもらえないだろうかというようなことを耳にしまして、今回、質問をさせていただいております。

まず、東海スマートインターチェンジ、現在、大型車は通行できないですが、大型車も通行できるようにするにはどうしたらいいのかなということで、これは那珂市だけではできな

いわけですから、NEXC O東日本や東海村さんと協議をしなければいけないんですが、東海村のほうからの、以前は協議会があったようですが、その協議会については現在、どのようなになっておりますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

建設前にあった協議会というのは、当然建設が終わり、全く、なくなったのか、休止状態なのかは東海村に確認してみないと分からないんですけども、そういう状況になっています。

こちら議員おっしゃいますとおり、中型車以上のバスは車両等は通れない状況ですけども、本年度に入りまして東海村から新たな動きがございました。

具体的な協議内容というのはまだ確認できていないんですけども、協議会、同じような協議会になるかどうかは知らされていませんが、協議を再開したいと。その際には那珂市さんにも参加協力してもらえないかという打診がありました。当然、参加協力するだけに終わるかどうかは別にしても、参加協力すること自体につきましては了解をしたという返事をしている状況にございます。

○議長（萩谷俊行君） 勝村議員。

○13番（勝村晃夫君） 参加協力をするような前向きな回答をしたということですね。

まず一番に、時間とお金の問題がくると思います。そういったところで、なかなか大変だと思いますが、先ほどの高規格道路、そして外環状線、こういったもの、まだまだ構想段階であって、これから事業化、まだまだ先かと思います。とにかく時間はかかるのは目に見えております。その間にも原子力災害、いつなるか分からない。そういったものを踏まえて、今後とも東海スマートインターチェンジが、皆さんがいつも大型車も利用できるように、そして今年度に入って東海村のほうから協議再開、参加協力の打診がありましたということで、具体的な協議内容はまだなんでしょうけれども、参加協力については了承したということですので、前向きに協議をなさっていただけるように要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告6番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日12月6日火曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時40分

令和4年第4回定例会

那珂市議会会議録

第3号（12月6日）

令和４年第４回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第３号）

令和４年１２月６日（火曜日）

日程第 １ 一般質問

日程第 ２ 議案等の質疑

議案第５６号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第５７号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第５８号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第５９号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第６０号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第６１号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第６２号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第６３号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第６４号 那珂市情報公開条例

議案第６５号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第６６号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第６７号 令和４年度那珂市一般会計補正予算（第６号）

議案第６８号 令和４年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

議案第６９号 令和４年度那珂市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７０号 令和４年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７１号 建設工事請負契約の締結について

議案第７２号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第７３号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 ３ 議案等の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	原 田 陽 子 君	３番	小 池 正 夫 君
４番	萩 谷 俊 行 君	５番	石 川 義 光 君
６番	關 守 君	７番	大和田 和 男 君
８番	富 山 豪 君	９番	花 島 進 君
１０番	寺 門 厚 君	１１番	木 野 広 宣 君
１２番	古 川 洋 一 君	１３番	勝 村 晃 夫 君
１４番	武 藤 博 光 君	１５番	笹 島 猛 君
１６番	君 嶋 寿 男 君	１７番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	渡 邊 莊 一 君	市民生活部長	玉 川 一 雄 君
保健福祉部長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。拍手等についても、遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 小 池 正 夫 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、小池正夫議員。

質問事項 1. 農業の収益力向上について。2. 施設の維持管理について。

小池正夫議員、登壇願います。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 改めまして、おはようございます。

議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、農業収益力向上にどのように取り組んでいるのかの質問から始めたいと思います。

収益を増やして、持続可能な農業経営を実現するためには、大規模化によって効率的に農産物の収量を増やすほか、小規模でも作物に高付加価値をつけてブランド化をし、単価の向上を目指す方法があります。特産品や特に栽培に向く作物のある地域であれば、SNS、ホームページ、独自のパッケージ、ロゴなどを作ってその特性を最大限にアピールするのがよいでしょう。よそとの差別化ができ、ブランド化につながります。

ブランド化で大きな成功を収めた例に、茨城県かすみがうら市野口農園の1本何と5,000円のレンコンがあります。1本5,000円ですよ。野口國雄さんは、品質の高い「あじよし」という品種のレンコンを独自に開発した方法でハウス栽培していました。しかし、ほかのレンコンに対して、特に差別化をしていなかったため、息子の憲一さんは、それを特製の箱に詰め、1本5,000円のレンコンとして売り出しました。値段に見合った品質だったため、あじよしは評判を呼び、一農家でありながら、大手総合食品商社と口座を開くまでの成功を収めております。

その後もマルシェや展示会に出品したり、SNSを活用したりで、地道に広報活動を続けた結果、次第に口コミで評判が広がり、2017年には、ニューヨークのレストランで採用されるまでになりました。自信を持って自分の作物に価値があると言えるものであれば、強気で積極的な戦略が成功につながると、この事例からも分かります。

自ら栽培した作物を使った加工・製造をした商品を販売することを1次産業、製造、2次産業、販売が3次産業、合わせて6次産業と呼びます。農産物だけではありふれていて差別化が図れない場合でも、6次産業化することでブランド化をし、売上げを伸ばす方法があります。

また、その事例としては、埼玉県熊谷市のT A T A G R E E N株式会社の取組を紹介いたします。

創設者は、元証券ディーラーでしたが、農業の魅力に取りつかれて、2012年に30アールの作付を始めて、サツマイモ専業農家から始まります。そして、自社のサツマイモの風味がよいことを、より感じてもらうために、オリジナル商品を焼き芋の干し芋をはじめ、冷凍焼き芋やサツマイモプリンなどの関連商品の開発・販売までを手がけ、6次産業化を進めてまいりました。商品の宣伝には、SNSを活用し、自社店舗を使って、焼き芋の香りと対面販売を利用して顧客の心をつかみました。その後は、SNSによる口コミなど評判が広がり、

多くのファンの獲得に成功しております。

また、売上高を向上させるために、ペースト状にしたサツマイモを冷凍保存し、販売の長期化を実現しました。これは廃棄ロスの削減にもつながり、通年販売にもつながっているとあります。

それでは、新型コロナウイルスの影響や今般の世界情勢により、農畜産物の需要減や生産コスト上昇の影響に関する一般質問においては、米価下落や農業資材の価格高騰へ当面の対処を実施していくと答弁をいただいております。

物価高騰対策は、カンフル剤として有効な手段だと思いますが、中長期的には農畜産物の価格の安定や販路の確保が、農業の魅力を向上し、担い手確保につなげることが重要だと思っております。

担い手育成の支援について前回の質問でお聞きしましたが、就農者を増加させるためには、収益力向上、農業の魅力向上を図ることが大切だと考えております。那珂市では、米はもちろんのこと、いろいろな園芸作物が作られており、魅力向上の伸び代もまだまだあると考えております。

そこで、那珂市の園芸振興や魅力、収益力の向上につながる取組状況についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、担い手を確保するためには、収益力のある農業を実現し、農業の魅力を発信することで農業を続けたい、農業を継ぎたい、新たに農業をやってみたいと思ってもらう環境づくりが重要だと考えております。

そこで、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた「農業で稼ぐいい那珂プロジェクト」の実現をするために、令和2年度に策定しました那珂市アグリビジネス戦略において、農業の収益力向上を基本目標の一つに掲げ、その目標を達成するための取組としまして4つ挙げております。

1つ目としまして、経営規模の拡大による生産性の向上促進。2つ目としまして、農畜産物の品質向上やブランド化、6次産業化、一次加工の推進による付加価値向上促進。3つ目としまして、学校給食への利用拡大や直売所への利用促進による地産地消の推進。4つ目としまして、近隣市町村の飲食店など実需者への販売拡大による地産外商の推進でございます。

これら4つについて、市と農家が一緒に取組を開始したところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 収益力向上の取組として4つ進めているとのことですが、中でも付加価値の向上には大きなポイントになるのではないかと考えておりますが、その点について具体的にはどのような取組をしているのか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、付加価値の向上促進については、市としましても力を入れるべき取組と考えております。

具体的には、農畜産物の品質向上のため、生産者の技術力や販売力向上に向けたセミナーや栽培技術講習の開催等の支援をし、さらに、こだわり生産による那珂市農畜産物を「いい那珂そだち」としてブランド確立を目指す取組を行っております。

その一つとして、那珂市を代表する園芸作物であるカボチャにおいて「かぼちゃブランドアッププロジェクト」の取組を進めております。

具体的には、通年の出荷体制を目指しまして、春作のカボチャ以外にも秋作のカボチャの生産力を増加させ、他の産地との差別化を図る産地づくりに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） ブランド化した商品の販売先を広めていくことや農業全体での収益力向上において販路拡大も重要と考えております。

先ほどの4つの取組の中でも、販売先の拡大が挙げられましたが、具体的な取組について伺いたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほどブランド化という点で触れました、いい那珂そだちの商品につきましては、市内の直売所や市内及び市外の飲食店と連携しまして「いい那珂そだち協賛店」としまして、那珂市農畜産物の地産地消の取組を開始したほか、定期開催をしておりますいい那珂マルシェを水戸駅の中で、また、原電などでも開催し、いい那珂そだちブランドとして広く市内外にPRしまして、販路拡大を図っているところでございます。

さらに、平成28年度より継続して開催しているマッチングフェアにおきましては、コロナウイルス感染症の影響により、昨年度、一昨年度はオンラインでの開催となりましたが、今年度は、JR東日本グループや茨城県信用組合の協力によりまして「いい那珂そだちマッチングフェア」と題しまして、11月8日に3年ぶりに対面方式での開催をし、飲食店など実需者と農業者の情報交換と商談が行われました。

また、かぼちゃブランドアッププロジェクトにおきましても、積極的なPRや試供品の提供、現在も開催しております期間中となっておりますが、那珂市のカボチャのフェアとしましてかぼちゃフェアの実施などの取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） いろいろな取組により販路が拡大されているということですが、ただいま答弁にあった協賛店やマッチングフェアなど、どれぐらいの事業者が参加、あるいは協力などしてくれているのか、具体的な件数というのはお分かりになるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

具体的な数字といたしまして、まず、いい那珂そだち協賛店ですけれども、連携事業者は現在22店舗でございます。

次に、今年度のマッチングフェアでございますが、市内20の農業者が出展しまして、市内外36の飲食店など実需者が来場いたしました。その中で現在商談中の案件も含め31件の商談がございました。

また、かぼちゃブランドアッププロジェクトですが、取組開始後、新たに3事業者と青果の取引を開始したほか、一次加工により製造しましたカボチャペーストをJ R東日本グループなどとの連携によりまして、市内外の飲食店など26事業者へ試供しまして、現在5事業者と取引を開始しているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 取組が数字に表れてきていることは、生産者の士気も上がると思いますが、これまでの取組において全体としても、成果と課題が出ているものと思います。

まず、成果としてはどのようなことが挙げられるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、収益力の向上の取組における成果でございますが、令和3年度には、いい那珂マルシェなどのイベントで約200万円、今年度も現時点で約250万円となるなど順調に売上げが伸びております。イベントを通じた販売は一定の成果が上がっております。

次に、販路拡大の取組におきましては、市内はもちろん市外の学校給食への納入拡大をはじめ、先ほどお答えいたしましたように、いい那珂そだち協賛店との連携、マッチングフェアなど指名買いの商談機会の拡大、また、かぼちゃブランドアッププロジェクトの取組でも販路拡大など一定の成果が表れているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） では、これまでの取組において、課題としてはどのようなことが挙げられるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、イベントを通じた販売におきましては、交流をした方々にいかに継続的に那珂市農

畜産物を買ってもらえるかが課題となっておりまして、いい那珂そだち協賛店への誘導を図るため、協賛店と連携した取組や仕組みづくりが必要であると認識しております。

販路拡大の取組におきましては、マッチングフェアなど商談に至った市外の飲食店など実需者に対しまして、どのような方法で品物を届けるかという流通体制の構築が課題となっております。

かぼちゃブランドアッププロジェクトの取組におきましては、ペーストを使う実需者から様々な要望が寄せられていることから、実需者のニーズにマッチしました商品の多様化や品質の向上が必要となっております。

また、一次加工の実績や売れる総菜・菓子類等の加工品の開発という観点から、異業種との交流による生産拡大及び新商品の開発が課題であると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） これまでの取組や課題を通し、今後、事業の具体的な取組はどのような計画なのか伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

生産性の向上においては、品質や生産効率の向上を図るセミナーや研修の成果及び実績の上がっております法人や農家の経営戦略を把握しまして、関係機関と連携しながら農家が求める支援策を整理しまして、ニーズに応じたきめ細やかな施策を展開してまいります。

販路拡大の取組におきましては、いい那珂マルシェ、マッチングフェアを通して一定の効果が表れておりますけれども、さらに農畜産物の販売のみならず、生産者や市内の直売所などのいい那珂そだち協賛店のPR活動を推進するとともに、通信販売の強化など内容を検討しつつ継続してまいります。あわせて学校給食への那珂市農畜産物の供給力をさらに高めていくため、生産者への働きかけを強化してまいります。

付加価値の向上促進に係る取組としまして、乾燥野菜やペーストなど一次加工の需要の高まりを見据えまして、関係機関と連携し、カボチャ、サツマイモのペーストを中心に品質の向上や利活用について支援したいと考えております。現在干し芋のブランド品として「エピソードサーティーン」が高評を得ておりますが、これに続くブランド品として、ペーストや農畜産物を活用した那珂市を代表する新たな売れる商品が必要です。

今後は、そういった新商品の開発支援や異業種の技術を活用しましたOEM型の新商品開発の支援を推進してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今の農業、今後の農業は、前回までの質問でも伺ったように、非常に大きな課題があります。その課題を乗り越え、那珂市の農業がより魅力的なものになる

ような将来に向けた展望としてどのような考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

こうすれば魅力が向上する、収益が上がる、担い手が増えるというものはなかなか難しいところがあると思いますけれども、まずは、先ほどお答えしました一つ一つの取組や支援を着実に進めていくことが何より重要であると考えております。

また、現在市で検討を進めております道の駅は、高い集客力が見込まれる施設でありまして、ここで農畜産物の販売ができれば、収益力向上や販路拡大につながるものとして、市内農家から大変期待する声が高まっております。

市としましても、このような声に応えられるよう、また、地域農業の活性化、農業の担い手確保に向けた取組など、ハードソフト両面で事業を展開し、魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 確かにあちこちで皆さんが楽しみにしている様子がうかがえますので、農家の皆様の収益力の向上にもつながり、活気のある施設になるよう願っております。

これでこの項の質問を終わりにいたします。

続きまして、施設の維持管理の質問に移ります。

国及び地方公共団体等が所有する施設は、老朽化に伴い、今後大量に更新時期を迎える一方、厳しい財政状況や人口減少等により、施設の利用需要も変化しており、全国的に大きな課題となっております。

この対策として国はインフラ長寿命化基本計画を策定し、地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画を作成するよう要請しました。このため、本県では、公共施設等の安全・安心な利用を基本としながら、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目指す茨城県公共施設等総合管理計画を平成26年度に策定しました。本県の公共施設等については、高度成長や人口の増加、教育・福祉、その他行政ニーズの拡大を背景に、昭和40年から50年代に多くの施設が整備されましたが、これらの施設は既に40年以上を経過し、老朽化しており、これから一斉に更新時期を迎えます。

一方、本県の人口は、平成12年の約299万人をピークに減少を始め、少子高齢化により、人口の高齢構成が大きく変化しています。また、施設が整備された時代と比べ、利用者のニーズが多様化するとともに、市町村や民間資本等により、類似の施設が整備されるなど県有施設に対する需要も大きく変化しているものと思われます。加えて、県の財政状況も社会保障関係や公債費なども義務的な経費の増加により、財政構造の硬直化が続いており、今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

このため、施設の更新に当たっては、多額の財政負担が伴い、また、長期にわたり維持管理を行うことを十分に踏まえ、施設の必要性や効果、将来の財政負担等を考慮した上で、施設を更新すべきかどうか決定しなくてはなりません。

これまでも行政改革を積極的に推進し、施設の統廃合にも取り組んできましたが、厳しい財政状況の中、限られた財源で施設の維持管理・更新を適切に行うためには、経営的な視点に立って、全ての県有資産を総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントの考え方を導入し、より一層効率的な運営取り組む必要があります。

このような背景から、本県では、平成27年3月に茨城県公共施設等総合管理計画（以下県総合管理計画）を策定し、長寿命化の推進、資産総量の適正化、資産の有効活用の推進、3つの基本計画を定め、また令和2年までには、施設類型ごとに具体的なメンテナンスの実施計画を定めた個別施設計画を策定しました。

この県総合計画の内容には、個別施設計画等に基づき点検・診断結果や対策内容等を反映させるなど不断の見直しを実施していくこととしております。今回この計画に基づいて、将来にわたり安全・安心な公共施設サービスを維持できるよう努めてまいりますとあります。

公共施設というものは、いろいろと問題もあると思いますが、そこで那珂市にある公共施設の状況についてお聞きしたいと思います。

それでは、市が保有する公共施設の現状はどのようなになっているか、施設の数や管理状況などについて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在市の保有する公共施設、学校とか消防団の詰所であるとか、庁舎であるとか、そういうのを含めると119の施設がありまして、建物で言うと342棟ございます。これを延べ床面積にいたしますと、総面積で約16万平方メートルになります。施設分類ごとの面積の構成比といたしましては、学校教育施設が50.6%、公営住宅が11.2%、行政系の施設が9.9%、スポーツ関連の施設が5.9%というふうになっております。

それから、管理状況につきましては、現在築30年を超えました施設は全体の約62%ございまして、大変老朽化が進んでおります。通常の維持管理、また修繕等に加えまして、施設、設備等の改修に適宜対応している状況でございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 老朽化が進んだ施設はどのような箇所に不具合があり、改修が必要となっているのでしょうか。また、改修に当たっての課題などはあるのでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

築30年を超えました施設に共通して見られる不具合の箇所につきましては、屋根防水の劣化に伴う雨漏り、それから外壁の劣化、空調設備の機能低下等が挙げられております。これらの不具合は、施設の運営に支障を来すおそれがあるものでございまして、緊急対応を迫られるという事例も多くなっております。

そのため、これまでのような対症療法的な事後修繕、壊れてから修繕するというよりも、計画的な予防修繕のほうに転換していくということが課題となっているということでございます。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 対症療法的な事後修繕で修繕にかかる費用はどのぐらいになりますか。
また、老朽化の進んでいる施設について今後建て替えが必要となった場合にかかる費用はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

平成27年に策定いたしました那珂市公共施設等マネジメント計画からの数字でございますけれども、市が保有している公共施設の維持補修費につきましては、年間約3億円を要する見込みというふうになっております。

また、今後40年間で全ての施設を建て直す、建て替えると想定した場合の総額としては、約667億円になると試算をしております。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 現存する市内施設を維持していくためには、今後多大な費用が要すると思いますが、それに対応するためにどのような取組が必要か、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

公共施設等を効率的に活用しまして、運用していくためには、那珂市公共施設マネジメント計画に基づきまして、適正配置による総量の縮減、それから長寿命化を実施していくことが必要でございます。

適正配置による総量縮減というのは、30年間で全体の延べ床面積の15%の縮減を目標としております。必要なサービス水準を確保しつつ、施設の廃止、または周辺施設との機能集約に取り組んでまいります。

また、長寿命化につきましては、これまで施設が壊れてから修繕する方法から施設の劣化が進む前に計画的に修繕を補修をしていくということで、長期にわたり安心・安全な施設の活用を長期間にわたり目指して活用を図っていくということでございます。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 長寿命化を推進した場合に必要な維持補修等にかかる費用はどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） 先ほどの那珂市の公共施設等マネジメント計画では、長寿命化のために定期的な点検、補修、診断や計画的な補修など、これらの維持補修を試算しますと、40年間で約464億円の費用となる見込みでございます。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 市営住宅はいつ頃、どのような目的で整備されましたか。
また、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） 市の公共施設の中でも市営住宅がございますけれども、市営住宅というのは、そもそも戦後の住宅不足を補うこと、または所得の低い方に低廉な家賃で住宅を供給することが目的で整備されてきました。当市では、昭和24年から昭和48年度にかけてまして23団地482戸を整備いたしました。

その後、高度経済成長など時代の変遷によりまして、住宅供給量も十分になったことから、国の政策等が転換となりまして、住環境の整備や住宅規模の改善へと変更となっております。

当市では、老朽化した住宅の廃止、またはその団地の統合を行いまして、平成2年度から平成12年度にわたりまして、3団地、198戸の建て替えを行ったところでございます。

現在は7団地、272戸の住宅を管理しているということでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 現在市営住宅においては、老朽化の進んでいる住宅も多くあるかと思いますが、今後それらの市営住宅をどのように管理していくのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） 市営住宅の管理につきましては、那珂市公営住宅長寿命化計画、もう一つ、那珂市公営住宅のあり方検討書に基づいて維持管理を進めております。

老朽化が進んでおります4団地のうち2つの団地、額田第2と中宿でございますが、こちらは用途廃止、ほか2団地、かしま台、上宿西につきましては、現状維持、それから、建て替えをいたしました鷺内、鴻巣、静駅前団地につきましては、長寿命化により修繕しながら長期的に活用するという方針で進めているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 老朽化が進んでいる市営住宅については、用途廃止、現状維持にしていく方針とのことですが、具体的には今後どのように管理していくのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

用途廃止の住宅は、昭和42年、43年に建設された木造住宅でございます。これは先ほど言いました額田第2と中宿の2団地でございます。現在も居住している方がいらっしゃいま

すが、老朽化をしており、空き家となった住戸については、随時今、解体をしている状況でございます。

それから、昭和44年から48年に建設された住宅で、かしま台と上宿西の2団地がございます。方針では、維持補修しながら管理することということになっておりますが、現状は老朽化が大変厳しく、著しいため、退去した場合に、新規に入居者を募ることがちょっと難しいような状況でございます。今後は、その団地につきましても用途廃止をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、老朽化が進んでいる4団地につきましては、全て底地が市の土地でございます。用途廃止後、公共施設の総量縮減の方針から、売却処分していきたいというふうに考えております。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 良好な住環境を供給する等に当たり、入居者や入居希望者の要望等も取り入れることも必要かと思いますが、これまでに入居者や入居希望者から施設改修等に関する要望はあったのでしょうか。また、要望に対してどのような対応をしていくのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在入っている入居者の方からは、屋根の雨漏り、または排水管の補修等の要望がございます。それにつきましては、その都度対応しているというふうな状況でございます。

それから、新たに入居する方からにつきましては、特に鷺内住宅につきましては、ちょっと古い住宅でございまして、浴槽と給湯設備を入居者が自分で買って負担して設置しなければならないという形になっておりまして、入居者のほうからは敬遠をされているという形でございます。その方につきましては、鴻巣住宅や静駅前団地のほうに変更されたという方がいらっしゃいました。

鷺内住宅につきましては、今後長寿命化を推進する住宅としておりますので、風呂や給湯設備など住宅設備の改修ですね、整備を今後進めていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それはやはり大事なことです。今ひねればどこでもお湯が出るような時世に自分でそれを買って入れるというのは、経済的にも負担を、ましてや市営住宅の意味がなくなってしまうので、そのところはよろしく願いいたします。

長寿命化を推進する市営住宅を管理していくに当たり、今後どのような取組を行っていくのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

今後でございますけれども、鷺内、鴻巣、静駅前 の 3 団地につきましては、公営住宅の長寿命化計画のほうで、長寿命化の方針に基づきまして、居住性向上の改善を進めてまいります。現在は今言った 3 団地の外壁の改修工事を平成29年度から順次進めているところでございます。本年度は、鷺内住宅のほうの外壁の改修を行っているところでございます。

それらの外壁の改修が終了した後、居住性の向上のため、先ほど言ったお風呂の整備であるとかそういう部分の改修につきまして、計画的に実施していく予定でございます。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3 番（小池正夫君） 分かりました。

市民が、快適に生活ができるよう設備のほうの改修並びに修繕等をお願いしたいと思えます。

これで、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告 7 番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 41 分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 關 守 君

○議長（萩谷俊行君） 通告 8 番、關 守議員。

質問事項 1. 那珂西リバーサイドパークの利用について。

關 守議員、登壇願います。

〔6 番 關 守君 登壇〕

○6 番（關 守君） 議席番号 6 番、關でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

質問内容は、那珂西リバーサイドパークについてでございます。

我が戸多地区のふるさと河川敷に子供たちのにぎやかな声が聞こえるのは、私が子供の頃です。ので、実に60年ぶりになります。誠にうれしい限りでございます。

早速最初の質問に入りたいと思えます。

那珂西リバーサイドパークの工事費総額と那珂市の負担額についてお聞かせください。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本事業は、国土交通省のかわまちづくり支援事業として、平成30年度から令和3年度までの4か年で実施いたしました。

工事費総額は3億8,634万7,000円、うち本市の負担額は8,499万7,000円です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

私も含めて一般の市民の方々には、工事費総額は、ネットとかホームページ、広報紙などで掲載されておったかと思えますけれども、初めて耳にするだろうと思い、皆さんにお知らせする意味でも、あえて質問をさせていただきました。

いずれにしても、かわまちづくり支援事業として承認され、工事着工までは長い期間にわたり並々ならぬご苦勞があったことと思います。久々の那珂市のビッグプロジェクトだったと思います。我々の貴重な血税を注入して、立派な施設を造っていただいたからには、それを有効活用する努力をするのは、行政の機関も含めて、一般市民、地元の方々であります。そのような思いを強くしているところでございます。

次の質問に移ります。

現在のパークの年間の管理運営費とその内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

令和4年度当初予算の管理事業費は682万円となっております。

本年度は、オープニングセレモニーにかかる諸経費やサッカーゴールの購入費等を臨時的に計上したため、予算規模が大きくなっております。

経常的な経費としましては、除草等の緑化管理や施設清掃に係る業務委託のほか、消耗品や光熱水費等になります。来年度以降は、本年度の3分の1程度の予算に縮減できるものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） 了解しました。

通常ですと、令和5年度以降は3分の1程度になるということで、220万円程度になるんだろうと思います。

次の質問に移ります。

利用者の状況と利用に際しての予約方法についてお聞かせいただければと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、施設の予約や利用に当たりましては、使用許可申請書をなかL u c k y F M公園に提出していただいた後、許可書の発行により利用可能となります。

申請書は公園事務所の窓口に着いてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

施設利用の種類としては、サッカーの練習や試合が大部分を占めております。そのほかドローンの操作講習会、県立高校の歩く会の休憩所としても利用されております。

これまでに使用申請があった団体は、本市のスポーツ少年団や市内の民間事業者をはじめ県立の高校や特別支援学校、県の建設業協会となっております、本年4月から11月末までで延べ58団体4,472人の方にご利用をいただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

施設の利用に際しての申込方法、使用許可申請書をダウンロードして、記入をしまして、事前に窓口へ出向いて申請を提出するという方法だと思いますが、当日の倉庫の鍵の貸出し、また鍵の返還などを考えると、メールやファクスなどによる申込みによりL u c k y公園には当日だけ行けばいいと思いますが、より簡単な方法を期待したいと思います。

次の質問に移ります。

多目的グラウンド設立計画、当初は、青写真の段階ですが、野球グラウンド、サッカー場、あるいは水辺の潤い、防災ヘリなどの発着所、駐車場等が図面に描かれていたと思いますが、事前のワークショップ参加者意見などから見て、所期の運用目的は達成されているかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員からご紹介がございましたワークショップとは、かわまちづくり支援事業として、那珂川の河川敷を整備する前の段階から地域住民に主体的に参画してもらい、整備後の活用や管理、さらには地域全体の活性化につなげることを目指した活動になります。

平成28年と29年の2回開催しており、延べ116人の方にご参加をいただきました。

住民からは、先ほど議員から例示いただきました事項のほか、階段型の観覧席や散策路を造ってほしい、休憩場所に桜を植えてほしいといったご意見が寄せられまして、これらの意見を踏まえて整備の基本計画である那珂市戸多地区かわまちづくり計画書を策定しております。

また、実は管理運営に当たりましては、那珂市のサッカー協会と那珂西リバーサイドパーク維持管理に関する協定というものを締結しております。施設の管理を那珂市と協働で行うこととしているところでございます。サッカー協会との協働管理という市民参加型の運営が実現したこともあり、ワークショップの当初の目的は達成されたものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

ワークショップの意味合い、開催理由と目的はよく理解をいたしました。しかし、ワークショップの過去2回の開催延べ人数が160人ということでしたが、当時私も参加しましたが、ほとんど地元以外の方が参加、ほとんどですね。少年団のサッカー関係者が多かったように思いますが、地元の方の参加が大変少なく、残念に当时思いました。

サッカー協会との協働管理ということでございますが、市民参加型の運営が実現したということで、地域全体の活性化という面から、さらなる活用も模索していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

那珂西リバーサイドの現在の状況を見ると、南側のヘリポート発着所と隣のグラウンドが見る限り全く使われていないような状況だと思いますが、その利用方法について考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

週末の休日は、主にサッカーの練習や試合で利用されておりますが、現在のところ北側の多目的広場だけで活動ができています。そのため、議員ご指摘のとおり、南側のグラウンド方面につきましては、ヘリポートの発着を含め、現在ほとんど利用はございません。整備当初より北側同様サッカー主体での利用形態を想定しております。

今後とも引き続き施設の周知を継続し、利用の拡大を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

施設の周知、活用方法を大いにPRしていただきたいと思います。

次の問題に移ります。

今年4月オープンに向けて、少しでもきれいな形でオープンをさせてあげたいということで、昨年、我が家でも犬を飼いまして、散歩がてら隼より始めよではありませんが、ゴミ拾いをやっております。オープンまでと思っていましたが、なぜか今日まで散歩とゴミ拾いが続いております。ペットボトル、空き缶、犬のふん、たばこの吸い殻、マスク、あめのお菓子の袋や古タイヤ、古タイヤは何とアルミホイール付きのタイヤが4本、古タイヤが6本、1本300円の処分料ですので、きれいになるならと思い、近所の親戚の修理工場に処分をしていただきました。また、灯油缶みたいな油のポリ容器が7箱ぐらい、それも丁寧に裁断して落ちておりまして、それらも大きいものとしてはゴミに出しました。

結局、日課のように今日まで続けておりますが、例えば利用者にゴミ拾いなどを強制はで

きせんが、願ひする試みは可能でしょうか。それと、定期的にあそこは、国交省の堤防の草刈りが実施されていますが、除草機械で堤防をやっておるんですが、その際にペットボトル、あるいは空き缶、ビニール袋が機械で粉々になっちゃうんですね。大変危険な状態になり、休日はサッカーの練習、試合の共に家族連れ、小さいお子さんが堤防で試合中に遊ぶんですね。ちょっとけがをしないように、なるべくそれらも自主的に拾い続けているところがございます。

現在はゴミ拾いを個人的に実施されている方が、私のほかにお二人ほどお見かけをいたします。ただ、シルバーさんにも願ひしているのかなと思いますが、一生懸命地域の方がゴミ拾いをやっていただいております。トイレなんかも今のところ落書きもなく、大変きれいな状態を保っております。男女のトイレの洗面所のところにきれいな花が毎回生けてあります。近所の方が毎回欠かさずやっていただいていると思います。戸多地区のどなたかの心優しい行いですね。大変感激しております。戸多地区もまんざら捨てたものじゃないなと思っているところがございます。

国交省ともぜひ連絡を事前に取り、除草作業前にゴミ拾いをするとか、何年か前は、那珂川クリーン作戦などありまして、私も参加したことがあるのですが、市内一斉清掃時にパークを清掃範囲に含めるとか、あるいはサッカー協会に願ひして、主に土日ですけれども、利用する際には、必ず利用者全員でゴミ拾いをしていただくとか、いろんな方法が考えられると思いますが、その辺のところの見解をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、關議員をはじめ地域の方がゴミ拾いなどの美化活動を行ってくださっているとのこと、大変ありがたくお礼を申し上げたいと存じます。

ゴミ拾いの願ひまではしておりませんが、利用者にゴミを持ち帰りを促す看板や不法投棄禁止の看板を設置して、協力のお願ひと注意喚起を行っているところです。

しかしながら、川岸の人目につきづらい場所にゴミの投棄があることは、私どもも大変苦慮をしております。

今回議員からご指摘をいただきましたので、国土交通省へもゴミや不法投棄の現状について情報を提供し、対応を相談したいと思います。

清掃につきましては、先ほど申し上げた那珂市戸多地区かわまちづくり計画書の中にも市民や市民団体との協働が掲げられております。市の一斉清掃の対象範囲にリバーサイドパークを含める件について、関係課に協議するとともに、管理協定を結んでおります市のサッカー協会へ声かけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

国土交通省への対応の相談の結果、一斉清掃の対象の範囲、またサッカー協会への相談の結果を後日でも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

次の質問に移ります。

昨年度戸多地区の散歩コースの調査が、広報なかに掲載するために調査がありましたが、調査はどうなっているのか、また、国交省から依頼された民間調査会社が、現場で何回かアンケートを利用者に実施をしております。私も毎日のように雨じゃない限り散歩をしていますので、都合3回ほど回答をしております。那珂市の調査結果や国交省のアンケート結果が出ていれば、お教えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、戸多地区散歩コースの調査は、秘書広聴課のシティプロモーション推進室で本年6月に戸多地区まちづくり委員会に取材を行い、結果としましては、7月11日号の広報なかに記事が掲載されました。那珂西リバーサイドパークを発着場所とする全長約3.5キロメートルを地域の散歩コースとして紹介させていただいております。

また、現場アンケートとおっしゃったものは、国土交通省が河川の利用実態調査として実施しているものです。今後の河川整備の参考にするためのものと思われませんが、結果につきましては、現在のところ把握できておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

現場アンケート結果は把握していないということですが、現場に来ている方の貴重な意見が集約されているものと思います。

国交省の実態調査とはいえ、工事の一部を負担している那珂市としても今後の運営の参考になる情報だと考えますので、言ってみれば、かわまちづくり支援事業も国と協働のプロジェクトだと考えますので、貴重な情報収集に努めていただければと要望をいたしたいと思います。

次の質問にまいります。

サイクリングコースやオートキャンプ、あるいは消防訓練やたこ揚げ大会、映画の上映会、そんなようなもの、また産業祭ですね、そのような利用は考えられないか、私自身も考えているところでございます。また、そのようなイベント企画などを市の主導で実施可能なものかどうか、それともイベントはあくまでも市の対応は協賛というスタイルなのでしょうか。ぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

サイクリングコースにつきましては、那珂市自転車活用推進計画におきまして、那珂川・

久慈川自然満喫コースが設定されております。全長約25キロメートルのコースの中に那珂西リバーサイドパークが含まれております。

オートキャンプにつきましては、管理上の理由から利用を認めてございません。行事やイベントにつきましては、先ほど議員からご提案が多々ありましたけれども、市が主催であれ、地域の団体等が主催であれ、利用内容に問題がない限りぜひリバーサイドパークを活用いただきたいと思います。企画のアイデアがあればご相談に応じながら施設の貸出し等の協力を行ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

サイクリングコースにリバーサイドパークが含まれているということですが、であるならば、道路面に表示する、昨日もある議員から質問がありましたが矢羽根というんでしょうか、それを那珂西大橋まで延長するとか、あるいは那珂川・久慈川自然満喫コース等のさらなる推進策として少しでも前に進めていただきたいと思います。

また、全国にこういう河川敷の多目的グラウンドは数あると思いますが、オートキャンプ場は管理上の理由から利用は認めていないとのことですが、河川敷にキャンプ場を設営している場所も全国にたくさん見受けられます。ご相談に応じながら施設の貸出し等の協力を行っていくという姿勢から、さらにもう一步進んで、昨年度的那珂市第1次総合計画で打ち出したまちづくりの基本理念の一つ、市民と共に創る協働のまちづくりに鑑み、市民と行政とが一体となって共に汗を流し、協働のまちづくりに取り組んでいただくことを強く望むところでございます。

最後、質問ではこれはございませんが、提案として要望をお聞きいただければと思い、またコメントを多少いただければと思います。

那珂西リバーサイドパークのさらなる利用促進を目指して、今ある総合運動公園、フットサル場とかスケートボード、あるいは今現在野球の球場がありますけれども、公式試合の実現の施設には至っておりません。改修が必要だとお聞きしております。また、現在は大規模な大会が何種類か実施しているところでございますが、宿泊施設が残念ながらありません。つい最近、ネーミングライツということで名称が決まりましたが、施設の充実を図ってからそういうものをやるべきなのかなと私自身は個人的には思っております。

あるいは周辺を見渡しますと、県の植物園、リニューアルされるという情報が鳥獣センターを含めてありますが、サイクリングのコースなども、例えば那珂川の堤防近辺には、特に河川敷側に自然と菜の花が群生する時期がありまして大変きれいなんですね。私の住んでいるところは戸多地区の若宮ですが、下江戸までずっと堤防が何キロでしょう、5キロ、6キロぐらいあるでしょうか。そのところに菜の花が時期的に大変きれいな花を咲かせております。例えば、堤防の強度を阻害しない限り利用はできますよという、国交省にまず問い合わ

せたことがあるんですが、堤防の両側に菜の花を植えてサイクリングコースの一部にすれば、さらにお客さんをお呼べるのではないかなというふうに思います。また、近所には静峰公園などもございます。運動公園で例えばサイクリングの貸出をするとか、オリエンテーリングを実施するとか、歩く会などを模索して実現してほしいと考えておりますが、要望しますが、若干のご意見をいただければと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

様々なご提案ありがとうございます。那珂川を中心とした豊かな自然環境の中で、スポーツや健康づくりはもとより、周辺施設と連動した多面的な利活用が図られることで、地元はもとより、本市のまちづくりや活性化につながるものと考えます。

教育委員会としましては、まずはより多くの方に知っていただき、そしてより多くの方に利用していただくため、情報発信を充実し、周知啓発を実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 關議員。

○6番（關 守君） ありがとうございます。

お互いに、私も一市民、地元の人間として行政と一体となって、楽しいより多く利用者が増えるように、今後も努力をしていきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告8番、關 守議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○副議長（大和田和男君） 本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

通告9番、木野広宣議員。

質問事項 1. 子育てトータルプランについて。 2. 子供の弱視について。 3. ゴミ焼却

時の資源採取について。

木野広宣議員、登壇願います。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、子育てトータルプランについてなど3点について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、子育て応援トータルプランについて質問させていただきます。

10月28日に決定した、政府の総合経済政策に子育て支援策の拡充が発表されました。子育て支援に関して、伴走型相談支援の充実を図ることが盛り込まれております。伴走型相談支援とは、具体的にどのような支援なのかといいますと、伴走型相談支援とは妊娠から出産、産後、育児期といった各段階に応じて全ての妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のことを言います。各段階できめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対しニーズに即した支援を切れ目なく届けるのが目的であります。

例えば、妊娠期では保健師や助産師などによる面談を通じ出産までの見通しを立てます。さらに、子育てガイドをもとに出産時や出産後のサービスの利用手続きを一緒に確認し、夫の育休取得の推進なども提案します。出産、産後の面談では、子育て世帯の仲間づくりの場を紹介、保育所入所案内なども行います。育児期では、子育て関連情報を発信するとともに、交流サイト、SNSを活用したオンライン面談など気軽に相談できる体制を継続します。

なお、相談の実施主体は子育て世帯包括支援センターや、民間の地域子育て支援拠点などを想定しております。こうした体制を充実させるのには、妊婦や親の孤立化が挙げられます。今の子育て家庭は、祖父母と離れて暮らす核家族の割合が高く、子育てを手伝う身近な人がいないことから、子育て負担が大きくなっています。心身ともにストレスを抱えた状態が続けば、虐待などに発展するリスクもあり、深刻な事態に陥る前に適切な支援を行うことが必要であります。このため、伴走型相談支援が充実されているのであります。

今回の総合経済政策では、伴走型相談支援とともに、妊婦、出生届時に計10万円の経済的支援を実現することが決まりました。子育て世帯に関する日本の予算規模は、出生率を回復した欧州諸国と比べて低水準であり、働き方改革もいまだその途上にあると言わざるを得ません。さらに、コロナ禍において少子化、人口減少は一層進み、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子供や家族を取り巻く環境は深刻な状態であります。

2021年に日本で生まれた子供の数は、過去最少の81万1,622人で、想定よりも7年度早く少子化が進んでおります。また、コロナ禍以前から家事育児の負担は女性に偏っていましたが、コロナ禍では外出自粛による在宅時間の増加などライフスタイルの変化に伴い男女共に家事育児の時間が増加しました。しかし、その負担は多くは依然として女性に偏っております。仕事を続けたくても続けられない状況に置かれております。

過去20年間、子供を持つことへの希望はあまり変わっていないと考えておりましたが、近年子供を持つことに対する希望が低下し、子供を持つことをリスクと考える若者も増えていることが指摘されております。もとより、結婚、妊娠、出産は個人の自由な意思決定に委ねられております。一方では、次世代を育む仕組みをつくれない社会は持続することができません。子供の幸せを最優先に、子供を安心して産み育てられる社会の構築、少子化、人口減少という未曾有の事態を乗り越えるためには、働き方の転換、子育て負担の軽減に加え、大きくは社会構造を確立していくことが必要であります。

常に子供の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を我が国、社会の真ん中に備え、子供真ん中社会を実現することであります。コロナ禍では子供たちの日常から安心・安全な居場所や様々な学び、体験が失われ、令和3年度の児童虐待相談対応件数は約20万件を超え、不登校も約24万件を超えて過去最高となりました。いじめも急増し、子供、若者の自殺者も増えるなど、子供を取り巻く環境は深刻であります。

本年の通常国会で成立したこども基本法においては、子供施策を想定、実施、評価するに当たって、子供や若者の意見を反映することが想定されております。未来を担う子供や若者の声を聞かずしてこれからの日本はありません。こうした認識に立ち、新たに設置されたこども家庭庁のもと、子供、若者の意見も身近な地域社会をはじめとして、政策に反映されるよう子供、若者の意見を聞く仕組みを構築するとともに、社会的養育を必要とする子供や障がいのある子供、無国籍、外国にルーツのある子供を含め、子供の目線に立った子供に対する制度や政策を見直し、充実することが重要であります。

と同時に、親の就業の有無や形態等にもかかわらず、全ての子供を対象とした普遍的な制度を構築することを求められております。子供や若者、子育て世帯の声を直接聞き、その実態やニーズを把握するとともに、有識者からのヒアリングや視察、議論を重ね、今般子供の幸せを最優先する社会を実現するとともに、少子化、人口減少を乗り越えるための具体的案を子育て応援トータルプランにまとめられております。国だけではなく、地方自治体や企業、民間、団体などが連携し、社会全体の課題としてそれぞれが主体的に取組を進め、社会全体で支援する仕組みが必要不可欠であります。

子供や若者世代に対する未来への投資は、人口減少を食い止めると同時に、社会保障の担い手を増やすことにつながると思います。本市でも今後子育て支援サービスを始めると思いますが、今後のことを踏まえ先行する自治体の例を幾つか紹介したいと思います。ただ、人口の差はありますので、その辺はご了承ください。

育児関連用品等の商品券等の例としまして、電子クーポンであります東京三鷹市、人口19万です。妊娠期から子育て期にわたって支援を行うため、妊娠届を出した妊婦を対象とした、保健師、助産師等のゆりかご面接を実施、面接を受けた妊婦には子育て応援ギフト、こども商品券約1万円分を配布とあります。

茨城県石岡市であります。人口7万人、申請者ゼロ歳児に対象におむつクーポン券を配

布し、市の委託店で対象商品、指定おむつと引き換え、クーポンとこの身分証を提出すればもらえます。

子育て支援サービス等の利用減免の例としまして、これも電子クーポンになります。和歌山県有田市、人口2万7,000人、有田市に住民票を有し、令和3年4月1日以降に妊娠届を届け出た方、出生届を出された方に、家事支援サービスや一時預かりで使えるスマイルチケットを交布、妊婦は約2万円、出産された方は約3万円。

チャイルドシートの購入の費用助成などは愛媛県上島町、人口6,000人のところもあります。

また、妊婦の祝い金の例としまして、電子マネーであります静岡県伊豆市、人口約3万人、これは妊娠22週を経過した妊婦に対し、胎児一人当たり4万円を支給。そのほか栃木県真岡市も同じような状況であります。

各自治体によって、国より先行して様々な対応をされている例を挙げさせていただきました。

ここで質問になります。

市の子育て政策についての現状をお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の子育て施策につきましては、那珂市子ども・子育て支援事業計画に位置づけ実施しています。主な施策を挙げますと、保育園などの教育・保育の提供体制の確保をはじめ、放課後に家庭で保護者の適切な保護を受けられない児童を預かる学童保育事業、子育ての相談や情報交換の場としての地域子育て支援センター事業、病気により集団での保育ができない児童を預かる病児保育事業などがあります。

経済的支援の施策の面としては、児童一人一人の健やかな成長を社会全体で応援する児童手当事業、安心して医療機関に受診できるよう小児医療福祉費を助成する、いわゆるマル福制度事業なども実施しています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

そうした中、こども家庭庁の創設やこども基本法の制定であります。子供を権利の主体として位置づけ、子供の幸せを最優先する社会を目指すとともに、子供の声を代弁し、子供政策に関して独立した立場で調査、勧告等を行う機関、子供コミッショナーの設置を目指し、検討を進めておるとのことです。あわせて地方自治体において子供の声に耳を傾け、関係者、機関の間をつなぎ、問題の解決を図ることも大事であります。子供の意見を政策に反映するため、多様な手法を組み合わせる子供の意見を継続的に聞くための仕組みづくりを進めるとともに、実施します。

中でも、特になかなか自ら意見を表明することが難しい子供たちの意見や思いも受け止め、反映できるよう、同じような立場や悩みを抱えた人がお互いに支え合うピアサポートやアドボケイト、代弁者になります。また、それを伴走支援を推進することが大事となってきます。また、学童期、思春期に医学的に妊娠、出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無にかかわらず早い段階から妊娠出産の知識を持ち、自分の体への健康意識を高めること、プレコンセプションケアに関する取組が求められております。

そうした中、不妊治療の保険適用について、課題を不断に検討し、必要な制度改正を行うとともに、不育症検査費用助成事業の対象検査実施自治体の拡大、同じような立場の悩みを抱えた人同士が支え合うことを目的としたピアカウンセリング体制の充実、働きながら不妊治療できる環境づくりも重要であります。また、妊娠時から出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実が望まれます。

核家族化が進む中、安心して子供を産み育てる社会をつくるため、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく全ての妊婦、子供、子育て家庭を支援する伴走型相談支援を実施するとともに、子供家庭センターの設置や家庭の事情や希望等を踏まえた子育てサポートプランを子供一人一人に策定し、官民協働で支援する体制を全ての自治体で構築してまいります。

あわせて、低年齢児、ゼロ歳から2歳に焦点を合わせた経済的支援を実施するとともに、産前・産後サポート、産後ケア、一時預かり、家事援助サービスの利用支援、地域子育て支援拠点の拡充、多児児童育成支援、ペアレントトレーニング等保護者支援、子供の居場所支援等とあります。

また、出産費用が年々増加傾向にあり、出産費用の実態や病院を調査し、出産費用の見える化を進めるとともに、出産育児金を増額し安心して出産できる環境整備が求められております。

大変難しいことではありますが、そのことを踏まえ質問ですが、市において不育症の女性の現状についてはどのように対応されているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

まず、不育症とは妊娠はするけれども、流産や死産などを繰り返し、結果的に子供を持っていない状態のことを指します。

市では、少子化対策の一環として不育症の検査や治療を受ける夫婦の経済的な負担を軽減するため、本年4月より治療に要する費用の一部を5万円を限度に助成をしております。なお、申請の件数ですが、11月30日現在、1件となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、出産育児一時金が増額されるのことを聞きましたが、その

件についてはどのように検討されているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

出産育児一時金につきましては、現在40万8,000円と産科医療補償制度の掛金1万2,000円を合わせて42万円を支給しています。この出産育児一時金だけでは出産に係る費用をカバーできないといった状況が見られます。このため国は、出産育児一時金の増額を検討しています。実際の出産費用を踏まえた具体的な引上げ額を年末までに決定する予定となっております。市としても国の動向に併せ出産育児一時金の増額を検討してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次の質問ですが、リトルベビーハンドブックの活用についてですが、具体的内容についてなどお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

リトルベビーハンドブックは、生まれたときの体重が1,500グラム未満相当のお子さんと、そのご家族のためにつくられたものです。既存の母子健康手帳では、記載が十分にできなかった小さく生まれたお子さんの成長記録や、新生児期からの医療情報などを書き込めるようになっており、母子健康手帳と併せて使うものです。

茨城県が今年10月に作成し、主に県内の周産期母子医療センターで配布が始まりました。本市では、総合保健福祉センターの健康推進課の窓口などでお渡しができます。ご希望の方はお問合せをお願いします。

リトルベビーハンドブックが必要とするご家族のために活用いただけるよう、ホームページや窓口などで周知に努めてまいります。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

確かに周知方法というのは大変だと思いますので、しっかりと周知していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、産後鬱の問題が深刻であり、児童虐待の死亡事例のうち、ゼロ歳から2歳児の割合が半数を超えることから、全ての親がどこの地域においても産後ケアを利用できる環境の整備が急務であります。未就園児のいる家庭を含め、家事、育児に不安、負担を抱える家庭を対象に、産前産後の母子専門の支援員、産後ルーラーやベビーシッター、家事支援ヘルパー、地域住民等が訪問し、相談支援や家事支援等生活支援を行う事業があります。

そこで質問ですが、未就園児のいる家庭に対し、訪問などによる育児支援はどのようなのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師などが家庭訪問をする、乳児家庭全戸訪問事業を行っております。このほかにも、保護者からの相談を受けて必要時に家庭を訪問し、育児に関する相談支援を行っております。

未就園児に限ったものではありませんけれども、児童虐待や家族関係、性格、発達、しつけ、不登校、非行など、子供の養育に関する問題を抱えた家庭に対して必要に応じ家庭児童相談室の相談員が巡回、訪問による相談指導を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） ぜひ継続していただけますようよろしくお願いいたします。

次に、学びの機会の確保についてであります。

多様な状況にある子供たちが誰一人取り残されることなく一人一人の資質、能力が一層確実に育成できるような教育への転換を進めます。そのためには、教育ICT環境の整備、良質なコンテンツの整備、GIGAスクール構想を進めるとともに、データに基づいて一人一人の学習状況を把握し指導に生かし、指導方法の検証、改善につながる、CBTオンライン版学力調査テスト、不登校や病気療養など様々な事情で学校に通えない子供たちの学びの確保及び感染症拡大や災害時など非常時の学びの継続のため、タブレット等を利用したオンライン授業ができる体制を進めるとあります。

そこで質問ですが、不登校や病気療養など様々な事情で学校に通えない子供たちへの学びの確保はどのようなになっているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

GIGAスクール構想により1人1台のタブレット環境が整備されたことに加え、感染症対応への必要性からデジタル機器を活用した学習形態が急速に普及しております。これは事情により通学できない子供たちにとりましては、リモートでの授業参加や課題の配布・提出といった通常の子供たちと同じような環境で学習ができるほか、AIドリルを使った自主学習など多様な学びの機会となっております。

しかしながら、デジタルでつながるだけでは本来の教育とは言えません。特に、長期にわたって登校できない場合は、学級担任が定期的に家庭訪問し、声かけをしながら学習プリントを手渡すなど、児童生徒はもちろん保護者との信頼関係の維持にも配慮しながら、引き続き学びの機会を確保してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、今いただきましたように引き続き大事なことでありますか

ら、よろしく願いいたします。

次に、多様な子供子育て家庭の支援についてであります。

様々な困難を抱える子供や家庭に対する支援があります。その中でも不登校の子供たちの支援ですが、不登校の児童生徒の学ぶ機会を確保、充実させるため、フリースクール等への支援及び連携体制の構築や教育支援センターの機能向上、夜間中学、不登校特別校を各都道府県、政令都市等に1校以上に設置、柔軟な学びの場の確保、教職員や学習指導員等の充実、訪問相談、学校内での居場所づくり、オンライン活用などを推進するとともに、行政、学校、地域、民間などが連携して家庭の支援も取り組む、不登校や高校中退した等の高卒認定資格取得を推進するとあります。

そこで質問ですが、不登校の子供たちに対してどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

不登校の理由はそれぞれ異なるため、まずは不登校となった背景やどのような支援を求めているかといったことを本人や家族との面談により把握をいたします。それを基に、各学校では不登校対策の担当教員を中心に担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーのほか、必要に応じて教育支援センターやこども課とも連携し、一人一人に応じた支援を組織として行っております。

また、学校以外の支援の場として本市の教育支援センター内に不登校の子供たちを対象とした適応指導教室「ひまわり教室」を設置しております。子供たちは学校の代わりに……

○副議長（大和田和男君） いいですか教育部長。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

○教育部長（小橋聡子君） 子供たちは学校の代わりにひまわり教室に登校し、少人数の落ち着いた雰囲気の中で教科学習や、体験活動などを行いながら、自信と安心感を持たせ、自立につながるよう支援を行っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、障がい児等のライフステージに応じた支援の拡充についてであります。

障がいの疑い段階を含め、早期発見、早期支援を実施するため、保健所、児童発達支援センターの抜本的な拡充を図り、相談、支援体制を整備するとともに、就学期以降も情報共有等を通じて学校と地域、学校と福祉課の連携を実施とあります。新生児聴覚スクリーニングによる聴覚障がいのある子供も早期に人工内耳や補聴器などの適切な治療や療育につながる体制を整備する。また、障がい児に応じた人工内耳や補聴器の支援を行い、さらに難病による聴覚障がいに対する補装具の特例支援を進めるとあります。

そこで質問ですが、難病を抱える子供が家族の支援についてどのような支援をしているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

本市における難病を抱える方への支援ですけれども、茨城県が発行している指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定医療費受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方に対しまして、那珂市難病患者福祉手当支給要項に基づき年額1万5,000円の難病患者福祉手当を支給しております。

茨城県におきましても、これらの受給者証の交付を受けている方に対し、医療費の助成を実施しているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、難病等を抱える子供や家族への支援についてであります。

難病医療法及び改正児童福祉法に基づき、さらなる指定難病の対象を拡大するとともに、難病連携拠点病院や移行期医療支援センターなどの難病医療提供体制を充実、また診断、治療法の確立に資する調査・研究を促進しつつ、研究と連結させて治癒薬、治療法の開発を一気通貫で進め、さらに難病対策地域協議会や難病相談支援センターを充実するとともに、就労、生活支援や小児慢性特定疾病の自立支援事業の確立に資するとあります。

難病関連法が施行されてから5年の見通しにおいては、医療費助成制度における医療費の助成開始の時期を申請時点から重症化時点に前倒しする、また指定難病の軽症者についても患者データを取ることができる仕組みを設けるとともに、地域で利用できる情報を記載した登録者証を発行します。小児がんや難病など生命を脅かす病気等を患う子供、その家族を支えるため、安心快適な環境の下、子供の学びや子供同士の交流や家族の交流の場となる子供ホスピスの全国各地で設置とあります。

では、本市において子供に関する施策については、ライフステージや子供の年齢等に応じて各担当部署が子育て支援のために日々努力していることが分かります。今後、本市における子育て支援をどのように考えているのか市長にお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 木野議員のほうから、子育て政策について全般にわたる様々な視点からご質問いただきました。そしてご意見等も賜りました。

報道でご承知のとおり、静岡県裾野市で大変残念な、あんなことがあるのかというようなことが今報道されております。決してあってはならない。やはり子供は地域の宝であり、行政としてどういうふうに関わっていくか、対岸の火事ではなくて、また心を引き締めている、そういう中でのご質問ありがとうございました。

先ほど担当部長から、本市における子供に関する主な施策について説明がありました。国においては、来年度子ども家庭庁が設立をされることになっております。議員のお話の中にも子供真ん中社会のお話がありました。かつては、もう子供を中心にいろんなものをみんなで頑張ろうと、そういう社会が存在し続けたと思います。現在の非常に多様化した中で、そういったことがやはり施策としてきちんと売り出さないと成り立っていかない、残念だなと思う反面、取り組まなくてはならない重要な課題というふうに私どもも考えております。本市といたしましては、これらの動向を注視いたしまして、子育て支援施策の展開をしてまいりたいと考えております。

子育て支援として、少し離れますけれども、少子化対策の施策になりますが、市独自の取組としてご存じのようにライフデザイン形成支援事業というものがございます。本日の新聞にも取り上げていただきました。先日、私自身も那珂三中で行われたこの講座に参加をいたしました。これは市内の8年生を対象に、結婚、出産、家庭などのライフイベントをその場面に応じて想像していただいて、人生の生き方の構想を描くきっかけを提供するセミナーを開催しております。中学生の皆さんは自らの将来を考える有意義な時間になったのではないかなというふうに感じさせていただきました。

那珂市では、現在第2次総合計画の策定を進めております。医療福祉助成事業や子育て世代包括支援センター事業など、妊娠期から子育て期にわたる各施策を引き続き展開をいたしまして、さらに子育てしやすい那珂市をつくるために子育て支援の充実を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今、市長の答弁にもありましたように、もっとやはり子育てしやすい那珂市をつくるため、子育て支援の充実をよろしく願っていただきまして、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

子供の弱視について質問いたします。

初めに、3歳児健診での屈折検査についてであります。子供の視力は3歳頃までに急激に発達し、6歳頃には大人とほぼ同じくらいになると言われております。目の発達に重要な時期にピントが合わないとか、目の機能の発達が遅れ、よい視力が得られない、こうした事情を早く見つけ、小さいうちから適切な治療につなげていくことがとても大切であります。

3歳児健康診査において、これまで実施していた各家庭での視力検査とアンケートに加え、機器を使用した屈折検査を行っている自治体もあります。屈折検査とは、遠視、近視、乱視の度数を調べる検査であります。これにより、視力の発達を妨げる原因となる強い遠視、近視、乱視を見つけることができます。子供にスポットビジョンスクリーナーという画面を見詰めてもらうだけで短時間で終了します。視力が発達する時期、生後6か月までに目の病気や異常、けがなど、物の見え方のピン트가合っていない状態であるとか、視力の悪い状態のまま発達が止まってしまいます。これを弱視といいます。早期発見、早期治療が非常に大切であり、3歳児に異常を発見し治療継続することができれば、6歳までにはほとんど問題ない状態にすることができると言われております。

子供の目の病気は、本人が不自由を訴えないことが多くあり、治療が手遅れになってしまうおそれもあります。見え方に問題がないように感じて、必ず眼科を受診することが大事であります。それでは、子供弱視について質問をいたします。

弱視は全国的に約2%程度おり、小児や若者視力不良の主な原因となっていることから、早期発見が重要と言われております。そこで、市の子供の視覚異常の確認はどのように行われているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

議員の説明にもありました、子供の視力は生まれてから物を見ることにより主に乳幼児期に発達し、6歳時には視力が1.0程度に到達すると言われております。しかし、目の疾患、遠視や乱視といった強い屈折異常、斜視などがあった場合に、適切な時期に治療を開始しないと視力の発達が止まってしまい、眼鏡をかけたとしても十分な視力が向上しない、いわゆる弱視を生じる原因となります。

市では、乳幼児期の健康診査や健康相談事業を通して視覚の発達の確認を行っております。乳児期及び1歳6か月児健診では、主に目の動きを観察する視診と呼ばれるものと、保護者への問診により確認をしております。3歳児健診では、この視診と保護者への問診のほか、視力検査を実施して確認をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） それでは、3歳児健診での視覚検査はどのように行われているのか伺います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

市では、国の幼児健診マニュアル、こちらに基づいて3歳児健診を集団健診として実施しています。視覚検査については、集団健診の前に各家庭で家庭での目に関するアンケートと視力検査、これを実施してもらいます。健診会場ではこれらを回収し、結果の確認、

これと家庭で視力検査のできなかったお子さんについては再検査を行い、医師の診察を行います。ここで異常を疑われたお子さんは、眼科での精密検査を勧めております。会場においても検査が十分に行えない場合には、後日、視能訓練士による屈折検査なども含めた詳細な検査を実施いたします。必要を認めたときには、眼科での精密検査を勧めています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） そこで、ここ数年屈折検査機器を購入する自治体が増えていると聞いておりますが、那珂市は屈折検査機器を所有しているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

市では保有をしておりません。健診会場で使用している屈折検査機器は、視力検査に協力いただいている眼科の医療機関が所有しているものになります。ご好意により会場に持ち込んでもらい、検査を実施しています。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） それでは、国からの補助があると聞いておりますが、今後国からの補助金等を活用して市で屈折検査機器の購入予定はあるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

現在のところ、3歳児健診において屈折検査機器を使用した検査は義務化はされておられません。しかし近年、屈折検査機器を導入することによって子供たちの視力検査が実施しやすくなることで、弱視などの視覚異常の早期発見につながる効果が期待されております。機器の導入に当たっては、購入及び維持管理などの経費、検査をする専門職の確保など課題はありますが、今後、国の補助事業を活用した屈折検査機器の購入を検討してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 毎年これは健診ですので、ぜひ補助金を利用し検査機器の購入をしていただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

最後の質問になります。

ゴミ焼却時の資源採取について質問いたします。

9月頃だったと思いますが、市長に焼却炉から金と銀を回収したとの新聞記事がありますと新聞記事を届けたところ、副市長からも私もよいと思うので担当に話しますと伺っておりました。

そこで、今回は質問させていただきます。

環境課に通告をしたところ、市長から新聞記事をいただいておりますとのことでした。内容は、相模原市ではこのほど高額な品を用いて一般ゴミを焼却させる製造工場の焼却炉、流動床式ガス化溶融炉から一昨年１年間に金と銀を合計330キロ回収することに成功したと発表されました。取り出した金と銀を売却し、改修費を差し引くと、3,700万円の収入となり、今後工場の収益に充てるということになったそうであります。

この溶融炉はあらかじめ砕いた電子機器などを含む一般ゴミを高温で流動する砂に接触させることで、灰やガスに分積した比重の重い金属がこの砂にたまる仕組みとなっております。休炉時に砂を取り出し、熱で溶かして電気分解することで金と銀を回収するそうであります。

相模原市では、同工場の焼却炉を建設した業者とともに、2018年から調査研究を開始し、昨年度に改修したところ一昨年に金と銀それぞれ約15キロずつ取り出せたそうであります。清掃工場の責任者は、まさかこんなに取れるとは思わなかったと金銀だけではなくほかの貴金属も含まれていないか調査していくと語っていたそうであります。

そこで質問ですが、相模原市のようにゴミ焼却炉から金と銀を回収し、それぞれそれを売却して収入を得られたとありますが、本市ではどのような取組ができるのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） お昼を過ぎましたが続けてよろしいですか。

市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員からご紹介いただいたように、相模原市がゴミ焼却炉から金と銀を回収し、約3,700万円の売却益があったことは承知してございます。

本市の一般廃棄物を処理している大宮地方環境整備組合に同様の取組ができないかどうか確認をいたしました。環境センターの焼却炉と相模原市の焼却炉では、焼却炉の構造や焼却方法が大きく異なるため、金や銀の回収は難しいと聞いております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

確かに、焼却炉等にそのような対応ができる炉とできない炉があることは分かります。市民としては、できればその資源の再利用を考えるのが自然だと思います。

そこで市としても、今後大宮地方環境整備組合で焼却施設の新設をする際には、SDGs、持続可能な取組が大事になると思います。ぜひ検討してみてはどうかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご提案のように、ゴミ焼却炉から金や銀を回収することができれば売却益を焼却施設の修繕や維持管理費に充てられるだけではなく、再資源化にもつながると考えられます。大

宮地方環境整備組合の焼却施設の新設につきましては、どのような施設にするかなど調査・研究の段階と聞いておりますので、今後も参考となる事例について情報を共有してまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

確かに今ご答弁いただきましたように、大宮地方環境整備組合の焼却施設の新設についてはまだ詳しいことは分かりませんので、計画に基づいてこのような取組をぜひ検討していただきたいと思います。

今は資源を大事にするのが現状であり、そうした環境の中から、那珂市においても積極的にSDGs、持続可能な開発目標を目指して価値ある取り組みをしていただきたいと要望いたします、以上で私の質問を終わりにいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告9番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（萩谷俊行君） 通告10番、古川洋一議員。

質問事項 1. 迷惑行為の対応について。 2. 独り暮らしの高齢者を守る事業について。
3. 教育問題について。

古川洋一議員、登壇願います。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算46回目の一般質問をさせていただきます。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
まずは、迷惑行為の対応についてお伺いしてまいります。

ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭などの迷惑行為は、市民の快適な日常生活に支障を来た

し、その行為が続けば心身の健康被害にもつながります。今日はそれら迷惑行為に対して市がどのような対応をしているのか質問してまいりたいと思います。

まず、市内の工場や事業所などから発生するばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭などについてですが、本市においてはそういった事例はほとんど耳にいたしませんけれども、もしあるとすればそれに対して市はどのような対応をしているのか、またそのような公害を防止するために近隣のひたちなか市などには市独自の条例があると聞いておりますけれども、本市でも条例が必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。併せてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市内の工場や事業所などから発生するばい煙や汚水、騒音、振動、悪臭などの対応になりますが、騒音や振動については市が、ばい煙や汚水、悪臭などについては県が主に窓口となり、相談内容に応じて法律及び県の条例に基づいた指導を行います。なお、市内の工場や事業所において発生が懸念される公害につきましては、現在の法律と県の条例により対応ができることから、市として条例の制定は考えてございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 騒音や振動は市、ばい煙や汚水、悪臭などは県が相談窓口となって、それぞれ法律や県の条例に基づいて指導を行っているとのことですが、市内の工場や事業所において発生が懸念されるような公害は、現在の法律と県の条例で対応が可能なので、市独自の条例を制定する必要は感じていないということであります。

ということは、本市においては重大な健康被害を及ぼすような公害はないというふうに理解をしたいと思います。が、最近は太陽光発電のパネルが反射する光がまぶしいとか、暑いとか、そういったお声もよく耳にいたします。これも一つの迷惑行為だと私は思っております。

次に、近隣住民の間に生ずる煙、汚水、振動、騒音、悪臭などについてですが、これは結構あるのではないかなというふうに思います。事実、私の元へも様々な苦情や相談が寄せられております。そこで、近隣住民間で生ずる迷惑行為に対しては市ではどのような対応をしているのか。また、住民同士のトラブルを防ぐためにもそういった問題に対応できる条例が必要なのではというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

近隣住民の間に生ずる問題には、煙や汚水、騒音、振動、悪臭などの公害やペットのふん害などによるトラブルがありますが、このような相談や苦情があった際には状況を確認し、行為者または原因者に対し改善をするようお願いや指導をしております。それでも改善がさ

れず、解決に至らない公害については、公害紛争処理制度による調停、あっせん、仲介の手続を茨城県公害審査会に取ることで解決を図ることができます。また、ペットのふん害など公害には当たらないトラブルにつきましては、市が実施している無料法律相談や法テラス茨城の活用を案内し、当事者間での解決を図っているところでございます。

このようなことから、議員ご提案の条例の制定につきましては考えてございませんが、市としましては近隣住民の間で問題が生じないようにルール及びモラルやマナーについて引き続き広報紙やSNSなどにより啓発を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 同じ住民間で生ずる迷惑行為であっても、程度にもよるんでしょうけれども、煙、汚水、騒音、振動、悪臭などは公害というけれども、ペットのふんなどについては公害には当たらないというような考えだそうです。どちらにいたしましても市ではまずは状況の確認をしていただいて、行為者に対して改善するよう指導を行い、それでも改善がなされなければ公害と言えるものについては公害紛争処理法でしょうか、法上の制度によって県の公害審査会で解決を図り、公害に当たらないペットのふん害などのトラブルについては当事者間では解決できない場合もあるので、市の法律相談や法テラスの紹介をして解決を図っているということであります。よって、条例を制定する必要はないけれども、そのような問題が生じないように引き続きルールやマナーなどの啓発は進めていくお考えとのことであります。

ただ、現実的には、例えば煙とかに関してですけれども、住民がたき火、一般的にたき火といわれるレベルを超えて、例えば建築資材の廃材なんかを燃やしているといったような話も聞くんですね。これはモラルの問題というよりももう法律上の禁止行為なのではないかなと。こういった行為が実際に行われているという現実を考えますと、きちんと対応できる条例が必要なのではないかなと私は思います。それと、法律で禁止されていない行為の場合、つまり犯罪でない限り警察も民事不介入ですし、それを当事者間で解決できずに法的手段に訴えるとしても、勝てる見込みはほとんどないのではないかと。そしてその費用を捻出することもできないといった方も多いいんじゃないかなと思うんです。

それ以前に、ご近所間のトラブルは誰も起こしたくはありませんし、巻き込まれたくもないですね。全国でもよく取り上げられるゴミ屋敷問題。これに対処できる法律はなさそうなんです、ゴミを強制撤去できる条例を自治体が制定しているという例は数多くあります。こういった行為まで含めて、市が直接対処できる条例の制定というのはやはり必要なのではないかなというふうに思うんですよね。那珂市にはそういった迷惑行為がないから必要ないということではなく、発生しないように、つまり防止するためということであります。

以上、意見として、そういったのが必要なのではないかなと私が思うということを申し上げておきたいというふうに思います。

次に、相手が人ではなく鳥の場合です。

10月ぐらいまで、どのくらいの期間でしょうか、菅谷の市街地の上空を怖いぐらいの数のムクドリが群れて飛んでおりました。皆さんの中にも見かけた方が多かったかと思います。そのときは数の多さにびっくりするくらいで通り過ぎましたけれども、後日、ご近所の方からふん害もあるし、夜はねぐらになっている木に止まっていて、その鳴き声がすごくて夜も眠れないんだといったお話を伺いました。また、近隣住民がねぐらになっている木を切ってしまうとどこかへ行ってしまうのではないかというようなふうに聞いたところ、大型商業施設等では敷地内に緑、つまり木ですね、木を植えないとならないので切るわけにはいかないというようなことを言われたというようなことであります。

そこで、このような被害については市ではどのような対応をしているのかお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ムクドリの群れの鳴き声による騒音やふん害につきましては、全国各地の市街地などで発生しており、社会問題の一つとなっております。

被害が発生した際の対応になりますが、ムクドリの大群を捕獲するのは困難であることから、ほとんどの自治体では追い払いをしているのが現状です。本市でも、以前、菅谷地内においてムクドリのふん害の相談があり、ムクドリの嫌がる音をスピーカーから流して追い払いをしたことがあります。一定期間は効果がありましたが、その後戻ってきてしまったと聞いており、根本的な対応策がないのが現状になります。

今後地域から相談があった際には、同様の対応をしたいと考えておりますが、一時的な効果であることをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 鳥獣保護管理法でしょうか、許可を取れば捕獲はできるというふう思うんですけども、現実的には無理なんだろうね。おっしゃるように全国各地の市街地で住民を悩ませているという話が報道されておまして、超音波や拍子木をたたいた高い音なんかが効果があるとか、天敵である鳥のダミーを設置するとか、レーザー光線を当てるといった様々な撃退法が試されてはいるようですけども、いずれにしても一時的な効果であって、完全に追い払うには大変根気のいる作業のようであります。

とはいえ、ふんや鳴き声等は人間にとっては大変な迷惑行為でありまして、近隣の住民にとっては重大な問題であります。人の健康を害しているのは間違いないわけですから、行政は決して難しいで片づけてしまってはならないというように思います。一時的な効果であっても、撃退法をいろいろ試行錯誤しながら住民の健康被害を軽減できるようご努力をお願いしたいと思います。

以上でこの項の質問を終わりにいたします。

次の項、独り暮らしの高齢者を守る事業についてお伺いしてまいります。

市では、独り暮らし等の高齢者を守る事業をいくつか実施していただいておりますけれども、その取組が市民に伝わっていないとお声をお聞きいたしました。

具体的には、救急医療情報キットの配布、緊急通報システム、配食サービスであります、それらについて近隣のどこどこ市ではやっているのに何で那珂市ではやっていないんだと、そういったお声であります。お聞きした際に、私のほうからは那珂市でもやっていますよというようなお話はするんですけれども、いや知らなかったというふうにおっしゃっていました。せっかくのよい施策であっても、市民に周知されなければ意味がありません。行政はよくホームページや広報なかに掲載しているというふうに言われますけれども、それだけでは不十分だということであります。

今回の質問は、事業の周知をお願いしたいということが一番の趣旨ではありますが、併せてさらによいものにするための要望等もさせていただきたいと思います。

まずは救急医療情報キットについてですけれども、これはどういうものなのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

この救急医療情報キットは、高齢者などの安全と安心を確保することを目的としております。自分のかかりつけ医や服用している薬、緊急連絡先などの情報を紙に書いていただいて、専用の容器に入れて、自宅の冷蔵庫に保管してもらいます。救急車が必要な緊急事態が生じた際には、到着した隊員がキットの中の情報を確認して対応することで、適切でスムーズな救急活動が可能となります。搬送先の病院においても、迅速な医療へつながることが期待できます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

便利なものだと思いますけれども、では、その配布の対象者と申請方法について教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

対象者となる方は、65歳以上の独り暮らしの高齢者の方、65歳以上の高齢者のみの世帯の方、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方としております。

情報を書く紙と保管する専用容器は無償で配布しています。

申請方法については、本人または民生委員、地域包括支援センターの職員などから介護長寿課の窓口で受け付けております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 独り暮らしというだけではなくて、65歳以上の高齢者のみの、例えばご夫婦が65歳以上だといったのみの世帯の方や身体障害者手帳1級、2級をお持ちの方にもお配りをしていると。そして申請については本人だけではなく民生委員さんや地域包括支援センターの職員さんなどの代理申請も可能だということでもあります。

では、ちなみに市内の独り暮らしの高齢者の数は把握されておりますでしょうか。それと、救急医療情報キットの配布状況を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

担当部署である介護長寿課で把握している独り暮らしの高齢者の数ですが、本年4月1日現在で1,487名となります。

緊急医療情報キットの配布数は、事業が始まった平成24年度から本年10月末までで978名となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 独り暮らしの高齢者は約1,500名ですが、キットの配布は高齢者のみの世帯と障がい者手帳1級、2級をお持ちの方も対象に含まれますし、毎年対象となる65歳になる方も毎年毎年対象者に入ってくるわけですね。そういった方もいることを考えますと、対象者の実数は把握できないにしても、少なくとも私の考えですが3,000名から5,000名いるんじゃないかなというふうに思うんですね。そのうち実際に配布を受けられた方は、事業開始後10年で約1,000名弱ということですから、配布を受けた方の割合というのは決して高くはないんじゃないかなというふうに考えます。

次に、救急医療情報キットは市民には無償配布とのことでございますけれども、市の購入費用を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） まず、過去の実績から申し上げますと、キットは事業が始まった平成24年度に2,000個、約64万円で購入しています。1個当たり三百数十円ということになります。当時は茨城県の補助事業でしたので、市の負担はありませんでした。現在のところ在庫が約1,000個ございますので、当面の間は購入する考えはありませんけれども、今後購入するという場合は県の事業は終了していますので、全て市の負担でということとなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 2,000個を64万円で購入したけれども、当時は県の補助事業だった

ため実質市の持ち出しはなかったけれども、今後購入するのであれば全額負担しなければならないとのことであります。当時の金額で1個当たり320円ぐらいですか、の計算になると思います。また、2,000個を購入した後、約1,000個配布したということですから、残りの在庫は約1,000個あるということでもあります。

では、大事な質問ですけれども、この制度の周知は図られているのか。また、配布された情報キットに必要な事項を正確に記入するのは難しいとおっしゃる方もいるような気がするんですけれども、記入等のサポートをする体制はあるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

救急医療情報キットの周知につきましては、市のホームページや広報なかでお知らせをしております。このほか、民生委員や地域包括支援センターの職員、ケアマネジャーなど高齢者を支援している関係者などと連携してサービスが必要な世帯を把握し、救急医療情報キットの利用につなげております。

情報の記入などのサポートにつきましては、本人が窓口にお越しになった場合には、職員が制度を説明し記入のサポートをいたします。民生委員や地域包括支援センターの職員には、この制度の案内と記入のサポートをお願いしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 冒頭、周知の方法についてはホームページとか広報なかだけでは不十分だというふうに申し上げましたけれども、そのほかにも民生委員さんや地域包括支援センターの職員さん、さらにはケアマネジャーさんなどの関係者が連携して利用につなげているということでもあります。先ほど本人だけではなく、代理申請も可能というご説明をいただきましたけれども、情報キットへの記入などのサポート体制も整っているとのことご答弁であります。

理想の周知方法とサポート体制だと思うんですけれども、私はちょっと疑問に思うんですね。それだけの体制にありながら、申請者が10年間で1,000名にも満たないのはなぜなのでしょうということなんですね。無償配布ですし、代理でも申請が可能だ、記入などのサポートもしてくれる、至れり尽くせりですよ。今は元気で必要ないという方も感じていなくても、いただいておいて困ることはないんじゃないかなと。いずれ有料になることを考えても、有料になる可能性がないとは言えないということですから、もし私が対象者でしたらいただいておりますかという感じになるのかなというふうに思います。

そう考えますと、そういった万全な態勢はあっても本当に機能をしているかということがちょっと疑問なんです。全ては、相談があったらサポートしてください、サポートしますよではないんでしょうかね。だとしたら、制度を知らない方が多いのもうなづけるんです。知らなければ相談もできないわけですからね。

そこで、キットの在庫があるということ、周知されていない可能性があるということ、申請や記入のサポート体制が整っているということを踏まえまして、救急医療情報キットを受け取っていない方、要らない方は別に結構ですけれども、そういった方は除いていただいて、対象者全員に配布してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

救急医療情報キットの対象者となる方は、先ほど答弁もしましたが独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などとなっています。これらの対象者を正確に把握するということとはできないため、全員に配布するということは難しいと考えています。市としては引き続き制度の周知に努めながら、真に必要とする方に配付し、利用につなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 対象者全員が把握できないから難しいという理由なんです、私、これ前向きな答弁と捉えています。なぜかという、可能な限り全員に配布したいと、そういったお考えはあるというような今お話がございましたから、そのように理解をさせていただきます。では、少なくとも今後民生委員さんや地域包括支援センターの職員さんなどが関わりを持つ方については、相談がなくとも改めて周知していただくことは可能だというふうに私は思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、緊急通報システムについて伺いしてまいりますけれども、まずはこの緊急通報システムとはどういうものなのか、伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

緊急通報システムですが、高齢者などが日常生活上の緊急事態等における不安を解消することを目的に、機器を貸与、お貸ししているものです。機器は、市の消防本部へ直接通報ができる装置と、ペンダント型の発信機などで構成されています。急病や事故、災害時など緊急に援助が必要な場合に直接通報ができることで、速やかな救護が行われるものです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 消防本部に直接通報ができて、会話もできる機器を貸与、設置することで、緊急時の速やかな救護につなげるということであります。これもどなたでもということではなく、貸与できる対象者が限定されているようですけれども、対象者と申請方法をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

対象者ですが、75歳以上の独り暮らし高齢者の世帯、65歳以上の要支援、要介護認定を

受けている高齢者のみの世帯などとしています。

申請については、本人または民生委員や地域包括支援センターの職員などの代理の方から受け付けております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほどの情報キットのほうは65歳以上でしたけれども、緊急通報システム機器の貸与は75歳以上の独り暮らしの高齢者、さらに65歳以上の要支援、要介護認定を受けている高齢者のみの世帯が対象で、申請については情報キットと同様本人だけでなく民生委員や地域包括支援センター職員などの代理申請も可能とのことであります。

次に、この機器の貸与については、設置に関しては利用者負担があるわけですが、以前利用者からの高過ぎるというようなお声を受けて、私から質問、要望させていただき、負担額を見直していただいた経緯がございます。利用者からも大分利用しやすくなったよと感謝をしておりました。改めて、設置費用の利用者負担額を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

緊急通報システムの設置費用ですが、1台6万9,850円かかります。利用者の負担を考慮し、生計の中心者の市民税の所得割額に応じて4つの階層区分に分けて負担の軽減を図っております。

階層区分ごとの負担割合ですけれども、まず第1階層、市民税非課税世帯となりますが、利用者の費用負担はありません。第2階層、こちら市民税所得割額が6万円未満の世帯、こちらの設置費用の8分の1を利用者が負担となります。第3階層、市民税の所得割額が6万円以上12万円未満の世帯、こちら4分の1を利用者が負担となります。第4階層、こちら市民税所得割額が12万円以上の世帯で、2分の1を利用者負担となっております。この差額については市が負担するということになります。

また、希望によっては火災警報器を緊急通報システムに連動させることもできます。費用については、別に1万8,700円増となります。こちらも先ほど同様4つの階層区分に分けて利用者の負担軽減を図るということになっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 本来の設置費用は約7万円、さらにオプションで火災警報器と連動させると9万円近くになるわけですが、1から4の階層があって、第1階層の市民税所得割額が非課税の世帯は市が全額補助、つまり利用者の負担はゼロであります。また、対象者の要件さえ満たしていれば、生計の中心者が高額所得者であっても第4階層に該当し、費用の2分の1は市が補助してくれるので、利用者の負担は半額で済むということになります。大変ありがたいことでもあります。

では、1 から 4 までの階層ごとの人数と割合をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

緊急通報システムは、令和 4 年10月末現在211名の方が利用しております。階層の区分につきましては、申請時における市民税所得割額により決定いたしています。

直近 2 年間の申込者の状況を説明しますと、令和 4 年度10月末現在の申込者数は 9 名となります。このうち第 1 階層は 8 名で88.9%、第 2 階層は 1 名、11.1%、第 3、第 4 階層の方はおりません。令和 3 年度の申込者数ですが、23名です。このうち第 1 階層は18名で78.3%、第 2 階層は 4 名で17.4%、第 3 階層は 1 名で4.3%、第 4 階層の方はおりませんでした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

利用者負担がゼロの方の割合が 8 割から 9 割を占めており、第 2 階層で 8 分の 1 をご負担いただく方の割合というのは 1 割から 2 割、負担が 4 分の 1 とか 2 分の 1 となる、第 3、第 4 階層の方はほとんどいないということであります。第 3、第 4 階層に該当する方は、所得があるから設置しない、要らないのではなく、そもそも対象者の中に高額所得がある方という方がそもそも少ないんじゃないかなというのが私の分析であります。

で、私が気になるのは、利用者数で累計211名、年度ごとの新規申込者はばらつきはあるものの10名から20名前後という点であります。非課税世帯の方の費用負担がゼロということであれば、利用を希望する方はもっと多いんじゃないかなというふうに私は思うんですね。周知がされていないんじゃないかというふうに考えてしまうんですけども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

周知につきましては、市のホームページ、または広報なかで案内、お知らせをしております。このほか、救急医療情報キットと同様、民生委員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーなど高齢者を支援している関係者などと連携して周知を図っています。

独り暮らしの高齢者の中には、まだ元気だから必要ないという方もいると聞いております。緊急通報システムは、日常生活上の緊急事態などにおける不安の解消が目的です。引き続き、関係機関と連携しながら一層の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 救急医療情報キットと同様、ホームページや広報なか以外にも民生委員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャーなどの関係者が連携して周知していると

ということなんです、先ほども申しましたけれども、相談されたらサポートするという意識になっていないかということが気になります。確かに、元気だから必要ないという方もいらっしゃると思いますけれども、緊急事態に対する不安解消が目的だということであれば、今は健康でも明日はどうか分からないのが人間ですから、いざという時のための不安解消にというたい文句でご説明をすれば、希望者はもっと増えるのではないのでしょうか。これは、救急医療情報キットとは違って、市の持ち出しが大きいですね。補助額が大きいからです。ので、積極的にお勧めできないのかなというようなこともちょっと思うんです。それから、この緊急通報システムは電話回線を使用するというふうにお伺いしておりますけれども、利用できない電話会社があるというふうに聞いています。人はそれぞれの事情で電話会社を選んでいるかと思いますが、この緊急通報システムを利用できるのであれば利用可能な電話会社に切り替えたいんだというように思う方もいらっしゃるのではというふうに思うんですけれども、それなりの費用がかかってしまうと思うんです。そこで、利用可能な電話会社への切り替える費用を助成することはできないのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

まず、この緊急通報システムの保守点検費用というのがあるんですが、こちらは全額市が負担しております。また、平成29年度に設置に係る費用負担の見直し、先ほど答弁にありましたけれども、利用者の負担を軽減しております。電話料金の切替費用については利用者に負担していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 設置費用だけではなくて、毎年の保守点検費用、そういったものも市が負担をしているし、先ほどもありましたけれども設置費用の見直し、お安くしていただいたと、負担を軽減していただいたということもあるので、電話会社の切替費用については利用者に負担していただきたいということであります。それはそれでやむを得ないのかなというふうには思います。

では、次に配食サービスについてお伺いをしてまいります。

まずは、配食サービスの目的をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

配食サービス事業は、食生活の安定と健康維持を図るとともに、見守りや安否確認、孤独感の解消を目的としています。身体や生活の状況により調理が困難な高齢者などに対して栄養バランスの取れた食事を提供する事業となっています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 食生活の安定と健康維持、これが一つの目的、そしてもう一つが見守り、安否確認、孤独感の解消、これが2つ目の目的、ここちょっと押さえておきたいと思っています。

では、次に対象者と申請方法をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市の補助の対象者となる方については、おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者や、心身が虚弱な高齢者のみで生活をしている世帯の方などで、身体的機能の低下などの理由により食事の支度ができない方や困難な方、さらに見守り、安否確認を真に必要とする方としています。

見守りや安否確認を目的の一つとしていることから、同一敷地内や近隣に親族がいる世帯、日中独居となる世帯は市の補助の対象外となります。ただし、実費を負担すれば配食のサービス自体は利用できます。

申請についてですが、本人または地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどによる代理者からも受け付けています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 対象者ですけれども、ちょっと複雑といいますかハードルが高いなということをちょっとこども押さえておきたいと思います。

申請については、これも本人だけではなく地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどの関係者の代理申請も可能だということでもあります。

では、利用者の負担等についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

費用ですけれども、1食当たり660円となります。そのところ、市民税課税世帯の方は460円、非課税の世帯の方は360円を負担いただいております。その差額を市が調整をいたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 1食当たり660円のところ、市民税課税世帯には200円、非課税世帯には300円を助成をしているということでもあります。

では、申込者のうち課税世帯と非課税世帯の人数と割合をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

配食サービスは、今年10月末現在、97名の方が利用しています。費用については、申請

時における市民税の課税、非課税により決定し、以降毎年7月に再判定をしています。直近2年間の申込者の状況を説明しますと、令和4年度については、10月末現在26名となります。このうち、課税世帯の方は5名で19.2%、非課税世帯の方は21名で80.8%となります。令和3年度については、48名いらっしゃいまして、このうち課税世帯の方は18名で37.5%、非課税世帯の方は30名で62.5%となっています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） これもやはり利用者数というのは決して多くないような気がいたします。

先ほどの対象者のところで、同一敷地内に親族がいる世帯などは市の補助対象外とのことですけれども、敷地内とか近所に親族がお住まいでも食事の世話をしてくれるとは私は限らないというふうに思うんですね。前回の定例会でこの要件を撤廃すべきといった趣旨のご質問がございましたけれども、この事業は見守り安否確認を目的としていることから、食事が作れないというだけでは要件からは外すことはできないんだといった趣旨のご答弁がございました。だとしても、実費負担すればサービスが利用できるのであれば利用したいというふうに思う方がいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことも周知すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本人や家族などから利用に関する相談があり、補助の対象とならなかった場合、これについては実費負担であるならば利用ができること、また利用ができるどんな事業者などということをお案内しております。このことは、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関にも情報を提供をしています。改めて制度の周知について一層連携を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 実費負担で利用している方々がどのぐらいいるのかということも知りたいところなんですけれども、対象外の方には業者を紹介するだけなので、実際にどれだけの人が利用しているかは分からないということでもあります。

いずれにしても、対象者の要件が複雑でかつハードルが高い、それは食生活の安定と健康維持を図るという目的と、見守り、安否確認、孤独感の解消という2つの目的を同時に果たそうとすることが原因であって、弁当はそのツールにすぎないんだということなんだと思うんです。ですから、要件は変えないにしても、おおむね65歳以上などという曖昧な要件があるように、住民の事情に応じて例外とか特例措置があってもよいのではないのかなというふうに感じます。

また、制度の周知については従来の周知方法だけに頼らず、そして関係者も相談があったらではなく、漏れなく説明するという意識でお願いしたいなというふうに思います。できれば高齢者を守る制度やサービスに関する冊子や、1枚ぺらでもいいと思うんですけども、チラシ、そういったものなどを広く市民に配布できるものがあればいいなというふうに思います。

以上、意見、要望としてお伝えし、この項の質問を閉じます。

最後の質問事項、教育問題についてお伺いしてまいります。

最初は、訪問型家庭教育支援についてですけれども、その名のとおり訪問して家庭教育を支援するというものだと思うんですけども、過日、新聞報道で初めてその支援事業の存在を知りました。まずは、この訪問型家庭教育支援とは具体的にどのような事業なのか、教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

訪問型家庭教育支援は、茨城県教育委員会が各市町村に対して取組を推奨しているもので、国と県の補助事業になっております。

事業の目的としましては、近年の家庭教育力の低下を背景に、保護者が安心して子育てが行えるよう地域において支援体制を整備するものです。支援の対象は、地域の全ての保護者となっておりますが、その中でも子育てに不安や悩みを抱える家庭や、小学校入学前後の子供がいる、あるいは不登校の子供がいるなど、特に支援が必要な家庭が中心となります。

支援の方法としましては、元教員や社会教育委員、民生委員、児童委員等の専門的な人材のほか、研修を受けた家庭教育推進員等により支援チームを結成して各家庭を訪問するという、いわゆるプッシュ型で相談に応じるものです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 家庭教育力の低下が背景にあって、家庭教育を地域で支援する体制を整備する事業ということなんですけれども、よいことだとは思いますが、そういう時代なんだなとちょっと寂しさを感じるのは私だけでしょうか。

核家族化が進む時代、ご近所付き合いが希薄になった時代だからこそ必要な取組であり、特に共働き、ひとり親世帯など相談窓口を訪れる時間がない保護者をサポートする必要性を踏まえ、国や県が推進しているようであります。昨年度相談があった家庭の6割超で改善が見られたとして、県の教育委員会のほうでは着実に成果が出ているというふうにしています。報道によりますと、この事業は県内で21市町村が実施し、3市町が準備をしており、全市町村の半数を超える見通しだそうですけれども、那珂市ではこのような訪問型家庭教育支援の取組を実施しているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、現在のところ訪問型の支援は実施しておりません。

先ほど、事業の手法としまして訪問支援チームがプッシュ型で相談に応じるという答弁をいたしました。現時点では、この支援チームを組織するための人材育成を進めている段階です。具体的には、地域の人材、例えば元教員や社会教育委員はじめ現役の教員や保育士といった方々にお声がけをして、茨城県が主催する訪問型家庭教育支援員資質向上研修に参加いただくことで支援体制の整備に取り組んでおります。

各家庭を訪問し、きめ細やかに相談に応じるためには、質と量の両面において、いわゆるマンパワーの育成と確保が最も重要と認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） まだ実施はしていないけれども、準備はしているということであります。現時点では、支援チームを組織するための人材育成を進めている段階だそうですが、これは物すごく重要なことですよね。元教員とか社会教育委員さんなど子供に関わってきた経験者とはいえ、他人が家庭に入っていく、家庭教育に踏み込んでいくわけですから、きめ細かな相談に応じるのはたやすいことではないと思いますし、責任もあるでしょう。

そしてまたこうした経験者は、ほかの活動を兼ねているといった方が多いほか、高齢者が中心となるため交代要員ですとか、後継者を育成し続けなければならない。どこの自治体でも事業の必要性は理解されているけれども、人材確保に苦労しているのが現状のようであります。人材の発掘とともに、研修を重ねられ、しっかりと準備を進めていただきたいと思います。そして準備期間を経て、近い将来実施の運びとなるかと思っておりますけれども、本市ではどのような事業展開を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど議員からもご紹介があったとおり、県内でも徐々に事業を開始する市町村が増えてきております。本市におきましても、支援体制整備の状況を踏まえながら、できるだけ速やかに事業に着手したいとは考えております。

事業開始の段階におきましては、訪問対象は不安や悩みを抱えてるご家庭が優先されるものと想定しておりますが、年次的に支援員の充実を進め、将来的には本市が進めている保幼小中連携の取組を踏まえて、小学校入学前と入学後の子供がいる世帯に対して全戸訪問を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 時代が求めている事業ということありますから、やっていただかないんですけれども、全戸訪問となれば大変なことだと思いますよ。学校の先生が家庭

訪問するのとは違い、訪問時間も平日の昼ばかりではないんじゃないか、できないんじゃないかなというような気もいたします。ですから、私は何か1年中家庭訪問しているようなそんなイメージを持ってしまいます。ご期待申し上げますとだけお伝えして、次に進みたいと思います。

次は、部活動の地域移行についてなんですが、この件はこれまでも質問させていただいてきましたけれども、いよいよ具体的に検討しなければならない段階になってきているのではとお察しいたします。教員の働き方改革を進める上でも避けては通れない問題であります。

まずは休日のということになるかとは思いますが、部活動の地域移行について、本市における現状と課題、今後の進め方をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

休日の部活動の地域移行につきましては、年度当初から学校長会や本市のスポーツ協会等の関係機関に対して、国や茨城県の方針等を説明しながら検討の必要性について共通理解を図ってまいりました。現在は、大縄教育長を中心に具体的な検討に入るための準備を進めている段階です。

地域移行における課題は、国や県が示しているとおりでありますが、その中でも土日の部活動を引き受けてくれる指導者や団体の確保、こちらが最も大きな課題となっております。県では人材バンクの整備を進めておりますが、本市としましても独自に確保していく必要性を感じております。そのほかにも指導者の研修や資格をどうするのか、大会への参加方法はどうなるのかといった課題がございますが、これらは一自治体としてではなく、県や中学校体育連盟の判断を待つべきものと考えております。

本市における今後の進め方としましては、まずは検討組織を立ち上げます。市教育委員会と中学校教職員の代表による部活動地域移行検討委員会、また調査・研究を行うワーキンググループ、さらに地域の関係団体が有識者として参加する委員会も設置し、重層的な議論や検討を通して本市として実行可能な取組を1つでも2つでも実現していく考えです。まずは年明けを目途に、ワーキンググループによる課題の洗い出しに着手することを目指しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうですね。まずは、受け入れてくれる団体、指導者がいなければ話が進みません。大きな都市では受入れ可能な団体もたくさんあるんでしょうけれども、そもそも那珂市、または近隣に、中学生を指導しているクラブチームのような団体があるのか。私の知る範囲ではそう多くないのではないかなというふうに思います。

例えば野球で考えてみますと、公式野球を教えるクラブチームはありますけれども、軟式野球のチームは多分ないのではないかなと思います。あるのはサッカー、卓球など、数数え

る程度だというふうに思います。となれば、例えばママさんバレーのような団体が中学生を受け入れて、指導もしていただかなければならないということになりますよね。この地域において、果たして本当に地域移行は可能なのか。私は疑問であります。

加えて、ご答弁にもございましたけれども、指導者の資格とか責任とか、大会参加の方法、教員が兼業で休日も指導する場合など、課題だらけだと思うんです。私が言ってはいけないんですけれども、中体連の存在、大きな壁になるのではないのでしょうか、と思っております。

ただ、つい先日、中体連が民間団体に所属する選手の全国中学校体育大会、いわゆる総体とあれがそうですかね。全国中学校体育大会の参加を全競技で認めるといった報道がございました。地域移行を考えますと当然の措置かとは思いますが、これまで通知一つでうまくいくとは思わないんですね。今はそれ以前の山積する課題を解決するほうが先かなというふうに思います。

いずれにいたしましても、地域移行は時代の流れで進めなければならないのでしょうから、1つでも2つでもできることから始めるしかないということですね。

それと、教員の働き方改革との両立につきましては、平日の活動を週3日、午後5時までには制限するような自治体もございます。ただ、部活動改革は教員の働き方改革の視点だけではなく、子供たちの活動を確保するという視点でも大変重要であって、私が一番危惧しているのは子供たちが犠牲になってしまうことであります。それだけは、どうかご配慮いただきたいと強く思います。

次に、本市における特別支援教育についてですが、本市では特別な支援が必要な児童生徒のため、さらには先生方の負担軽減のために、生活指導員と学習指導員の増員配置を積極的に行っていることに対し、私も感謝を申し上げたいと思います。

さて、現在ではインクルーシブ教育の推進もあって、特別な支援が必要な児童生徒の親御さんが普通学校や普通教室で生活させることを望まれるなど、選択肢が増えていることはよいことだと思います。そこで、特別な支援が必要な児童生徒が地元の公立学校へ入学を希望した場合、市ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本市におきましては、これまでも障がいの程度にかかわらず入学を希望する方を受け入れてきております。受入れに当たりましては、まずは本人の状況を正確に把握する必要がございます。そのため、入学前には教育委員会と学校の教職員、そして保護者が面談を重ね、必要な支援や要望を確認いたします。その上で、本人の状況に応じた施設環境や支援体制の整備を行います。

これまでの事例では、車椅子の使用が必要な場合に、エレベーターのない学校に階段昇降機を購入したほか、出入口やトイレの改修、スロープの設置等を実施しております。また、人的な支援体制として、生活指導員を専属で2人つけるといった増員配置により対応したこ

ともございます。今後とも公立学校の役割として可能な限り受け入れていく考えです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 基本は意思を尊重して受け入れるが、その前に本人の状況を正確に把握するために面談を重ね、必要な支援や要望を確認する。その上で本人の状況に応じた施設環境や支援体制を整備するということでもあります。受入れは、公立学校の役割だというふうにお考えなので、特に心配はしておりませんが、全国には先進的な取組が結構ありますので、それも参考にしながらできることを1つでも2つでも取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本市における主権者教育についてですが、成人年齢及び選挙権年齢が18歳に引き下げられたこともあり、早い段階から主権者教育に取り組むべきと思いますが、本市における主権者教育はどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

日本国憲法では、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という3つの基本原理が掲げられています。主権者教育とは、このうちの国民主権について学ぶことで、国民として求められる資質や能力を育成するものです。学習指導要領では、小学校では我が国の将来を担う国民としての自覚を、中学校では平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚をそれぞれ養うことを目指しており、本市の小中学校においてもこれに基づき主権者教育を行っております。

教科では、社会科が中心となります。例えば、国会や内閣の役割といった政治の仕組みをはじめ、国民が主権を行使する代表的な場面である選挙について、発達段階に応じて学習しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 小学生、中学生、いずれも社会科、公民の、つまり教科として学習指導要領に基づく主権者教育を行っているということですね。

では、そのほかに市独自の取組はございますか。お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

主権者教育は、教科ばかりではなく特別活動も重要な教育の場になっております。学級での話合いや児童会、生徒会の活動を通して、民主主義の在り方や政治に参画し意思決定するプロセスといったことを実体験として学んでおります。

最近話題になっている校則ですが、本市では児童会や生徒会が中心となって校則の見直しを実施した事例がございます。これも自分たちに関わるルールについて自ら考え、見直すこ

とにより、主体性や政治参画、社会参画といった主権者として求められる資質を養う主権者教育の一つと言えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） そうですね。教科として政治や選挙等の仕組みなどを学ぶだけではなく、特別活動などを通して政治が自分たちの生活とどう関わっているのかなどを身近なものであることを学ばせ、今後どのような政治が大切なのかを考えさせる場を持つことで、例えばコロナ感染が拡大する中、国や地方自治体の役割とか対策、これを自分で考えてみると、そういったことが大切なのかなと思います。つまり、主人公は政治家ではなく、自分なんだという意識と自覚を持たせる必要があるというふうに思います。

では、最後のコロナ禍による影響についてですが、コロナ禍が原因と考えられる不登校の児童生徒が急増しているという報道がされております。本年10月下旬の報道ですが、茨城県内の公立小中学校で2021年度に30日以上欠席した不登校の児童生徒は6,411人で、前年度より40.8%増えて過去最多だったことが文科省の調査で分かりました。

県義務教育課では、コロナの感染拡大に伴い、学習環境や生活環境が変わり、不安感が増したり学校生活に適応できず登校できなくなっていると分析をしているようです。文科省は、運動会や遠足、修学旅行といった学校活動が制限され、登校意欲が下がったとの見方や、休校による生活リズムの乱れが戻らない事例も報告されており、またフリースクールなど学校以外の学びの場が選ばれやすくなったといった指摘もあるそうであります。

このように、コロナ禍は学校生活の様々なところに影響を与えていると思いますが、那珂市では不登校も含めてどのような影響があったのか。コロナ禍前と現在では子供たちの様子はどのように変わったのかを併せて伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、コロナ禍を原因とする不登校ですが、感染症への不安感といった複合的な要素の一つとしてはございますが、コロナが主要因であるケースは報告されてはおりません。

次に、コロナ禍前後の子供たちの様子についてです。

令和2年の初めにコロナ禍が始まって以来、感染症対策の一つ一つが子供たちの生活に影響を及ぼしております。マスク着用によるコミュニケーションの阻害、3密を避けることによる友達との親密な関係づくりやグループワークの制限、音楽や体育、家庭科等の指導内容はもとより、宿泊学習、修学旅行、体育祭といった学校生活の思い出としてなくてはならない行事も制約を受けました。徐々に緩和されてきてはおりますが、いわゆる黙食は継続しており、楽しく食事をする時間が奪われたままになっていることは大変残念に思います。

しかしながら、各学校においてはできないことよりもできることに目を向け、これまでになかった新しい取組の中で子供たちを育成しております。その最たる例が1人1台のタブ

レット環境です。授業だけでなく、毎日の健康管理や家庭との連絡など、学校生活全般を通じた活用により子供たちのデジタル機器の操作能力や情報活用能力は格段に向上しております。また、感染防止対策を通して、他者を尊重する道徳心やルールやマナーを守る規範意識のほか、制限がある中でも積極的に取り組もうとする前向きな思考力が育っているようです。

今回の議員からのご質問を受け、コロナ禍は一方では困難な中にあってもたくましく生き抜く児童生徒を育成するという教育的側面もあったのではないかと認識を新たにしたところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 不登校については複合的な要素としては考えられるけれども、コロナが主原因であるケースは報告されていないということで安心しております。

子供たちの様子の变化につきましては、マスクの着用によるコミュニケーションの阻害や3密を避けることによる親密な関係づくり、それからグループワーク等の制限、授業の制限、行事の自粛、そういったこともあってマイナスと取られることもあるけれども、そればかりではなくコロナ禍によっての影響がよい方向に転じたことも多々あったというふうなことで、それはそれで私も認識を新たにしたところであります。

私の持論である、学校は生きる力を醸成する場という意味においては、コロナ禍もマイナス面ではないのではないのかなと私も考えを新たにしましたけれども、一つだけご答弁の中にもございました給食における黙食なんです、これだけは何とかならないのかと思っておりましたら、11月30日に給食中の会話を可能とする報道がございました。コロナ対策から黙食の文言が削除され、給食中の黙食は求めていることを明文化しました。ただし、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、換気をするといった対応を講じることは求められるようです。それからマスクの着用についてもコミュニケーションに影響するとの指摘があり、マスクを外す場面を設定したり、不要な場面では積極的に外すよう促すなど、メリハリのある着用を求めることであります。

ちなみに私は、地元の小学校で立哨活動をしておりますけれども、小学校3年生以下の子の顔が分かりません。とても今まで元気づけられたことを考えると非常に残念であります。一日も早くマスクをしないでいい時が戻ってくることを切に願いながら、以上で私からの一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告10番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

議案第56号から議案第73号までの以上18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

議案第56号から議案第73号までの以上18件につきましては、文書管理システムに登載しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のLINEワークス掲示板に掲載しますので、ご確認をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

令和4年第4回定例会

那珂市議会会議録

第4号（12月19日）

令和４年第４回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第４号）

令和４年１２月１９日（月曜日）

- 日程第 1 議案第５６号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第５７号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第５８号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第５９号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第６０号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第６１号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第６２号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第６３号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第６４号 那珂市情報公開条例
- 議案第６５号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 議案第６６号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例
- 議案第６７号 令和４年度那珂市一般会計補正予算（第６号）
- 議案第６８号 令和４年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）
- 議案第６９号 令和４年度那珂市水道事業会計補正予算（第１号）
- 議案第７０号 令和４年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）
- 議案第７１号 建設工事請負契約の締結について
- 議案第７２号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第７３号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 議員派遣について
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	原 田 陽 子 君	３番	小 池 正 夫 君
４番	萩 谷 俊 行 君	５番	石 川 義 光 君
６番	關 守 君	７番	大和田 和 男 君
８番	富 山 豪 君	９番	花 島 進 君
１０番	寺 門 厚 君	１１番	木 野 広 宣 君
１２番	古 川 洋 一 君	１３番	勝 村 晃 夫 君
１４番	武 藤 博 光 君	１５番	笹 島 猛 君
１６番	君 嶋 寿 男 君	１７番	福 田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

副 市 長	玉 川 明 君	教 育 長	大 縄 久 雄 君
企 画 部 長	大 森 信 之 君	総 務 部 長	渡 邊 莊 一 君
市民生活部長	玉 川 一 雄 君	保健福祉部長	平 野 敦 史 君
産 業 部 長	浅 野 和 好 君	建 設 部 長	今 瀬 博 之 君
上下水道部長	根 本 雅 美 君	教 育 部 長	小 橋 聡 子 君
消 防 長	鈴 木 将 浩 君	会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	海老澤 美 彦 君	選挙管理委員会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君

議会事務局職員

事 務 局 長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿
のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案第56号～議案第73号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第56号から議案第73号までの以上18件を一括して議
題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、富山 豪委員長、登壇願います。

富山委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（富山 豪君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例外12件です。

次に、結果でございます。

議案第56号から議案第61号及び議案第63号から第67号並びに議案第71号から第72号は全
会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

理由でございます。

議案第56号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している本条例の一部を改正するものです。

また、市が独自に個人番号を利用できる事務について、現在は個人番号を利用していないものがあるため、これを別表から削除するとともに、条文の規定方法、引用法令等について必要な改正を行うものです。

議案第57号は、令和4年人事院勧告に伴い、給料の一部の増額を遡及改定するとともに、勤勉手当の支給月数を増するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、令和4年人事院勧告に伴い、給料の一部増額の遡及改定を行うとともに、期末手当の支給月数を0.05月増するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第59号は、令和4年人事院勧告に合わせて、特別職の職員の給与に関する法律について人事院勧告の特別給の支給月数の増に合わせる趣旨の改正法が国会において可決されたことから、国の取扱いに合わせて期末手当の支給月数を0.05月増するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第60号は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正し、職員の定年を令和5年度から段階的に65歳まで引き上げるほか、管理監督職務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制度等について定めるものです。

議案第61号は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、定年引上げに関連する条例を整備する条例を制定するものです。

議案第63号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律の一部が改正され、国の行政機関等だけでなく地方公共団体も適用対象となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

議案第64号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護に関する法律の一部が改正され、これまで那珂市個人情報保護条例に基づき実施してきた個人情報開示制度が同法に基づき実施されることに伴い、那珂市公文書の開示等に関する条例の全部を改正するものです。

議案第65号は、那珂市情報公開条例及び個人情報保護に関する法律に基づき行う行政文書及び個人情報の開示決定等に対する審査請求について、実施機関からの諮問に応じ調査審議を行う機関として、那珂市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定するものです。

議案第66号は、地方公務員の段階的な定年の引上げに伴い、増加する高齢層職員の多様な働き方を担保するため、業務と並行して地域貢献活動等に参画する55歳以上の職員が高齢者部分休業を取得できるよう、条例を制定するものです。

議案第67号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第71号は、（仮称）四中学区コミュニティセンター新築工事に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

議案第72号は、那珂聖苑の管理について、現在の指定管理の指定期間が令和5年3月31日に満了となることから、改めて指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池正夫委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告いたします。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第6号）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第67号、第69号及び第70号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第67号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第69号、第70号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第62号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
例外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第62号、第67号から第68号及び第73号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第62号は、指定管理者の指定に伴い、指定管理者が行う業務範囲について整理する必要があるため、総合保健福祉センター内の施設名称及び業務についての文言を修正するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第73号は、那珂市総合保健福祉センターの指定管理について、現在の指定期間が令和5年3月31日に満了となることから、改めて令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、那珂市社会福祉協議会を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものであります。

議案第68号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第56号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第57号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号 那珂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第62号 那珂市総合保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 那珂市個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第64号 那珂市情報公開条例、議案第65号 那珂市情報公開・個人情報保護審査会条例、議案第66号 那珂市職員の高齢者部分休業に関する条例、議案第67号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第6号）、議案第68号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第69号 令和4年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第70号 令和4年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第71号 建設工事請負契約の締結について、議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について、以上18件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第73号までの以上18件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、文書管理システムに登載したとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載したとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで会期の変更について議題といたします。

今定例会では、最終日に過半数の議員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり本会議を開けない場合に備え、会期を通常より延長しておりましたが、本日全ての議事が終了しましたので、会期を変更し、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで副市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

副市長。

〔副市長 玉川 明君 登壇〕

○副市長（玉川 明君） 令和4年第4回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、本定例会中に先崎市長が新型コロナウイルス感染症に感染し、先日の議会運営委員会や全員協議会が欠席になるなど、議員の皆様方にご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めておわび申し上げます。

先崎市長につきましては、明日20日まで自宅療養の予定でございますが、今朝の時点におきましても発熱はなく、その他の症状もない状態でございます。現在は、リモートワーク用のパソコンを自宅に備えまして、職員から電話やメールで業務報告を受けるとともに必要な指示を出すなど、市政運営に支障を来さないよう対応しておりますので、ご理解のほどよろ

しくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする18件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、令和4年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案等につきましてご審議をいただき、貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、輝かしい新年を迎えられますよう、心からお祈り申し上げます、閉会の挨拶といたします。

今年一年ありがとうございました。よいお年をお迎えください。

○議長（萩谷俊行君） これにて、令和4年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大 和 田 和 男

那珂市議会議員 福 田 耕 四 郎

那珂市議会議員 原 田 陽 子